ISSN 1342-5749

# 農林金融

THE NORIN KINYU

Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2022 2 FEBRUARY

## 農業・農協の環境・デジタル対応

●EUの2021年CAP改革にみるファームトゥフォーク戦略への対応

●農協をデジタル化することの意義と課題

●農泊の概念の考察

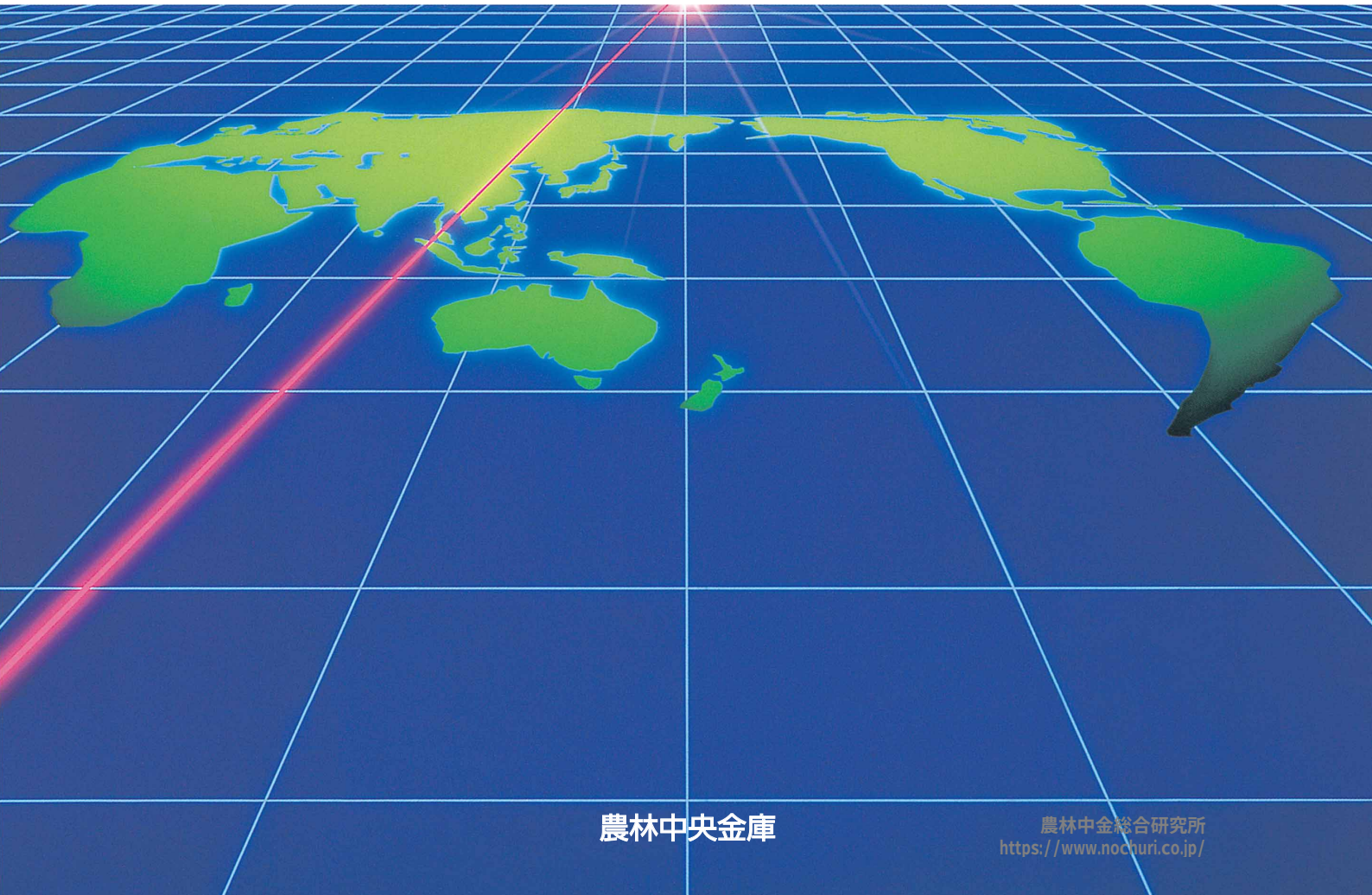

農林中央金庫

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

# 今月の窓

## 地域活性化は多様な主体との連携が鍵

2021年10月に開催された第29回JA全国大会では、大会決議「持続可能な農業･地域共生の未来づくり～不断の自己改革によるさらなる進化～」が採択された。そして、次の10年に向かって､「めざす姿」（①持続可能な農業の実現、②豊かでくらしやすい地域共生社会の実現、③協同組合としての役割発揮）と３つの基本目標「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に挑戦するとした。

このように農協グループとして挑戦する「めざす姿」と３つの基本目標には、農業だけでなく、いずれも地域社会のための役割発揮が掲げられている。これは、日本の農協が、第二次世界大戦後の設立時から農業振興だけでなく、関連する生活事業・活動等を通じて農業者、地域住民を包含する地域社会全体の課題解決に取り組んできたことが背景にある。

ここで農業と地域に関する様々な課題の解決を両輪とする農協の役割や機能は、従来は組合員を中心とした人的・組織的な連携・協働のもとに発揮されてきた。上記の「めざす姿」と３つの基本目標の挑戦についても、その実現には農協グループを地域で支える正・准組合員および、生産部会や青年部、女性部、農家組合などの農協の基礎的組織との連携が求められよう。なかでも、地域を豊かで活力あるものにするという挑戦については、組合員組織を兼ねる場合が多い農業集落や准組合員をはじめとする地域住民も巻き込んでより広範な取組みが必要となろう。

ただし、高齢化の進行や人口減少という地域社会の現状から考えると、こうした取組みは従来の農協とその組織基盤の枠内での対応には限界があるとみられる。より広範囲で専門的な人的・組織的な連携・協働が必要となってこよう。先の「めざす姿」の②豊かでくらしやすい地域共生社会の実現でも、その姿は「総合事業を通じて地域の生活インフラ機能の一翼を担い、多様な関係者とともに協同の力で豊かでくらしやすい地域共生社会の実現に貢献している姿」とし、多様な関係者との連携が強調されているのである。

実際に、現在の農業集落の活動の一部も、そうした連携によって取り組まれている。2020年農林業センサスによれば、全国に約14万ある農業集落のうち、環境美化・自然環境の保全のための活動を都市住民と連携して行っている集落数が約１万３千、NPO・学校・企業と連携して行っている集落数が約８千に上る。農業集落行事（祭り・イベントなど）の実施についてもほぼ同様で、全農業集落の１割弱に連携による活動の実態がある。また、経済的な活性化に直接つながる活動のなかには、グリーンツーリズムのように実施集落数は約2,500と少ないものの、そのうち都市住民、NPO・学校・企業と連携する割合が２割を上回るものもある。

農業・農村の抱える課題が、広域化、複雑化するなかで、地域の課題解決のために農協が機能・役割を発揮するには、地域内外の多様な主体との連携が必要であり、今後もその傾向は強まっていくと考えられる。

**（（株）農林中金総合研究所　常務取締役　内田多喜生・**うちだ　たきお）



農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

農林金融　第 75 巻　第 2 号〈通巻912号〉 目　次

今月のテーマ

# 農業・農協の環境・デジタル対応

今月の窓

地域活性化は多様な主体との連携が鍵

（株）農林中金総合研究所 常務取締役　内田多喜生

EUの2021年CAP改革にみる
ファームトゥフォーク戦略への対応

平澤明彦 ―― 2

農協をデジタル化することの意義と課題

髙山航希 ―― 26

政策における位置づけとグリーン・ツーリズムとの比較
農泊の概念の考察

佐藤彩生 ―― 40

談話室

森と木再考

（株）農林中金総合研究所 理事長　皆川芳嗣 ―― 24

本棚

髙武孝充・村田　武　著
『水田農業の活性化をめざす ―西南暖地からの提言―』

古江晋也 ―― 58

統計資料 ―― 60

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。



農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

# EUの2021年CAP改革にみる ファームトゥフォーク戦略への対応

執行役員基礎研究部長　平澤明彦

〔要　　旨〕

欧州が国際的に農政のグリーン化を先導するなかで、EUは2021年に共通農業政策（CAP）の次期改革を決定した。改革案は当初から独自に環境対策の強化を打ち出していた。その審議中にファームトゥフォーク戦略など一連の環境戦略が発表され、CAPに環境・気候分野の施策への貢献を求めた。成立した2021年CAP改革は当初案の枠組みを維持しつつ、環境戦略に沿った修正がなされた。「CAP戦略計画」の立案・承認・評価の方向づけや、「エコスキーム」直接支払いの対象分野具体化、直接支払い等の受給要件「コンディショナリティ」の拡充などである。ただしそれらの実効性は多分に加盟国の計画および欧州委員会との交渉にかかっている。加盟国の権限拡大や、公平性の強化も重要な改革要素である。CAPに対する環境部門の影響が強まる一方、環境戦略による農業者等への影響には不明な点が多く懸念もある。今後も環境戦略の展開が予定されており、政策部門間の調整が続くと考えられる。

目　次

はじめに
1　気候・環境戦略からCAPへの要請
(1)　EGDとCAPへの要請
(2)　F2FとBDSの数値目標
(3)　F2F等による施策の進捗
2　CAP戦略計画と環境戦略
(1)　CAP戦略計画とその意義
(2)　計画を方向づける仕組み
3　直接支払制度の気候・環境等対策
(1)　エコスキーム
(2)　コンディショナリティ
4　各種の改正点
(1)　直接支払制度全般
(2)　目的別直接支払い
(3)　農村振興政策
(4)　市場施策
5　まとめと考察
(1)　小括
(2)　欧州議会の影響
(3)　農業部門の反応
(4)　今後の調整へ向けて



農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

## はじめに

気候変動対策や生物多様性の保全など、世界的に環境問題の議論が高まるなかで、農業部門においても環境対策に重点を置く新たな農政の潮流が生じているようにみえる。EUはその流れを先導しており、自らのフードシステムで実現した持続可能性を世界標準にする意図を表明している。みどりの食料システム戦略に基づく政策を展開しつつある日本にとって、EUは重要な先行例である。(注1)

EUは共通農業政策（CAP）によって加盟国が実施する農業政策の大枠を定めており、また1992年以来、数年ごとに切れ目なくCAP改革という形で中期政策プログラムを積み重ねている。その後予算削減圧力への対抗が大きな要因となって、CAPは現行の2013年改革により、環境対策や公平性を強調する新たな段階に入った（平澤（2019））。

最近では2021年12月２日に、23年から27年まで実施される次期CAP改革の主要法制である３つの規則(注2)が成立した。通称に成立年を用いる慣例に従い、この改革を2021年改革と呼ぶことにする。この改革は2013年改革の新たな方向性をさらに強めている。また、そのうえに大きな特徴が２つ加わった。一つは、施策の立案における加盟国の権限拡大であり、今一つは、欧州グリーンディール（EGD）やファームトゥフォーク戦略（F2F）といったEUの気候・環境戦略への対応である。

筆者はこれまで次期CAP改革案（平澤（2021a））や、EUの気候・環境戦略との関係（平澤（2021c））について分析してきたが、いずれも主に18年に提出されたCAP改革法制案（規則案）に基づいており、法制案の審議過程でなされた条文の修正が反映されていなかった。

本稿は、成立した３つの規則に基づいて、2021年CAP改革の概要とその気候・環境対策を紹介する。特に、当初の法制案と、審議によって加えられた修正を区別し、後者のうちF2F等への対応とみなされる要素を整理することにより、CAP改革がEGDやF2Fにどのように適応しようとしているか、あるいはEGDやF2FがCAPをどのように変えつつあるかを明らかにする。また、気候・環境対策以外の主な改革内容もあわせて整理し、このCAP改革の性格と位置づけを把握したい。

以下、第１節ではEGDに始まる環境戦略とCAPへの要請、第２節（加盟国の権限拡大）と第３節（直接支払制度）では2021年CAP改革のF2F等への対応、第４節ではそれ以外の改革内容について述べ、第５節で全体をまとめる。

**（注１）**みどりの食料システム戦略とEUの比較は平澤（2022）を参照されたい。

**（注２）**CAP戦略計画規則（2021/2115）、横断的規則（2021/2116）、CMO等改正規則（2021/2117）の３つ。以下では主にCAP戦略計画規則（CPR）を参照する。

## 1　気候・環境戦略からCAPへの要請

2021年CAP改革の法制案が18年６月１日に公表されてから成立までには３年半を要した。そしてその間に、後発の環境戦略であるEGDやF2Fが登場し、農業とCAPに対して様々な要請を打ち出した。CAP改革はこれに応える必要がある。

### (1)　EGDとCAPへの要請

EGDは広範な分野を対象とする包括的な気候・環境政策のパッケージであり、現行の欧州委員会[(注3)]が発足直後の19年12月に発表した最重点政策である[(注4)]。その対象分野は、2050年の温室効果ガス（GHG）排出ゼロ目標とその実現に向けた方策や、生物多様性、環境汚染対策などを含む。付属文書で主要な行動の実施時期（ロードマップ）を10分野47項目にわたり列挙しており、それに基づいて順次分野別の施策が作られている。農業などのフードシステムも重要な領域である。また、EGDはEUの新たな成長戦略でもあり、持続可能かつ包摂的な成長と、公正で豊かな社会を目指している。

EGDによれば、農業は「持続可能なフードシステムへの鍵」であり、CAPはそのための主要な支援手段である[(注5)]。現在の農業は環境汚染と、生物多様性の喪失、気候変動、自然資源の浪費に寄与しており、改善が必要とみなされている。

CAPが重視される理由の一つは、農林業が多くの自然資源とGHGの排出・吸収に直接関わっていることであろう。CAPの政策対象は農業以外に林業も含んでいる。農林業はEUの陸地面積の84％（農業48％、林業36％）を占め（European Commission（2017）p.3）、かつ農林業などの土地利用部門は人類が影響を及ぼせる最大の$CO_2$純吸収源である。

また、CAPは財政面でもEGDにとって重要な存在である。EGDは21～30年の10年間で約１兆ユーロの財源調達を計画している。そのうちで、CAPとそれに基づく加盟国の共同拠出は25％を占める。計画のうち確実性の高い財源であるEU財政と加盟国の共同拠出に限れば、その割合は43％にまで高まる（平澤（2021c）174頁）。

EGDのCAPに対する主な要請は、2021年CAP改革で導入される主要な施策を活用した環境・気候対策である。すなわち、「CAP戦略計画」にEGDとF2Fの目標を十分に反映させ、持続可能な取組み（精密農業、有機農業、生態学的農業〔アグロエコロジー〕、アグロフォレストリー、動物福祉の向上）を誘導し、「エコスキーム」などの施策により農業者に報酬を与える。

また、農薬・肥料・抗生物質の削減を促進するために、CAPおよびそれ以外の必要な施策を検討する。そして有機農業の面積は拡大する必要がある。こうした措置は、EGDのフードシステム以外の政策と連動している。農薬と肥料の削減は生態系と生物多様性の回復につながり、過剰養分の削減は汚染ゼロ化に貢献する。

フードシステムの農業以外の部門については、食料加工・小売部門の環境への影響軽減と循環型経済への貢献、および持続可能で健康的な食料消費の促進と、食品廃棄の削減などを目指している。

**(注３)** 欧州委員会はEUの行政機関であり、法案と予算案の提出を担っている。現行委員会の任期は19年終盤からの５年間。

**(注４)** 以下、本節の（1）と（2）は特に断らない限り主に平澤（2021c）による。

**(注５)** 漁業と共通漁業政策も同様の位置づけである。

### (2) F2FとBDSの数値目標

20年５月に公表されたF2F（European Commission（2020b））は、EGDの下で展開される分野別戦略の一つであり、フードシステムの分野でEGDが目指す施策を具体化する役割を担っている。F2Fが目指すのは「農場から食卓まで」にわたるフードシステム全体の公正・健康・環境に対する配慮の強化である。F2Fの課題は①食料生産の持続可能性、②川下部門（加工・流通・食品サービス・消費）の持続可能性、③食料安全保障の３つに大別できる。農業を扱う①の比重は大きく、政策課題に関する記述の過半を占めている。

農業分野の具体的な政策課題を第１表に整理した。薬剤等の使用・排出抑制や動物福祉法制、CAP戦略計画への勧告など、規制色の強いものがある一方で、農業・農村部門の収益源になり得るものもある。特に炭素隔離は新しいビジネスモデルを提供するとされており、また、循環型バイオエコノミーは大部分が未開拓で拡大の可能性があると見込まれている。

これらの政策課題への対処の一環として、F2Fは2030年に向けた数値目標を設定した。内容は化学合成農薬・養分損失・抗微生物剤の半減と、有機農業を農地面積の25％以上に拡大すること、そして食品廃棄の半減である（第２表）。いずれもEGDからの要請（上述）を具体化するものである。

実はこれらの目標の過半は、F2Fとともに公表された生物多様性戦略（BDS）の「EU自然再生計画」と共有されている。それに加えて、このEU自然再生計画は独自の目標（景観特性と花粉媒介者）も設定している。

各目標には達成のための方策が示されている（同表）。方策をCAPによるものとそれ以外に分けると、両者の項目数は同程度であり、CAPへの言及がない目標もある。CAP以外の方策の内容は、環境・衛生・消費分野のEU法による規制（４件）、計画ないしイニシアチブ（２件）、データ整備ないしリ

**第1表　F2Fの政策課題（食料生産の持続可能性に関するもの）**

| 規制色の強いもの | 農業・農村の収益源になり得るもの |
|---|---|
| ・化学農薬・（肥料の）養分過剰・抗微生物剤の抑制<br>・畜産による温暖化ガス排出の削減<br>・動物福祉法制の見直し<br>・新たな病虫害に対処し、農薬への依存を減らすための革新<br>・CAP戦略計画（次期CAP改革）への勧告<br>・CAPのうち品目別直接支払い（カップル支持）の持続可能性評価<br>・持続可能な漁業生産 | ・人的および財政投資の必要性<br>・農林業における炭素隔離と報酬<br>・循環型バイオエコノミー、再生可能エネルギー<br>・持続可能な生産のための集団的取組みにかかる競争ルールの明確化<br>・有機農業の拡大 |

資料　平澤（2021c）
（注）　区分は筆者による。

**第2表　F2FとBDSの数値目標（2030年）と方策**

| 達成目標 | 戦略 | 方策 | |
|---|---|---|---|
| | | CAP | 食品安全・環境・気候政策 |
| 化学合成農薬の使用・リスクおよび高有害性農薬の使用を50%削減 | F2F、BDS | ・CAPによる農法の移行促進、普及サービス | ・農薬持続可能使用指令の改正、総合的病害虫管理（IPM）の規定強化 |
| | | | ・生物学的活性物質を含む農薬を促進、農薬環境リスク評価、統計拡充 |
| 窒素・リン等養分損失を50%以上、肥料使用を20%以上削減 | F2F、BDS | ・CAPによる促進：精密施肥、持続可能な農法、有機質廃棄物の肥料化 | ・関連する環境・気候法制の全面的施行・実施 |
| | | | ・統合養分管理行動計画を策定 |
| 抗微生物剤の畜産・水産養殖向け販売を50%削減 | F2F | | ・動物用医薬品規則（2019/6） |
| 有機農業を農地の25%以上に拡大（18年実績は8%） | F2F、BDS | ・CAPによる促進：エコスキーム、投資助成、普及サービス<br>・有機農業行動計画 | |
| 生物多様性の高い景観特性の農地を10%以上に拡大（15/18年実績は4.6%） | BDS | ・CAP戦略計画 | ・EU花粉媒介者イニシアチブ |
| 花粉媒介者の減少を反転させる | BDS | ・CAPの施策と戦略計画 | ・生息地指令（92/43） |
| 小売・消費段階の食品廃棄を50%削減（一人当たり） | F2F | | ・新たな測定方法と加盟国からのデータ収集（22年）に基づき、廃棄量と法的拘束力のある削減目標を設定 |

資料　F2FとBDS等に基づき作成
（注）　F2Fの数値目標およびBDSの農業分野の数値目標を掲載。

スク評価（２件）、新技術（１件）であり、介入色の強い施策が多い。数値目標にはそれぞれ基礎となる施策があることが読みとれる。そしてそのほとんどは農業以外の環境・衛生・消費分野のものであり、それとCAPによる誘導ないし促進を適宜組み合わせて目標の達成を目指す仕組みとなっている。CAPはこうした形で農業以外の政策部門の施策に貢献するよう求められている。

なお、農業以外の川下分野については、業界の行動規範や、消費者への詳細な情報提供により、健康で持続可能な食品の供給と選択を促進し、食品廃棄を削減しようとしている。特に食肉については、健康や環境の面から消費削減に好ましい面があり、食肉の大幅な値引き宣伝に対するEUの助成は避けるべきであるとしている。農業部門には、食肉に限らず環境負荷の引下げと、環境負荷の低い農産物の生産拡大が求められよう。また、食料安全保障の分野では、新型コロナウイルス感染症の世界的流行によりフードチェーンに様々な障害が発生したことを受けて、緊急時対応計画を策定し食料供給の安定を図る。

### (3)　F2F等による施策の進捗

F2Fは27項目の行動計画を有しており、その多くは21年末から23年にかけて順次期限を迎える。内容は戦略、構想、計画、法制案、法制見直しなどであり、うち農業分野は10項目である。既に内容の定まったものを第３表に示した。また、EGDでは2030年のGHG排出削減目標引上げとその実現に向けた施策(注6)や、2030年に向けた土壌戦略、


農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

**第3表　F2FとEGDに基づく施策の進捗状況**

| | |
|---|---|
| F2F | 「共通農業政策戦略計画に関する加盟国への勧告」　20年12月公表<br>「有機生産振興行動計画」　21年4月公表<br>・需要喚起(ロゴ、販売促進、公共調達、学校配布、信頼性確保)<br>・生産と加工の強化(有機生産奨励、部門分析、組織化、地場消費)<br>・持続可能性(気候・環境、遺伝的多様性・収量、防除、動物福祉、資源効率)<br>「責任ある食品事業とマーケティング実践のためのEU行動規範」　21年7月開始<br>・自主的に持続可能性を高めるための7つの目標と監視・評価枠組み(食生活、食品ロス、気候変動、資源循環、雇用、協力、調達)<br>・川上部門から川下部門まで43の団体と企業60社が参加(21年12月28日時点)<br>・F2Fによれば、進展が不十分なら立法措置を検討<br>「危機における食料供給と食料安全保障を確保するための緊急時対応計画」　21年11月公表<br>・欧州食料危機準備・対応メカニズムの導入(常設の専門家グループを設置、手続きルールを整備)<br>・民間部門組織の担当者ネットワーク<br>・リスクとぜい弱性のマッピング、ダッシュボード開発、各種対策の検討<br>抗微生物剤の使用制限(動物用医薬品規則 2019/6)　22年1月28日から適用<br>・人間用に限る抗微生物剤および成長促進・増産目的の使用を禁止、輸入にも適用<br>・抗微生物剤の日常的使用の禁止、予防的使用の制限(リスクが高い場合に限る、群れ全体の投与は禁止)<br>・販売量と使用のデータ整備(規則2021/578による改正で拡充、義務化) |
| EGD | GHGの排出削減策法制案(Fit for 55)　21年7月公表<br>・森林や農地を含む土地利用部門の純吸収量の縮小傾向を反転させ、2030年までに15%拡大<br>・土地利用部門に農業部門の非二酸化炭素GHGを合わせて2035年までに純排出ゼロを実現、以後は純吸収量を拡大<br>「2030年に向けたEU土壌戦略」　21年11月公表<br>・土壌健全法の法制案を策定、2050年目標の設定<br>・F2F目標のうち養分損失(50%)・肥料(20%)削減の義務化を選択肢として検討<br>「森林破壊および森林劣化に関連する特定の産物および製品のEU市場での販売およびEUからの輸出に関する規則の提案」　21年11月公表<br>・EUで販売ないし輸出される牛、カカオ、コーヒー、アブラヤシ、大豆、木材の6品目および関連製品に対し、森林破壊と無関係であることと、生産国の関連法制に従って生産されたことを要求<br>・デューデリジェンス(情報収集・リスク評価・リスク軽減策)声明書の提出を義務づけ |

資料　各施策の資料に基づき作成

そして森林破壊を伴って生産された農林産物の販売禁止などを打ち出しており（同表）、農業にも影響が及ぶ。

公表された施策のなかにはF2Fの数値目標に関わるものも含まれている。養分損失と肥料の削減については、義務化の検討が予定されている。有機農業の拡大については、需要・供給両面のてこ入れと環境対策の強化を含む総合的な計画が提出された。抗微生物剤の削減については使用規制の強化が実施される。

**（注６）**平澤（2021b）を参照。

## 2　CAP戦略計画と環境戦略

次期CAP改革の最大の特徴は、施策立案にかかる加盟国の権限拡大と、実績重視への転換、そしてその受け皿となる「CAP戦略計画」の導入である。

### (1)　CAP戦略計画とその意義

CAPの政策は大きく３つの分野からなる。最大のものは所得支持を主な役割とする直接支払いであり、CAP予算の４分の３を占める。次いで農村振興政策は予算の２割強を占め、各加盟国が施策を取捨選択して多年度の農村振興プログラムを策定する点に

特色がある。そして今一つは市場施策であり、市場ルールおよび需給緩和時の価格支持を担う。これらの政策はしばしばCAPの第一の柱（直接支払いと市場施策）と第二の柱（農村振興政策）に分けて呼ばれる。CAP戦略計画は、２つの柱をまたぎ直接支払いと農村振興政策[(注7)]について各国が策定する。

これまでCAPはEU段階で詳細な共通ルールを定めていた。各種の例外規定や選択肢を個別に設けることは多かったが、それもEUの規定であった。今回はそうした原則を転換し、EUの規定はEU共通の目標設定や施策の大まかな種類、基本的要件などに縮小し、施策の詳細や選択は加盟国に委ねる。狙いは各国の事情にあわせた施策を立案しやすくすることである。2000年代に加盟国が増加して政策ニーズが多様化したことや、2013年CAP改革で直接支払制度が目的別に分化して制度が複雑化したことなどから、制度の簡素化が求められた。実際には、法制案の審議の過程で各種の規定が追加されたため、当初の案に比べて規定の簡素化は進まなかったが、原則が変更された意義は大きい。

加盟国の裁量が増すなかで、各国の政策の質と加盟国間の平等を確保するため、CAP運営の重点は、詳細な規定の順守から実績指向へと変更される。欧州委員会は各国の施策立案や目標設定を支援・誘導し、目標の達成状況を管理・評価するようになる。

具体的には、各加盟国はCAP戦略計画を策定し、欧州委員会の承認を受けなければならない。これは次期CAP改革の期間を通じて実施される中期計画である。農村振興政策は既に類似の枠組みを有しており（先述）、そこに直接支払いが加わるとみることもできる。

従来２つの柱に分かれていた両政策が一つの計画の下にまとまるのは初めてのことである。両政策は計画の下で並立しており、併合されるわけではないものの、相互調整の促進が期待される。直接支払制度は2013年CAP改革で目的別に多様化した結果、その機能には農村振興政策との重複が生じ、調整の必要が増している。

**（注７）**それ以外に従来の市場施策のうち、特定品目部門（青果、養蜂、ワイン、ホップ、オリーブなど）向けの施策がCAP戦略計画に組み込まれた。それ以外の施策は基本的にEU共通のルールであり、共通市場機構（CMO）に残された。

### (2)　計画を方向づける仕組み

新制度は加盟国の自由度が高いため、EGDやF2Fの要請に相当程度対応できる柔軟性がある一方で、各国の対策は不確実となる。また、財政上の裏付けとしては、CAP予算の40％を気候対策などの環境対策[(注8)]に（CPR前文説明項目94）、農村振興政策予算の35％を気候・環境対策に（CPR第93条第１項）用いるとされているものの、F2F等との関係は明記されていない。したがって、加盟国が実際に十分な対応をとるよう仕向けるための方策が課題である。

以下に示すとおり、最終的な規則には、CAP戦略計画の立案・承認・評価の制度を通じて加盟国の対応を方向づける仕組みが３つ組み込まれた。その多くは審議過程の修正によるものである。

### a　立案・承認・評価における考慮

まず、CAP戦略計画規則の前文（説明項目122～125）にはEGD・F2F・BDSへの言及があり[(注9)]、CAP戦略計画の立案・承認・評価に際してF2FとBDSの2030年目標を考慮することと、EUの環境・気候関連公約に対するCAP戦略計画の貢献を評価する際にEGDを重視することを述べている。これらの前文に対応する条文中の規定を通じて、間接的に立案・承認・評価に影響を及ぼそうとしている。もともとF2FやBDSの目標自体には法的拘束力がなく、CAP戦略計画規則で対応を義務づける修正案は却下されたため、こうした手段により実効性を高めようとしているとみられる。

ただしその一方で、制度の基礎となる実績評価と、目標達成の財政的なインセンティブは当初案よりも弱められた。年次の振り返り評価は１年おきに減り、目標達成度の最低基準（是正にかかる行動計画の提出や、予算停止・減額につながる）は緩和され、環境・気候対策の目標達成に対する実績ボーナスの規定は削除されたのである。

### b　CAP目標の修正

次期CAPでは、直接支払いと農村振興政策の両方に共通するCAPの全般的目標（３つ）と個別的目標（９つ）が定められる（第４表）。そのうち、環境・気候に対応する第二の全般的目標およびそれに結びついた個

**第4表　次期CAPの目標**

| 全般的目標 | 個別的目標 |
|---|---|
| (a)長期的な食料安全保障を確保するためにスマートで競争力と回復力のある多様な農業部門を育成すること | a）長期的な食料安全保障と、農業の多様性を増進するために、EU全域で農業部門の存続可能な農業所得と回復力を支えるとともに、EUにおける農業生産の経済的持続可能性を確保すること |
| | b）市場指向を増進し、また研究・技術・デジタル化のさらなる重点化などにより短期的にも長期的にも農業の競争力を向上すること |
| | c）バリューチェーン内における農業者の地位を改善すること |
| (b)**生物多様性**などの環境**保護**と気候取組みを支援・強化し、**パリ協定における約束**を含むEUの環境・気候関連目標**達成**に貢献すること | d）**温室効果ガスの排出削減や炭素隔離**の強化などにより気候変動の緩和・適応に貢献するとともに、持続可能エネルギーを促進すること |
| | e）**化学物質への依存を減らす**ことなどにより、水・土壌・大気など自然資源の持続可能な開発と効率的管理を助長すること |
| | f）生物多様性の損失を食い止めて回復に転じさせることに貢献し、生態系サービスを増進し、**生息地と景観**を保全すること |
| (c)農村地域の社会経済的基盤(socio-economic fabric)を強化すること | g）若い農業者や新規就農者をひきつけて維持し、農村地域における持続可能な事業開発を容易にすること |
| | h）農村地域における雇用・成長・農業への女性の参加を含む男女平等・社会的包摂・循環型バイオエコノミーや持続可能な林業などの小地域開発(local development)を促進すること |
| | i）高品質で安全で栄養があり持続可能な方法で生産された食品など、食品・健康に関する社会的な要請に対してEU農業の対応を改善し、**食品廃棄を削減し**、そして動物福祉を改善し**抗微生物剤耐性に対抗すること** |
| 個別目標を補完し相互に接続する横断的目標 | 農業と農村地域における知識・革新・デジタル化の促進・共有と、研究・革新・知識交換・訓練へのアクセス改善を通じた農業者の採用促進による農業と農村地域の現代化 |

資料　CAP戦略計画規則2021/2115および同規則案COM(2018)392 finalに基づき作成
(注) 1　全般的目標と個別的目標の対応関係は筆者による。
2　下線部は規則案と成立した規則の相違点。波線は追加された要素、直線は表現が強められた箇所。**太字**はEGD/F2Fに資する箇所。

別的目標などには、EGDやF2Fに対応する言葉が追加された。加盟国のCAP戦略計画はこれらの目標（特に個別的目標）に沿って策定・評価されるので、各国の計画は目標に加えられた要素への対応が必要となる。全般的目標（b）には「生物多様性」と「パリ協定における約束」が明記されたほか、当初案にあった「環境への配慮」は「環境保護」に、目標への貢献は目標「達成」への貢献に変更され、いずれもより高度な対応を求める内容となった。個別的目標（d）（e）（i）にはそれぞれ温室効果ガスの排出削減・炭素隔離、化学物質への依存縮小、抗微生物剤耐性対策が書き込まれた。

また、全般的目標の条文には審議中に説明が追加され、基本条約の定めるCAPの目的や、EU域内市場および平等な競争条件の維持といった基本的な目的を踏まえつつ、国連が採択した持続可能な開発のための2030年アジェンダに貢献することが明記されており、EGDの影響がうかがえる。

ところで、全般的目標と個別的目標のいずれも、第一の目標には食料安全保障が含まれている。これは2013年CAP改革に由来するものであるが、規則で明示されるのは初めてである（平澤（2021a））。従来、農村振興規則は競争力・環境・農村の３項目に関する政策目標を掲げている。一方、直接支払制度はEU全域における農業の維持を通じた食料安全保障の確保によって根拠づけられている。今回設定された目標はこれらを統合したものとみることができる。

### c　環境・気候法制との連動

さらに、加盟国はCAP戦略計画を策定する際に、12本のEU環境・気候法制（第５表）を参照するよう定められた。法制には農薬、生物多様性、GHG排出削減などF2F、BDS、EGDに関わるものが含まれている。各加盟国はこれらの環境・気候法制に基づき各種の計画や目標を策定している。CAP戦略計画は、そうした計画を考慮し（CPR第108条、第115条）、関連する目標に貢献し、あるいは整合性を持たせる（同第109条）よう求められている。

それに加えて、こうした対応を今後も適

**第5表　CAP戦略計画が参照するEU環境・気候法制**

| 分野 | 対象法制 |
|---|---|
| 生物多様性 | 野鳥指令 2009/147/EC、生息地指令 92/43/EEC |
| 環境汚染 | 水枠組指令 2000/60/EC、硝酸塩指令 91/676/EEC、大気質指令 2008/50/EC、国別排出削減約束指令 2016/2284/EU、農薬持続可能使用指令 2009/128/EC |
| 温室効果ガス削減 | 土地利用部門規則（EU）2018/841、努力分担規則（EU）2018/842 |
| | エネルギー同盟のガバナンスと気候対策に関する規則（EU）2018/1999 |
| エネルギー | 再生可能エネルギー利用促進指令（EU）2018/2001 |
| | エネルギー効率指令 2012/27/EU |

資料　CAP戦略計画規則付属文書XIII
（注）　分野は筆者による。


農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

宜続けるための規定が審議の過程で追加された。まず、当該の環境・気候法制が改正された場合は、CAP戦略計画も見直しを検討する（同第120条）。また､25年までに対象となる法制の追加を検討する（同第159条）。

したがって、今後はEGDやF2Fの進展に応じてCAP戦略計画の見直しが生じる可能性がある。例えばGHG排出削減制度や農薬規制は改正が予定されている。

従来、環境法制等による条件づけは、直接支払いの受給者に課される法定管理要件（後述）のみであった。これは、農業生産に直接関わる限られた条項を順守するよう求めるものである。それに対して今回の新たな規定は、各法制に基づく計画への配慮や目標への貢献という、より高次の課題を国レベルで課すものである。

**(注8)** 欧州（首脳）理事会で気候対策に用いる方針を定めたが、実際にはより広範な環境対策に用いることができる（平澤（2021c）174頁）。

**(注9)** CAP戦略計画規則の条文中にはF2FやEGDへの言及はない。

## 3　直接支払制度の気候・環境等対策

直接支払制度における気候・環境等対策の強化は、次期CAP改革の重点の一つである。エコスキームの導入と、直接支払いに対する環境要件の高度化、それに社会的側面（労働要件）の追加が主な内容である。

### (1)　エコスキーム

エコスキームは、新たな直接支払制度であり、気候、環境、動物福祉および抗微生物剤耐性に対処する農業の取組みで、かつコンディショナリティ（後述）などの基本的な要件を上回る水準のものに対して支払われる。これら取組分野のうち動物福祉と抗微生物剤耐性対策は、審議の過程で追加された。また、前述のとおりEGDやF2Fは、農業の持続可能性を高める取組みの奨励策としてエコスキームに言及している。

現行の「グリーニング支払い」（2013年改革で導入）は、原則として全ての直接支払い受給者の農地に適用される点と、直接支払い予算の30％を環境対策のために充てる点で画期的であったが、取組要件の水準が低いため実効性が薄いと批判された。そのため今回は、より高度な取組みを対象とするエコスキームへと交代することになった。これまで高度な環境・気候対策は農村振興政策の施策が担っており、直接支払いはエコスキームによってその分野に進出しようとしている（第１図）。

エコスキームの制度は全ての加盟国で導入される一方、取組内容の高度化に伴い農

**第1図　直接支払いの環境・気候対策**

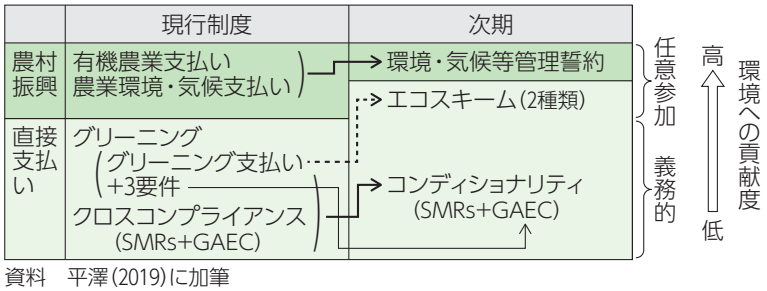


資料　平澤(2019)に加筆


農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

業者の参加は任意となる。当初の規則案には予算枠の定めがなかったが、修正により各国における直接支払い予算の25％以上[(注10)]が充てられることとなった。これは現行のグリーニング支払いに匹敵する規模であり、現状の農村振興政策による農業環境施策の２倍以上に相当するうえ、加盟国の意向次第でさらに拡大できる余地も大きい。

加盟国は自国で行うエコスキームのリストを作成するが、その際に各スキームは７つの取組分野のうち原則として２つ以上に該当する必要がある。具体的な取組分野（CPR第31条第４項）は、（ａ）気候変動の緩和、（ｂ）気候変動への適応、（ｃ）水質や水資源の保全、（ｄ）土壌の保護・改善、（ｅ）生物多様性・生息地・生物種の保護・改善、（ｆ）農薬使用の継続的削減、（ｇ）動物福祉の向上や抗微生物剤耐性対策である。

こうした具体的な取組分野は当初の規則案にはなかった規定であり、F2FとBDSの数値目標（前述）に対応する内容を含んでいる。例えば（ｃ）は養分損失の削減につながる。（ｅ）は景観上の特性や非生産的用地などを含んでおり、BDSの目標（農地面積の10％）に対応する措置の一環と考えられる。後述するGAEC8の非生産的用地は耕地（EU農地の半分強に相当）の４％にとどまっているため、その不足分を埋める形である。（ｆ）と（ｇ）もF2Fの目標に貢献する内容である。

欧州委員会は、より具体的にエコスキームとして認められる各種の取組みを紹介している（第６表）。これらのうち多くは上記（ａ）から（ｇ）のうち複数の取組分野に該当している（European Commission（2021））。

エコスキームには２つの方式があり、一方は基礎的所得支持（後述）への追加的な支払い、他方は当該取組みによる掛かり増

**第6表　エコスキームの具体例**

| 種類 | 取組みの例 |
|---|---|
| 有機農業 | 転換、維持 |
| 総合防除管理 | 緩衝帯、機械除草、耐性品種 |
| 生態学的農業（アグロエコロジー） | マメ科作物輪作、混作、土壌被覆、米メタン削減 |
| 家畜飼養・動物福祉 | 給餌計画、飼養環境改善、衛生予防管理、開けた場所へのアクセス |
| アグロフォレストリー | 景観特性、管理と伐採計画、森林放牧 |
| 自然価値の高い農業 | 生物多様性のための休耕地、半自然生息地、減肥料 |
| 炭素貯留農業（カーボンファーミング） | 不耕起、再湿地化、残さすき込み、永年草地 |
| 精密農業 | 養分管理、投入削減、かんがい効率向上 |
| 養分管理の改善 | 硝酸塩対策、汚染低減・防止策 |
| 水資源保護 | 水集約度の低い作物、作付日変更、かんがい日程の最適化 |
| その他土壌保全 | 浸食緩衝帯、防風林、テラス栽培・帯状栽培 |
| その他GHG排出削減 | 飼料添加物、ふん尿管理・貯蔵の改善 |

資料　European Commission（2021）から抜粋して作成


農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

し費用ないし逸失所得の補てん（取引費用を含めることができる）である。前者は既存のグリーニング支払いに、後者は農村振興政策の農業環境・気候（等管理誓約）支払いに類似している。いずれも年次の面積支払いであるが、畜産関連の場合は頭数支払いも認められる。農業環境・気候支払いとの重複は認められず、また制度間の整合性を確保する必要がある。なお、エコスキームは農村振興政策ではないため、加盟国の共同拠出や、農業者の数年間にわたる誓約が不要である。

(注10) 農業者の参加不足などにより加盟国がそれだけの金額を達成できない場合、26年までは経過措置による減免がある。23～24年については、未達分をエコスキーム以外のデカップル直接支払い（カップル所得支持を除く直接支払い）に転用してよい。ただし、直接支払いの2.5％を上回る分については、CAP戦略計画を改正し、後年度分のエコスキームあるいは農村振興政策の気候・環境対策を増額して相殺する必要がある。また、25～26年については、直接支払いの２％を上限として、同様の相殺を条件に転用が認められる（CPR第97条）。

### (2) コンディショナリティ

直接支払い（および農村振興政策の各種面積支払い）の受給者には従前から各種の環境対策等の要件が課されている。現行制度ではクロスコンプライアンス（交差順守要件）と呼ばれているが、次期制度では「コンディショナリティ」に改称される。

従来の要件は①農地の保全に関する最低限の基準である「良好な農業・環境条件（GAEC）」と、②EU法の順守を求める「法定管理要件（SMRs）」の２種類であった。新制度ではGAECにグリーニング支払いの取組要件が取り込まれる。また、新たに３種類目の要件として③労働者保護のEU法順守を求める「社会的コンディショナリティ」が追加される。以下、やや細かくなるが内容を確認する。

#### a GAECとSMRs

GAEC（第７表）の現行制度からの変化は３つある。第一に、グリーニング支払いに課されていた３つの取組要件（永年草地の維持、作物多様化、環境重点用地の確保）が取り込まれる。これまではこれらの取組みを実施すれば対価としてグリーニング支払いを受給できたが、これからは直接支払い全般を受給するための前提条件に変わる。第二に、湿地と泥炭地の保護が追加される。炭素の豊富な土壌を保全して炭素の排出を防ぐための措置である。そして第三に、かんがい水と地下水に関する規定がなくなり、その代わりに導入が予定されていた「農場養分持続性ツール」はGAECでの採用が見送られた。これらのうち第一と第三の点について以下で説明する。

現行のグリーニング３要件とGAECの新制度を対比すると、永年草地の維持（GAEC1、GAEC9）はほぼ現行どおりである。それに対してGAEC7の輪作（年１回以上の作物変更。多年生作物、草本飼料、休耕地を除く）はグリーニング要件の作物多様化よりも高度な取組みであり、2013年CAP改革の構想段階にあったグリーニング要件の当初案が復活した形である。また、GAEC8は非生産的用地ないし特性（休耕地を含む）を耕地の

**第7表　良好な農業・環境条件（GAEC）**

| 分野 | 要件 | | 備考 |
|---|---|---|---|
| 気候変動<br>（緩和・適応） | GAEC 1 | 農地に占める永年草地の割合（国・地域・サブ地域・経営集団・経営いずれか）に基づく永年草地の維持（18年対比減少5%以内） | 旧グリーニング要件（永年草地面積の減少5%以内）に対応 |
| | GAEC 2 | 湿地と泥炭地の保護 | 新規 |
| | GAEC 3 | 耕地の切り株焼却禁止（植物衛生上の理由によるものを除く） | |
| 水 | GAEC 4 | 水路沿いに緩衝帯を設定 | |
| | － | *［審議で削除：農場養分持続性ツールの使用］* | 新規 |
| 土壌<br>（保護と質） | GAEC 5 | 土壌の劣化リスクを減じる耕起管理（傾斜の考慮など） | |
| | GAEC 6 | 最も傷みやすい時期の大部分において土壌を露出させない最低限の土壌被覆 | |
| | GAEC 7 | 耕地における輪作（水面下で生育する作物を除く） | 旧グリーニング要件（作物多様化）に対応 |
| 生物多様性と景観<br>（保護と質） | GAEC 8 | ・非生産的用地ないし特性（休耕含む）に充てる耕地の最低限度割合4%（例外あり）<br>・景観的特性の保存<br>・鳥の繁殖・子育て期における生垣と樹木の伐採禁止<br>・（任意措置）侵入植物種を避ける措置 | 非生産的用地・特性は旧グリーニング要件（耕地の5%を環境重点用地にする）に対応 |
| | GAEC 9 | Natura 2000指定区域（自然保護区）内における環境上重要な永年草地の転換・耕起の禁止 | 旧グリーニング要件（同左）に対応 |

資料　CAP戦略計画規則付属文書III

４％以上とする。当初の提案では具体的な割合が示されていなかったが、審議の過程で追加された。現行グリーニング要件の環境重点用地を継承するものだが、耕地の５％から４％に縮小された一方、窒素固定作物や間作の利用には制限が課された(注11)。これはBDSの目標（農地の10%）に比べると低い水準であり、上述のとおりエコスキームによって補完される。なお、グリーニング要件と同様、各種の減免措置があり、小規模農場や草本飼料・マメ科作物・永年草地・水面下の作物（水稲など）・森林地帯・間作などが対象となる(注12)。

「農場養分持続性ツール」は養分管理に関する各種電子データを提供し農場段階の意思決定を支援する仕組み（CPR前文説明項目51）であり、F2Fの目指す養分損失の削減につながるものである。加盟国の反発を受けてGAECへの採用は見送られたものの、普及サービスの一環として提供される。全ての加盟国はデジタルアプリケーションによって、ほ場規模の主要な養分の収支に加えて、養分の法的要件と、土壌データ、養分管理関連の行政管理データを提供する（同第15条第４項（ｇ））。包括的な養分管理が可能となる一方、農業者の使用は任意である。

SMRsは、気候・環境、公衆・植物衛生、動物福祉に関する11のEU法について、特定の条項の順守を求めるものである。現行制度と対比すると、水質に関する法制が２件（水枠組指令と農薬持続可能使用指令）追加された一方、動物衛生（個体識別・登録と疾病）に関する法制が審議の過程で削除された（第８表）。GAECとSMRsをあわせて全体をみると、F2Fに直接対応する環境・気候対策や動物福祉分野を充実させ、それ


農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

**第8表　法定管理要件(SMRs)**

| 分野 | | 対象法制 | | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 気候・環境 | 水 | SMR 1 | 水枠組指令(2000/60/EC) | 新規 |
| | | SMR 2 | 硝酸塩指令(91/676/EEC) | |
| | 生物多様性と景観(保護と質) | SMR 3<br>SMR 4 | 野鳥指令(2009/147/EC)<br>生息地指令(92/43/EEC) | |
| 公衆~~・動物~~・植物衛生[動物は審議で削除] | 食品安全性 | SMR 5 | 一般食品法規則((EC)No178/2002) | |
| | | SMR 6 | ホルモン作用又は抗甲状腺作用を有する物質、及びβ作動薬の畜産における使用の禁止に関する指令(96/22/EC) | |
| | 動物の個体識別と登録 | – | *[審議で削除:豚識別登録指令(2008/71/EC)、牛識別登録・牛肉表示指令(1760/2000)、羊・山羊識別登録指令((EC)No21/2004)]* | |
| | 動物疾病 | – | *[審議で削除:伝染性海綿状脳症規則((EC)No999/2001)、伝染性動物疾病規則(動物衛生法)((EU)2016/429)]* | 後者は新規 |
| | 植物用防除資材 | SMR 7 | 植物用防除資材の販売にかかる規則((EC)No1107/2009) | |
| | | SMR 8 | 農薬持続可能使用指令(2009/128/EC) | 新規 |
| 動物福祉 | | SMR 9<br>SMR 10<br>SMR 11 | 子牛保護最低基準指令(2008/119/EC)<br>豚保護最低基準指令(2008/120/EC)<br>農業用動物保護指令(98/58/EC) | |

資料　第7表に同じ
(注)　要件に該当するのは上記法制のうち特定の条項(本表では割愛)のみ。

以外の要件が削除された形である。

### b　社会的コンディショナリティ

社会的コンディショナリティ（同第14条）は、雇用や労働者の安全・衛生に関する３つの指令の順守を求めるものである（第９表)。各国で25年初めまでに導入される。CAPはこれまで専ら農業経営者を対象としてきたが、この措置によって初めて農業に従事する労働者（被雇用者）に関する規定が設けられる。(注13)

社会的コンディショナリティは当初の規則案にはなく、審議の過程で追加された。中小農業者等の非政府国際組織であるビア・カンペシーナの欧州組織が18年に次期CAPへの要望として打ち出し、欧州議会の支持を得たことが導入につながったとみられる。労働団体が作る欧州食品・農業・観光労働組合連合会もこれを後押しした。

農相理事会は、労働問題は加盟国の社会政策に委ねられているためCAPになじまず、検査などの行政負荷も大きくなると反発した。最終的には、各国の労働法制と慣行を尊重し、また違反の確認は各国の労働当局が行い、各国の農業当局（支払機関）が行政処分の実施を担うことで決着した。

違反した場合の罰則は当該農業者に対す

**第9表　社会的コンディショナリティ**

| 分野 | | 対象法制 |
|---|---|---|
| 労働 | 雇用 | 透明で予測可能な労働条件(指令(EC)2019/1152) |
| | 衛生・安全 | 労働者の衛生・安全の改善を奨励する措置(指令89/391/EEC)、労働者の作業機器に関する安全・衛生の最低要件(指令2009/104/EC) |

資料　CAP戦略計画規則付属文書IV
(注)　要件に該当するのは上記法制のうち特定の条項(本表では割愛)のみ。また、25年までに労働者の自由な移動に関する規則492/2011第7条(1)を含めることの実現可能性を検討する。


農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

る補助金の減額である。他の分野（環境・衛生・動物福祉）のコンディショナリティも同様であるが、故意の違反には大幅な減額（15%以上、最大100%）が課される。

欧州委員会は全加盟国の導入から２年後に調査を行い、必要であればCAPの社会的側面を強化する提案を行うよう求められている（欧州議会と農相理事会の共同声明による）。

**(注11)** いずれも農薬不使用で合わせて４%以上必要、それ以外に３%の非生産的用地が必要。

**(注12)** まず輪作と非生産的用地・特性の要件には、共通の免除条件が３種類定められている。①草本飼料・休耕地・マメ科作物が合わせて耕地の75%以上の場合、②永年草地・草本飼料・水面下の作物栽培が合わせて直接支払い受給適格農地の75%以上の場合、③耕地面積が10ha以下の場合である。

またそれに加えて、非生産的用地・特性の要件のみに適用される減免措置がある。④森林が地表面積の50%を上回る国では、地域の森林割合や自然制約地域の指定を条件として免除される。⑤エコスキームで耕地の７%以上を非生産的用地・特性に充てた場合、GAECの要件は３%に減ずる。⑥耕地の７%以上で農薬を使わずに間作ないし窒素固定作物を作った場合、GAECの要件は３%に減ずる。

**(注13)** 審議においてはCAPの社会的側面とも呼ばれた。

## 4　各種の改正点

次期CAPのうち、上記以外の主な改正点についても整理しておこう。直接支払いの改正が多いが、農村振興政策や市場施策にもいくつか重要な変更がある。

### (1)　直接支払制度全般

直接支払制度の各種変更（第10表）には、以下の３つの特徴がみて取れる(注14)。第一に、2013年改革で実現しなかった直接支払制度の統一。第二に、2013年改革で打ち出された公平性の重視や、支援を必要とする農業者への対象の絞り込みをさらに進める動き。そして第三に、予算移転や高額受給削減に関しては加盟国の裁量が拡大する。

基礎的所得支持の制度は初めて全ての加盟国で共通化される。これまでは2000年代新規加盟国（中東欧諸国など）の多くが別種の制度（単一面積支払い）を維持していた。既に市場施策と農村振興政策は統合が済んでいるため、今回の直接支払いの一元化によって、2000年代に加盟した諸国のCAPへの統合が完成する。

直接支払いと農村振興政策の間の予算移転はこれまでより拡大される。いずれの向きの移転も原則は25%以内であるが、特例の利用により直接支払いから農村振興政策への移転は最大42%、逆方向の移転は30%まで認められる。なお、それとは別に、加盟国は各農業者に対する直接支払いの最大３%を、リスク管理施策(注15)（CPR第76条）を利用する農業者の拠出金への助成に充てることができる(注16)（同第19条）。

直接支払いの１ha当たり金額は加盟国間および国・地域内の平準化がさらに進む。国・地域内ではこの平準化によって、2013年CAP改革より前の過去実績に由来する面積単価の格差が薄れる(注17)。

高額受給の減額措置は、審議中の修正により設置義務がなくなった。加盟国は任意で農業者の直接支払受給額の上限（10万ユーロ）を設定し、あるいは６万ユーロを超


農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

**第10表　直接支払制度の変更点**

| 項目 | 2013年改革（現行制度） | 次期改革 |
|---|---|---|
| 2000年代加盟国の制度 | 新規加盟国の多くは新たな基礎支払いの代わりに2003年改革以来の単一面積支払いを維持 | 他の加盟国と同じ制度に一本化 |
| 加盟国間平準化 | 直接支払いの1ha当たり金額がEU平均の90%を下回る国は差額の3分の1を引き上げ、最低額を設定 | 再度実施し強化（直接支払い1ha当たり金額がEU平均の90%を下回る国は差額の50%を引き上げ）（CPR前文説明項目87） |
| 柱間の予算移転 | 双方向化、原則15%以内（直接支払いへは支払水準の低い国のみ特例で25%まで） | 双方向とも原則25%以内に拡大。直接支払いへの移転は同支払いが低水準の国のみ30%まで可。農村振興政策への移転は環境・気候対策への使用を条件に15%ポイントまで追加可能、青年農業者支援向けに2%ポイントまで追加可能（同第103条） |
| 国・地域内平準化 | 過去実績方式を廃止して基礎支払いの1ha当たり金額を原則一律化、部分的平準化（1ha当たり金額が平均の90%を下回る農業者について差額の3分の1を引き上げ、最低額は平均の60%）、削減幅の上限設定可能 | 再度実施し強化（基礎所得支持の1ha当たり最高額設定、最低額は平均の85%）、削減幅の上限設定可能（同第24条） |
| 高額受給の減額 | 基礎支払い15万ユーロ超過部分は5%減額、加盟国の任意で厳格化も可能（19年実績は10か国が上限額を導入）、支払賃金控除、国段階の免除規定あり（再分配支払い5%以上で代替可） | 任意化し内容を強化。直接支払合計額6万ユーロ超過部分を最大85%減額、上限額10万ユーロ（超過部分は100%減額）。6万ユーロを上回る追加の金額帯と削減率を設定可能。賃金控除に自家労賃を含める（同第17条） |
| 環境取組要件 | クロスコンプライアンス | コンディショナリティに移行（グリーニング3要件の取り込み、それ以外の項目の一部入替え） |
| 目的別直接支払い | 直接支払いが7種類に分化 | 自然制約地域支払いの廃止。グリーニング支払いはエコスキームへの変更により要件高度化・参加任意化。 |

資料　筆者作成
（注）　現行制度の自然制約地域支払いは、農村振興政策と重複しており利用国がほとんどなかった。

過する部分を最大85%削減できる。任意とはいえ従来の義務的措置（15万ユーロ超過部分の５％減額、受給額の上限なし）よりはるかに厳しくみえるが、実際には加盟国が任意で適用してきた措置（平澤（2019））に近く、実態の追認という性格が強いようにみえる。

**(注14)** コンディショナリティとエコスキームは前節で述べているため除く。
**(注15)** 農村振興政策の施策。農業の生産や所得の変動リスクに対処する保険や共済基金を対象として、保険料や拠出金に対する助成を行う。
**(注16)** 適用は直接支払いを受給する全ての農業者を対象とする必要がある。
**(注17)** 平準化が地域内で行われる場合、スペインなどにみられる地域間の大きな格差は残る可能性がある。

### (2)　目的別直接支払い

各種の直接支払制度は、（グリーニング支払いから刷新されたエコスキームを除き）いずれもおおむね現行制度を継承しているが、名称は変更される。大部分の制度は、名称に「所得支持」が追加された（第11表）。基礎的所得支持に上乗せして支払われる再分配所得支持と青年農業者所得支持は、「補完的所得支持」と位置づけられた。また、基礎的所得支持と再分配所得支持は「持続可能性のための」所得支持とされた。各種所得支持のうち、農産物品目別の直接支払いであるカップル所得支持以外のものは、金額の40%[(注18)]がCAPの気候変動関連支出に算入される（同第100条）。これは直接支払いにコンディショナリティが課されていることに

**第11表　各種直接支払制度**

| 次期制度 | 設置 | 予算構成比(注1) | 内容 |
|---|---|---|---|
| 持続可能性のための基礎的所得支持(基礎的所得支持) | 必須 | 規定なし | 従来制度の受給権を継承した面積支払い、あるいは一律面積単価(国ごとに選択) |
| 持続可能性のための補完的再分配所得支持(再分配所得支持) | 必須(注2、注3) | 10%以上(注3、注4) | 大規模経営から中小規模経営への再分配のため、各農業者につき一定以下の面積に対し所定額を給付 |
| 補完的青年農業者所得支持 | 任意(注2) | 3%以上(注5) | 最長5年間。年齢上限35歳～40歳(各国が規定)。年次面積支払いまたは農業者当たり所定額の支払い。新規就農者向け制度も導入可能 |
| 小規模農業者支払い | 任意 | 規定なし | 基礎的所得支持・再分配所得支持・青年農業者所得支持を代替する(簡易な)制度。農業者の利用は任意。所定額支払いまたは面積支払い。最大1,250ユーロ／人・年 |
| カップル所得支持 | 任意 | 13%以下(注6) | 困難にある品目およびタンパク質作物に対する年次面積支払いまたは頭数支払い |
| 気候・環境・動物福祉スキーム(エコスキーム) | 必須 | 25%以上(注4、注7) | 気候、環境、動物福祉、抗微生物剤耐性対策に資する取組みに対する支払い。農業者の参加は任意。年次面積支払い。基礎的所得支持への上乗せ、あるいは掛かり増し費用と逸失所得の補てん |

資料　CAP戦略計画規則に基づき作成
(注) 1　各国の直接支払い予算に課される規定。
2　現行制度から変更。
3　免除の特例あり。CAP戦略計画で第一の柱による他の手段を用いて公平な分配と対象の絞り込みが十分にできる場合に適用。
4　当初規則案にはなかった予算構成比の規定。
5　農村振興政策の青年農業者就農助成および青年農業者投資助成(の最大50%)との合計額。
6　最高限度引上げの特例あり。18年の支払い実績、タンパク質作物向けの2%追加、あるいは年間総額3百万ユーロ以内。
7　最低限度引下げの特例あり。農村振興政策に占める関連施策(農業環境・気候誓約、環境関連規制地域、環境・気候・動物福祉にかかる投資)の割合が30%を超過する分により相殺し、半分(直接支払いの12.5%)まで引き下げることができる。同じく農業環境・気候誓約の予算額がここに定める最低限度額の1.5倍を超過する場合は、4分の1(直接支払いの6.25%)まで引き下げることができる。また、26年までは各種経過措置あり。
8　ほとんど利用のない現行の自然制約地域支払いは廃止され、農村振興政策の同種の施策に一本化される。

基づく（CAP Reform, 22 Jan 2020）。

所得支持は直接支払いの主要な役割であるが、そのことをこのように制度名で明示するのは初めてである。制度の目的を明確化する措置であり、高額受給の抑制や、支援の必要度が高い中小経営や青年農業者に対する予算の割当てといった、施策対象の絞り込みと整合的である。

再分配所得支持は設置が義務化され、直接支払いの10%以上が充てられる。これは高額受給減額の任意化（上記）とともに、当初の規則案から修正された点である。受給額の上限や高額受給の減額は、大規模経営を抱える加盟国が強く反対するため義務化が難しい。しかも、現行制度の下で農業者の受給上限額など高額受給の積極的な削減措置を導入した国は少なくないが、実際の減額は直接支払いの財政全体からみればごくわずかである。それに比べて再分配支払いの方がはるかに中小農業者への財政移転に貢献している（平澤（2019））。ただし、従来は再分配支払いを採用する国は限られていた。今回の改正はこうした実情を踏まえて、再分配所得支持を全ての加盟国で導入させることにより、中小農業者への再分配をこれまでにない規模に拡大するものとみることができる。(注19)

**(注18)** ほかにエコスキームと、農村振興政策の環境・気候関連支出のうち投資助成以外（いずれも100%）、および自然等制約地域支払いの40%が計上される。

(注19) なお、高額受給の削減分は再分配所得支持に優先的に用いられる（他のデカップル直接支払いや農村振興政策への移転も可）。大規模経営から中小経営への再分配の論理が両制度をつないでいる。

### (3) 農村振興政策

農村振興政策の施策は現行の23種類から８種類に統合される。各施策の規定は簡素化し、詳細は加盟国に任される。予算の35%は気候・環境対策に用いられるが、この割合は当初の規則案（30%）よりも引き上げられた。

次期CAP改革の実施期間を含む21～27年のEU中期財政（多年度財政枠組み）ではCAPの予算が前期（14～20年）よりもやや削減されている。農村振興政策の予算削減率は、直接支払いのそれよりも大きい。農村振興政策の予算削減の影響を緩和する手段は３つある。第一に、従来並みの財政規模を確保するため、農村振興政策における加盟国の共同拠出割合が引き上げられる。第二に、直接支払いから農村振興政策への予算移転可能額は従来の最大25%から42%に拡大しており、かつこの移転分については加盟国の共同拠出が不要であるため、加盟国の判断でこの手段を用いて農村振興政策の予算を充実させることが可能である。そして第三に、エコスキームは農村振興政策の気候・環境対策をある程度代替できる可能性がある。また、このように柱間の予算移転にかかる裁量が拡大され、しかも気候・環境対策が２つの柱にまたがるため、加盟国が自国のCAP戦略計画のなかで農村振興政策と直接支払いのバランスをとる際の選択肢は複雑化している。

また、農村振興政策は、直接支払いとともにCAP戦略計画規則に組み込まれた結果、農業以外の政策分野である地域政策（いわゆる結束政策）などとの連携が弱まった。前回の2013年CAP改革では農村振興政策が欧州構造・投資基金の一環として共通規定規則に組み込まれたが、今回は除外された。

### (4) 市場施策

市場施策については、ワインの供給管理である植付認可制度（16年から実施）の期限が、2030年から2045年まで延長された（CMO等改正規則2021/2117第１条第９項）ほか、ワインや産地呼称・地理的表示に関する制度が改正された。緊急時対応に用いられる「農業準備金」には、年間4.5億ユーロの予算が措置された（横断的規則2021/2116第16条）。

また、これまで欧州委員会が独自の施策として実施してきた「市場観測（Market Observatory）」が正式に条文化され、全品目を対象にできるようになる（CMO等改正規則第１条第66項）。市場観測は、食農サプライチェーンの透明性を高めるために、品目別の需給、価格、費用、予測、貿易などのデータと情報を提供する仕組みである。

## 5 まとめと考察

### (1) 小括

ここまでみてきたとおり、CAP改革規則案の審議過程では、F2F等の環境戦略に対応する各種の修正がなされた。

第一に、CAP戦略計画の立案・承認・評価に関するものである。規則前文で各種環境戦略への参照を明記し、基礎となるCAPの目標中に関連する用語を追加し、参照される環境・気候法制の改正に連動して計画の見直し検討を定め、参照法制は必要に応じて追加することとなった。元来、F2FやBDSの数値目標それ自体は法的拘束力を持たないため、これらの措置によりCAP戦略計画への反映を促進しようとしている。

第二に、エコスキームの規定修正である。予算の最低限度枠（25%）を定め、また、対象に動物福祉と抗微生物剤耐性対策を追加し、そして各スキームが取り組むべき活動分野を明示してF2F等との対応関係を強めた。

そして第三に、コンディショナリティには規則案で湿地・泥炭地の保護（GAEC）と水枠組指令および農薬持続可能使用指令（SMRs）が、そして審議中の修正により社会的コンディショナリティが追加された。任意参加にとどまったとはいえ、農場養分持続ツールも導入される。GAECおよびSMRsの変更とEGDやF2Fの対応関係は明らかであり、社会的コンディショナリティも、包摂的な社会経済を重視するEGDや、誰一人取り残さないとするSDGsの理念と整合性が高いと考えられる。

これらの修正はいずれも気候・環境対策や社会の期待事項への貢献を確保できるよう、規則の内容を肉付けするものであった。特にCAP戦略計画については、加盟国の裁量が拡大したため、計画を立案・承認・評価する際の指針にF2Fなどの戦略や環境・気候法制を結びつけて方向づけを図っている。そうした規定の内容自体は、やや抽象的であったり、あるいは条文中でF2F等が明記されていないため、有効性にはおのずと限界があると考えられる。しかし、これは欧州委員会が加盟国に対応を促す際の有力な足がかりとなるはずである。

また、CAPは近年、農業の多面的機能と助成の公正な配分を重視する方向に進み、それがステークホルダー（利害関係者）の拡大につながっている。今回、新たに社会的コンディショナリティとして労働者の権利保護が加わることで、そうした動きは今後、一層広がるだろう。CAPの個別的目標には男女平等も盛り込まれており、CAPに人権の要素が入りつつある。

次期CAP改革は、当初案の段階からCAP戦略計画と環境・気候対策の強化を含む大規模な改革であり、かつF2Fに対応する柔軟性と潜在力を有していた。改革案の審議ではそれに加えて、これらの改革要素についてF2F等の環境戦略への対応がなされた。その結果、2013年改革で始まったCAP改革の新たな段階、すなわち公共財機能と公平性の重点化は、外部からの方向づけを伴いつつ加速することになったといえよう。

### (2)　欧州議会の影響

CAP改革の気候・環境対策等に関する交渉でもう一つ注目されるのは、欧州議会の貢献である。例えば、欧州議会の報道発表（21年６月28日付）によれば、CAP戦略計画

規則の前文にF2F等への言及を追加し、CAPの目標に生物多様性の維持・強化とパリ協定に基づく公約の達成を加え、あるいは社会的コンディショナリティを導入したのは、いずれも欧州議会の主張によっている。気候・環境対策については欧州議会の姿勢が欧州委員会と比較的近かったため、交渉の最終段階に当たる３機関協議で保守的な農相理事会に対抗することが比較的容易になったのではないかと考えられる。欧州委員会は、EGDやF2Fへの対応を十分にするよう、一貫して主張していた。

また、欧州議会の内部では環境委員会が交渉に参加したことにより、気候・環境対策が促進された可能性がある。３機関協議における欧州議会の交渉団18名は全員農業委員会の所属であるが、うち３割近い５名を環境委員会の関係者（委員および補欠委員）が占めた。環境委員会はCAP戦略計画規則案の審議において協力委員会の地位を得ており、担当委員会である農業委員会とともに３機関協議に代表を送る権限を得たのである(注20)。

EGD、F2F、BDSは、それぞれ欧州委員会の気候、保健衛生・食品安全、環境部門が提出したものである。次期CAP改革の審議においてもそうした農業以外の部門からの影響は続き、特に欧州議会によってCAPの対応が促進されたように見受けられる。

**(注20)** 詳細は平澤（2022）を参照。

### (3)　農業部門の反応

EGDやF2Fに対して、主流派の農業団体は多くの懸念を表明している。

第一に、フードシステムのうち農業部門にF2Fの施策が集中している（上述）。

第二に、気候・環境対策には追加的な財源が必要であり、CAP予算が削減されているなかでの対応には無理がある。

第三に、規制の強化と生産費用の上昇によって域内生産が減少し輸入が増える懸念である。ただし、EGDやF2Fは輸入食品にもEU域内と同じ環境基準を適用すると述べている。

第四に、構想されている収入機会の不確実性の高さである。有機農産物など持続可能性の高い食品の需要は本当にそれほど大幅に拡大するのか、あるいは炭素隔離やバイオエコノミーはどれだけ農業・農村に新たな収入をもたらすのか。

第五に、第三や第四の点とも関わって、新たな政策を導入する際は事前に影響評価を行うことになっている。しかし、EGDやF2Fについては、欧州委員会はこれまでのところ、農業に対する影響全体の評価はせず、義務的規制を伴う個々の法制化の際に実施する方針である。農業団体や各国農相、欧州議会(注21)は、包括的な影響評価を求めている。

それに対して農業委員会は21年７月に、正式な影響評価ではないものの、F2FとBDSの数値目標のうち４項目（農薬半減、肥料２割減、有機農業面積シェア25％、生物多様性景観農地の面積シェア10％）が達成された場合を想定した計量経済モデル分析の結果（Barreiro-Hurle et al.（2021））を公表した。

その結果は、気候・環境上の便益は顕著な一方、農業生産は１割縮小して輸入が拡大し、農産物の価格は上昇、農業収入は減少するというものであった。単純化された想定に基づく部分的な分析であるとはいえ、農業団体はこの結果に反発し、一部の欧州議会議員は輸入農産物に炭素関税を適用すべきであると主張し始めている。ただし、この推計には今後起こる消費者行動の変化や技術変化が反映されていない。また、農業による炭素隔離の構想などによっても評価は変わるであろう。

**(注21)** F2Fに関する21年10月20日の欧州議会決議。

### (4)　今後の調整へ向けて

2021年改革でCAPがEUの各種環境戦略に対応するための枠組みはできたが、その実効性はいまだ不明である。22年までには詳細ルール（実施規則や委任規則）が定められ、また加盟国がCAP戦略計画を策定し、欧州委員会の承認を受ける見込みである。まずはその内容がどれだけF2F等に沿ったものとなるかが問題となる。既に環境団体が多くの加盟国のエコスキーム案を調べた結果、既往のグリーニングに近いものなど、環境・気候対策の水準は低い例が少なくないとの指摘（BirdLife, EEB and WWF（2021））もある。加盟国と欧州委員会の交渉が注目される。

今後も環境・気候対策の展開が続くことは間違いのないところであろう。CAPの新制度と計画がF2F等にどの程度貢献するか、実施結果が明らかになるには数年かかる。その間にEGDやF2Fによる施策はさらに進展し、農業部門のGHG排出削減や炭素貯留農業に関する議論も具体化するであろう。F2FとBDSの数値目標についても、既に一部は義務づけの可能性を検討するよう欧州委員会が提案している。しかも24年には、CAP改革の通常の日程であれば28年以降に実施される次々期改革の構想を提出すべき時期になる。2021年改革は開始時期が２年遅れとなったため、その時点ではまだ実施２年目にすぎない。さらにそれに先立って意見公募が行われる。この日程を守るなら、環境・気候部門と農業政策の調整はあまり間を置かずに続くことになりそうである。

かつてEUはガットウルグアイラウンドの妥結と連動した1992年のCAP改革で価格支持中心の農政から直接支払いによる所得支持への転換を果たした。それは既に不足払いという名称の直接支払いで先行していた米国と類似[(注22)]の仕組みであり、EUと米国の妥協はWTOルールを通じて世界の農政を方向づけた。それに対して今回は自ら環境・気候対策の蓄積を踏まえつつEGDやF2Fを打ち出し、国際標準の地位を目指すなかで農政のグリーン化を進めようとしている。世界の農政にどの程度影響を及ぼすか、今後の展開が注目される。

**(注22)** ただし米国の制度は農産物価格に連動して支払額が変化する点でEUと大きく異なる。

**＜参考文献＞**


- Barreiro-Hurle, J., M. Bogonos, M. Himics, J. Hristov, I. Pérez-Dominguez, A. Sahoo, G. Salputra, F. Weiss, E. Baldoni, and C. Elleby (2021), "Modelling environmental and climate ambition in the agricultural sector with the

CAPRI model", JRC Technical Report, JRC121368, European Commission, 28 July.
- BirdLife Europe, European Environmental Bureau (EEB), and WWF European Policy Office (2021), "Will CAP eco-schemes be worth their name? :An assessment of draft eco-schemes proposed by Member States", November.
- European Commission (2017), "The Future of Food and Farming", COM (2017) 713 final, 29 Nov.
- European Commission (2018), "Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council", COM (2018) 392 final, 1 June.
- European Commission (2019), "The European Green Deal", COM (2019) 640 final, 11 Dec.
- European Commission (2020a), "EU Biodiversity Strategy for 2030 - Bringing nature back into our lives", COM (2020) 380 final, 20 May.
- European Commission (2020b), "A Farm to Fork Strategy - for a fair, healthy and environmentally-friendly food system", COM (2020) 381 final, 20 May.
- European Commission (2021), "List of Potential Agricultural Practices That Eco-Schemes Could Support", January.

- 平澤明彦（2019）「EU共通農業政策（CAP）の新段階」村田武編『新自由主義グローバリズムと家族農業経営』筑波書房、123～168頁（第４章）
- 平澤明彦（2021a）「次期CAP改革──CAP戦略規則案の説明覚書──」『のびゆく農業』第1051号、翻訳と解題、３月
- 平澤明彦（2021b）「EUのGHG削減策法制案──農業が削減対象に──」『農中総研 調査と情報』web誌、９月号、20～21頁
  https://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri2109re10.pdf
- 平澤明彦（2021c）「欧州グリーンディールは共通農業政策（CAP）を変えるか」『農業経済研究』第93巻第２号、172～184頁、９月
- 平澤明彦（2022）「EUのF2Fにみる『みどり戦略』との相違と示唆」『日本農業年報』第67号、近刊

（ひらさわ　あきひこ）

談話室

# 森と木再考

令和になって４年目の今年、日本ではこれまでになく森林や木材に国民的関心が集まっている。きっかけは昨年開催されたCOP26（国連気候変動枠組条約第26回締約国会議）である。当初決裂も懸念されたが、危機バネも効いたのか世紀末までの気温上昇を1.5度までにとどめるという目標に向かい世界が協力してあらゆる努力を傾注することが合意された。その手段の一つとして注目されているのが、森林の炭素吸収であり木材の炭素蓄積である。今回の合意は森林・林業に何十年か振りに日を当てることになった25年前の京都議定書（1997年）の考え方を敷衍（ふえん）強化したものであり、森林・林業が抱えてきた積年の課題の解決に寄与するのではないかと期待が高まっている。京都議定書への対応では当面の吸収目標を達成するための対症療法として人工林の間伐が促進されたが、長期的な森づくりや木材の利用に目が届いていない点があった。この機会に本稿では近年の日本人の森や木との付き合い方の変化を振り返りそのなかから見えてくる新たな時代に向けた課題解決の糸口を考えてみたい。

まずは私の体験からである。私は1954年戦後生まれで、高度成長期に学齢期を過ごした。生まれたのは木造家屋であり、入学した小学校の校舎も当然のごとく木造であった。暖房や煮炊きの熱源はほとんどが木質（薪、炭）で、冬になると父の勤め先から「薪炭手当」が出されていたそうだ。たまに乗るバスや電車の床も木製で、ミカンやリンゴも木箱で買っていた。生活のあらゆる面で木は身近な存在だったのだ。しかし変化は急速だった。校舎は鉄筋コンクリート造に建て替えられ、燃料革命や素材革命が進み木質素材がどんどん排除されていく。木材需要を引き続き支えていた住宅の分野でも輸入自由化の影響から外材のウエイトが大きくなった。木材が鉄やコンクリート、石油、石油製品との機能競争、価格競争に負けつつあったことに加え、残された木材需要のなかで国産材は外材にシェアを奪われてきたのだ。

木材が使われなくなった理由の一つには、大戦時の空襲による火災や大震災・台風などの自然災害の記憶があり、学校、自治体の庁舎等公共建築物からは徐々に木材が排除されていったのだと考えられる。木材は強度が弱く、燃えやすいとの「思い込み」は長らく日本人の頭から抜けず、人口集中地帯では鉄とコン

クリートによる街づくりが続けられてきた。

木材需要の減退は木質素材の利活用に向けた研究を遅らせるとともに、人と木や森との様々な関わりを大きく後退させた。最近でこそ隈研吾さんをはじめ木材を建築材料に好んで使う建築家が増えているが、一時期は大学の建築学科で木構造を教える先生はいなかったと聞いている。一方森を見ると、戦後1950年に昭和天皇ご臨席の下始まった全国植樹祭を皮切りに大国民運動で植えられた1,000万haに及ぶスギ・ヒノキの人工林の保育・間伐に徐々に手が回らなくなっていった。山元の立木価格の急落と山村地域の人手不足が主因である。森に人が入らなくなりお金も投入されなくなったのに反比例して野生鳥獣が増え人との間で軋轢（あつれき）を生じている。

そんな流れが反転し始めるきっかけとなったのが京都議定書であった。各締約国が約束期間中に温室効果ガスを（排出削減と吸収によって）削減する義務を初めて負ったのだ。日本でもこの義務を達成するために、人工林の間伐を強力に進めることになった。2000年代に入ると山村地域の人手不足に対応して「緑の雇用」（若手の林業従事者を育成する取組み）も開始された。

木材の利用についても、まずは高度成長期に鉄やコンクリートに取って代わられた学校、自治体の庁舎等の公共建築物で木材利用が推進されることとなり（10年に法律制定）、新しい建築材料の開発も急ピッチで進んでいる。木材を使いにくくしていた様々な建築規制も見直されつつある。

このような変遷をたどってきた日本人と木や森林との付き合いであるが、今回のCOPの合意はもう一段の変化を迫っていると考えたい。それは短期的なルールへの適合や部分最適を目指すのではなくライフサイクル全体で評価し全体最適を目指すということであり、フローだけで見るのではなくストックも重視するということである。京都議定書への対応は間伐でしのいだけれど、今回は将来の森づくりを踏まえ、主伐・再造林と木材の積極利用という課題に正面から向き合って答えを出さなくてはならない。人と資金がないことには「グリーン成長」も持続不可能である。国民的関心を具体の経済循環にどう生かすかが問われている。

**（（株）農林中金総合研究所　理事長　皆川芳嗣・**みながわ　よしつぐ）

# 農協をデジタル化することの意義と課題

主事研究員　髙山航希

〔要　　旨〕

業務をデジタル化する動きが全国の農協に広がっている。デジタル化は、利用者向けの利便性の向上や高度化、職員向けの業務環境の改善や高度化、さらに業務効率化に資するだけでなく、事業モデルの革新にもつながる可能性がある重要な施策である。本稿では、ヒアリングをもとに、農協のデジタル化の事例から、そのポイントとなる点を抽出し、検討した。その結果、農協においてデジタル化を進めるためには、職員の発想や創意工夫を生かすボトムアップのアプローチや、部門横断的チームを組成してデジタル化を進める方法がポイントになると思われる。一方、人的リソース等が制約になるおそれがあるが、企画立案と実務の分担、アウトソースや業務委託が対策として考えられ、農協系統においては複数農協や連合会との協業も選択肢になりうる。

目　次

はじめに
1　農協のデジタル化の意義と課題
(1)　デジタル化の意義
(2)　課題
2　JA仙台のRPA導入
(1)　概要
(2)　RPAの導入と展開
3　JA鹿児島きもつきの事業刷新に向けたデジタル化長期計画
(1)　概要
(2)　事業刷新に向けたデジタル化長期計画
4　JA中野市と長野県信農連の遠隔相談システム
(1)　概要
(2)　遠隔相談システムの導入
5　JAさいたまの職場活性化のためのデジタル化
(1)　概要
(2)　デジタル化による職場活性化
6　事例から分かること
(1)　デジタル化を進めるポイント
(2)　デジタル化を進めるうえでの課題
おわりに

## はじめに

農協を含む金融機関によるデジタル化の動きが急速に進んでいる。目的や効果には業務効率化がまず挙げられるが、それにはとどまらず、様々な分野で広がっている。特に、デジタル技術を使って利用者向けにより便利で高度なサービスを提供することは重要である。社会の様々な物事や手続きがデジタル化され、人々も革新的なサービスに触れているなか、デジタル化を進めなければ、他の事業者との比較で人々から選ばれなくなってしまう可能性が高い。世界的なテクノロジー企業やプラットフォーマーなど、ノンバンク事業者と金融機関の競争が激化する可能性も指摘されている（日本銀行（2021b））。職員の採用に関しても、例えば新型コロナウイルス感染症のパンデミックを契機としてリモートワークがより望ましいワーク・ライフ・バランスの実現に資することが認識された結果、リモートワーク導入の有無は、労働者が勤務先を選ぶうえでチェックする条件の一項目になりつつある。

もちろん、業務効率化に向けたデジタル化も重要である。農協の信用事業部門を含む金融（銀行）業界においては、低金利などにより事業環境が厳しく、費用削減など経営合理化の努力が必要になっている。大手行より地域銀行、地域銀行より信用金庫で効率化を重視する傾向が強い（日本銀行（2019））ことを踏まえると、効率化を重視してデジタル化を進めている農協も少なくないと考えられる。

デジタル化が対象とする領域も広い。利用者向けのチャネルやサービスあるいは業務環境での革新、業務効率化の重要性は信用事業部門に限ったものではなく、農協の全部門で業務のデジタル化が進められている。そこで本稿では、信用事業に関わる施策に焦点を当てつつも信用事業に限定せず、農協のデジタル化に向けた施策の具体的内容をヒアリングベースで調査し、施策の目的や課題を整理する。

なお、デジタル化に関係する概念として、日本銀行（2021b）は「デジタイゼーション（digitization）」「デジタライゼーション（digitalization）」「DX（digital transformation、デジタル・トランスフォーメーション）」を区別している。デジタイゼーションは紙に印字されるなどしていた情報を電子化すること、デジタライゼーションは業務をデジタルベースで行うこと、DXはデータを使った新しいサービスを提供することやビジネスモデルを変革することを指す。本稿の「デジタル化」は、「デジタライゼーション」を中心としつつ、場合によっては「デジタイゼーション」や「DX」を含む言葉として使用する。

## 1　農協のデジタル化の意義と課題

### (1)　デジタル化の意義

日本銀行（2021a）は地域金融機関がデジ

タル化として注力している分野を様々に挙げているが、業務効率化、個人利用者向け、法人利用者向けの３つのカテゴリーに大別されている。まず業務効率化に含まれる分野としてはBusiness Process Reengineering（BPR）、Robotic Process Automation（以下「RPA」という）、Optical Character Recognition（OCR）[注1]がある。また、個人利用者向けにはスマートフォン向けのバンキングアプリや実店舗へのタブレットの設置といった分野が、法人利用者向けには渉外タブレットや取引先のデジタル化支援といった分野が挙げられている。個人利用者向けあるいは法人利用者向けのカテゴリーに分類されていても、それが浸透すれば金融機関のバックオフィス業務の削減が期待でき、業務効率化に資する面もあるため、カテゴリー分けは便宜的なものと考えられる。反対に、業務を効率化して余力を生み出すことで、利用者からの相談への対応など、より高度な業務に注力する方向性もある（高山（2021））。

デジタル化で重要なのは、そうした取組みが事業モデルの革新につながりうる点である。あるいは、「戦略的転換点」への備えになりうる、と言い換えられるかもしれない。というのも、Kane et al.（2019）によれば、デジタル化を進めるためには企業文化が極めて重要な役割を果たすからである。高度にデジタル化が進んだ企業においては、リスクテイク、コラボレーション、アジリティ[注2]、継続的学習を奨励する、いわば実験的な精神を持つ企業文化を持っている。こうした文化が組織内に醸成されていれば、戦略的転換点に対応しやすくなると考えられる。

戦略的転換点とはグローブ（2017）の言葉で、事業を取り巻くもろもろの力が大きく変化し、戦略や事業モデルを転換しなければ生き残れなくなるターニング・ポイントのことである。例えば消費者との接点と知名度、そして高い技術力と情報を有するテクノロジー企業が参入してきたら、「ゲームのルール」が大きく変わり、これまでと同じ進め方では事業が立ち行かなくなる可能性がある。現実にキャッシュレス決済においては、特にQRコードなどコード決済を中心に、新興企業から世界的大企業まで様々な事業者が参入しており、利用も拡大している（高山（2022））。

このことは金融に限った話ではない。物流分野でもテクノロジーの利用は著しく発展しているし、近年では農業生産者からの農産物の販売先となりうるスタートアップも増えている[注3]。また農協の経済事業のデジタル化と事業革新は、例えば直接的には効率化による手数料の低減などを通じて、生産者である組合員にもメリットをもたらす。デジタル化は、農協の事業全体に必要なものと言える。

**（注１）**BPR・・・事業目的を再確認し、業務内容やフロー、組織構造などを抜本的に見直すこと。RPA・・・パソコン上の作業をソフトウェアのロボットによって自動化すること。OCR・・・日本語で光学文字認識とも呼ばれ、スキャナーで読み取った紙の書類の画像データや写真などに含まれている文字を認識してテキストデータにすること。

**（注２）**リスクテイクとは、成功すれば大きな果実

を得られるが失敗の可能性も大いにある物事に挑戦すること。コラボレーションは異なる所属や組織の人々による協業のこと。アジリティ（agility）は「アジャイル（agile）」の名詞形であり、機敏さ、素早さなどが原義である。もともとソフトウェア開発の分野で提唱された考え方であり、完成形を目指して設計から段階を順に踏んで開発していくのではなく、まず動作するソフトウェアを作り、開発者と顧客の対話と学習を通じて試行錯誤を短期間で繰り返しながら改善していく開発手法である。現在においては、ソフトウェア開発にとどまらず、様々な業種で使われている。詳しくは「アジャイルソフトウェア開発宣言」（https://agilemanifesto.org/iso/ja/manifesto.html）と同Webページからリンクされている「アジャイルソフトウェアの12の原則」を参照されたい。

**（注３）**物流の新しい潮流についてはweb誌『農中総研 調査と情報』2020年５月号「物流特集」、農産物ECについては同誌21年７月号「農産物EC特集」等を参照されたい。

### (2)　課題

金融機関、特に地域金融機関がデジタル化を進めることには、いくつか課題が指摘されている。日本銀行（2021a）は「大手行に比べて規模の小さい地域金融機関にとって、デジタル化は、専門人材や予算が制約となりやすい」と指摘している。農協も金融機関としては相対的に小規模であるため、この指摘が当てはまると考えられる。これを乗り越える策として例えば日本銀行（2021a）は他の金融機関との連携を挙げている。

また、長期的な視野に立てば、Kane et al.（2019）が強調する企業文化の変革につながる施策も重要である。同著によれば、実験的な精神を持つ企業文化は、自然には醸成されず、経営者が意識して作り出す必要がある。組織文化を変える取組みは、農協では従来あまり重視されてこなかったのではないかと思われる。

以下では、人材や予算といったリソース面の課題と、組織文化の変革につながりうる施策に注目しつつ、農協の事例をみていきたい。

## 2　JA仙台のRPA導入

### (1)　概要

「はじめに」では農協が進めていくべき課題の一つとして業務の効率化を挙げた。デジタル化による業務効率化は、費用を削減することによって収益の改善に資するだけでなく、単純作業を自動化することで職員がより付加価値の高い業務に集中することを可能にする。これについてデジタルを活用している事例として、JA仙台のRPA導入を取り上げる。

JA仙台は1998年、宮城県のJA仙台原町、旧JA仙台、JA宮城、JA仙台西、JA秋保町、JA利府町、JA宮城松島町が合併して発足した。2002年にはJA仙台泉、JA多賀城市、JA七ヶ浜町と合併して現在の形となった。事業エリアは４市３町と広域であり、県庁所在地かつ政令指定都市である仙台市から農村地帯までを含んでいる。本店のほか、20の支店と３つの営農センターがある。

### (2)　RPAの導入と展開

JA仙台が業務効率化を進める動機として、コスト削減の必要性が強まっていることに加え、慢性的な人手不足状況にあった

ことも挙げられる。さらにコンプライアンスに関する規制が強化される傾向にあるため、それへの対応にもマンパワーを割く必要があった。こうしたことから管理部で18年頃に業務効率化の方法を調べるうちに、RPAの存在に気付いた。のちに総務部の役席者もセミナーでRPAを知ったことで、両部合同でRPAを進めることになった。RPAを取り扱うベンダーに連絡を取って19年３月に試行を始めた。

最初の取組みとして、業務の棚卸しをしたうえで、RPAで効率化できそうな作業として、経済事業部門で行っていた共同防除事業における農薬の供給実績のデータ入力作業を選んだ。Excelファイルに保存されている品目コードや数量などを基幹システムに転記する作業で、１年に１度行う必要があった。人手では半日の作業を半月ほど続ける必要がある業務であるが、ソフトウェア型のロボットを開発して実行したところ４時間で完了した。なお、ロボットの開発には、プログラミングなどコンピュータに関する専門的な知識を前もって持っておく必要はなく、パソコンで一連の操作をすると自動で作業を認識してフローチャートに書き起こされるため、後はそれを編集すれば完成する。ロボットの開発は、事務統制ができていれば、２時間から３時間ででき、開発の方法は10時間から20時間程度学習すれば習得できる。

この成果が組合内で共有され、20年９月からは本店の職員を中心とするプロジェクトチームを組織して、RPAを本店の各部門で取り入れることになった。実際にロボットを動かしているところをパソコンのディスプレイでみてもらうと、ソフトウェアの起動やウィンドウの切替え、マウスポインタの移動、文字入力が自動的に高速で進んでいくため、その効果を理解してもらいやすかった。プロジェクトチームには本店各課の若手から中堅にかけての職員を１人ずつ、合計で22人のメンバーを集め、業務の棚卸しとRPAの導入をそれぞれの課において進めてもらうことにした。

RPA導入の成果は削減できた作業時間を換算することで判断している。20年９月からのプロジェクトでは、21年３月までに12課で16業務の1,600時間を削減することができた。さらにRPA導入を進め、合わせて40業務3,500時間以上が効率化できる予定である。ただし、効率化の成果は作業時間だけでは測れない部分もある。例えば、１年間に１回だけ発生する大きな業務と、毎日発生する小さな業務では、削減できる業務時間は同じでも、業務の準備や後片付けに伴うロスがなくなる分、後者の方が削減によるメリットが大きい。また、作業者のモチベーションも後者の方が保ちづらいが、ロボットにはモチベーションの問題はない。

信用事業部門で成果があった例としては、公金収納のデータ入力業務がある。組合内の20支店で受け付けた市税や水道料金などのデータを本店でRPAにより自動で取りまとめる業務である。営業日であれば毎日発生するこの作業を自動化したことにより、年間数百時間の業務量削減効果が得られた。

ただし、RPAの展開には課題もある。最も大きなものとして挙げられるのは、プロジェクトチームのメンバーはRPA導入以外の業務も担当しており、そちらの方を優先しなければならないため、まずそちらを終わらせたうえでRPA導入業務を進めなければならない点である。導入の進行が課によってまちまちになってしまうが、一方で元の業務にある程度通じていなければRPA導入業務はできない。この点については農協がプロジェクトとして推進することが一つの対策になっており、各課の管理職の理解を得やすく、RPA導入業務に時間を充てやすくなる。また別の課題として、RPAでどのような作業をするロボットを作るのかについて、発想力が必要なことも挙げられ、メンバーによって進み方に差が生まれる要因になっている。これについても、プロジェクトチーム内での指導によって、メンバーをサポートしている。

同農協は今後もRPAプロジェクトを続けていく予定であり、メンバーからのアイディアを取り込みつつ、RPAを含むデジタル化による業務の効率化を一層進める。また、組合員のニーズを把握し、適切な資材やサービスを提供する能力を強化するために、効率化で捻出したマンパワーを使って組合員や利用者とのコミュニケーションに力を入れる方針である。

## 3　JA鹿児島きもつきの事業刷新に向けたデジタル化長期計画

### (1)　概要

デジタル化によって業務を効率化し、さらに事業の刷新、イノベーションを目指しているのがJA鹿児島きもつきである。JA鹿児島きもつきは1993年にJA鹿屋市、JA垂水市、JA串良町、JA東串良町、JA内之浦町、JAなんぐうの６農協の合併で発足した。事業エリアは鹿児島県の南東部にある大隅半島に位置する鹿屋市の一部を含む２市４町であり、本所のほか12の支所がある。農業では特に畜産や園芸の盛んな地域であり、同農協も産地化支援やスマート農業等に力を入れている。

### (2)　事業刷新に向けたデジタル化長期計画

JA鹿児島きもつきは2018年に、経営総務部が中心となって業務のデジタル化に取り組み始めた。具体的には、給与明細のWeb上での閲覧や電子ファイルとしてダウンロードすることを可能にするWeb給与明細システムや、職員の勤務状況を適切に管理できる勤怠管理システムを導入するなどのデジタル化を行った。こうした取組みを始めた背景には、職員減少に関する課題があった。同農協の職員は、特に若手から中堅にかけての層が薄くなっており、業務を効率化する必要があった。

その後、新型コロナウイルスの感染拡大が社会全体を大きく変化させた20年５月に組合長の発案で、今までの枠組みや発想にこだわらず時代の変化に対応し、既存の事業や業務における抜本的な改革を行うため「KEMAT」（Kimotsuki - Emergency - Management - Assistance - Teamの頭文字）を組織した。農協内部のデジタル化への取組みを「第１次デジタル革命」と称し、デジタル化に一層力を入れようとした。KEMATは本所の30代から40代の職員を集めて農協内業務のデジタル化についてスピード感を持って進めるプロジェクトであった。KEMATメンバーの所属は購買、企画、農畜産など様々な部署であり、時間外勤務の申請の電子化やリモート会議の導入といった、組合全体に関わるデジタル化を進めた。一方でメンバーは所属部署の通常業務も担当していたため多忙であり、思うようにデジタル化に取り組めないことが課題であった。

そこで21年にデジタル化を進めるための専門部署として「デジタル推進室」を新設した。デジタル推進室には室長１人に加え、KEMATに参加していた職員１人が組合内業務のデジタル化担当者となった。また、元は別部署であった、組合員農家のスマート農業を進める職員４人も推進室の所属となった。デジタル推進室設置後ヒアリング時点までに、共同作業をするためのソフトウェアとして、組合内の役職員同士のチャットやファイル共有、スケジュールやタスクの共有、オンライン会議ツールとの連携などの機能を持つコラボレーションツールや、本支所へのWi-Fi、ペーパーレス会議システムを導入している。また今後、経験と知識のある職員が定年退職を迎えることで、例えば支所の信用・共済事業窓口での利用者対応で生じた疑問点を支所内で解決しづらくなるなどの課題が生じることも予想されるため、業務を誰でも進めやすくするシステムの導入も必要になると考えている。さらに、業務の進め方や業務上の知見が個人にのみ蓄積され、他の職員には分からなくなってしまう属人化を防ぐため、知識をデータとして蓄積し、検索しやすくする仕組みの導入も検討している。

そうしたなか21年９月に、デジタル推進室の提案により同農協は「デジタル化グランドデザイン」を定めた。グランドデザインは長期的な計画であり、デジタル化施策を組合内業務の効率化から始めて段階的に高度化し、最終的には事業の刷新を狙うもので、前述した今後の課題を解決する方策を盛り込んだ内容となっている。計画は３段階からなっており、初期段階では「職員が働きやすいJA」にすることを目指す。事務作業の省力化と属人化の解消のため、よくある質問（Frequently Asked Questions）とそれへの回答をデータとして蓄積し、共有と検索をしやすくするFAQシステムや従来の業務をAIで自動化するAI-OCR、RPA等の導入を検討する。次の段階では「組合員にとって魅力のあるJA」を目指す。組合員の所得向上と組合員へのサービス向上のため、営農・ECソリューションやスマート


農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

農業ツール等を導入して、組合員の農業経営のデジタル化の支援や、職員による対組合員サービスの高度化を図る。最終段階では「イノベーションが連鎖するJA」となるため、構造化データや非構造化データを形式や規模の大小にかかわらず蓄積し取り出せるシステムであるデータレイクの活用や、顧客の取引履歴コミュニケーションの記録を蓄積し利用することで顧客との関係を向上させるCRM（Customer Relationship Management、顧客関係管理ともいう）の強化を進める。

「デジタル化グランドデザイン」のもう一つの特徴は、同農協の長期経営計画とリンクして事業量目標達成に向けた方策として位置づけられている点である。同農協は18年に、「10年後のJAを想像し、『こうありたい・こうなりたい』という構想・夢としての長期ビジョンを描く」ため、27年までの10年間で取り組む長期計画「ネクスト10」を総代会で決議している。「ネクスト10」では信用事業と経済事業において意欲的な事業量目標を掲げ、農協子会社を通じた養豚事業の拡大や加工センター設置等による野菜生産者支援などの施策を打ち出した。デジタル推進室が「デジタル化グランドデザイン」に基づく取組みを一層進めることで、農協の事業を変革し、「ネクスト10」の目標達成を後押ししようとしている。

## 4　JA中野市と長野県信農連の遠隔相談システム

### (1)　概要

近年、多くの農協では、経営合理化を一つの目的として店舗の再編が行われている（高山（2019）、梶間（2021））。しかし、店舗を集約することは店舗サービスの高度化につながる半面、利用者の店舗へのアクセシビリティが低下するおそれがある。この問題に対し農協では、移動金融店舗車を導入するなどの対処が取られている（重頭（2021））。加えて、コストを抑えつつ店舗集約後も利便性を維持するために、デジタルのツールを利用する試みも行われている。その一つが、JA中野市と長野県信農連が導入した遠隔相談システムである。JA中野市は、1964年に長野県中野市内の９農協が合併して誕生した。農業ではエノキタケなどのキノコ生産とりんご、ぶどうなどの果樹生産が盛んな地域である。

### (2)　遠隔相談システムの導入

JA中野市は以前より金融窓口（信用事業と共済事業）を持つ店舗の集約を進めており、2011年10月からはそれまでの９支所から金融店舗３店の体制としていた。20年３月にはさらに２店を閉店して「金融店本所」のみ残した一方で、かつてローンセンターとして使っていた店舗を小規模な「金融サテライト店」として復活させた。サテライト店は取り扱う業務を絞り、職員数も５人


農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

と少ない店舗である。１か月後の４月には、新型コロナウイルス対策で本店に交替勤務制を導入する人員を捻出するためサテライト店を一時休業したが、10月には職員数を４人に縮小してローン相談対応を中心に営業を再開した。長野県信農連から同農協に遠隔相談システムの提案があったのは、同年の秋頃である。遠隔相談システムは、相談対応可能な職員がいる本所などのセンターと利用者が訪れる遠隔の店舗などを専用線でつなぐもので、利用者が記入した申込書や持ち込んだ書類を読み取るカメラ（スキャナー）と、必要書類を印刷するプリンター、映像付きで対話するためのカメラ、マイク、ディスプレイ、スピーカーを備えている。同農協は検討の末、21年４月からサテライト店に遠隔相談システムを導入した。

長野県信農連はパンデミック発生以前から遠隔相談システムを研究していた。研究を始めた動機は、農協の金融店舗としての機能、特に相談対応能力を向上させることにあった。なかでも、長野県の農協は周囲から離れた山間部の店舗が多いため、リモートで対応するためのシステムに注目した。そして、カメラやスキャナーの解像度などをテストして仕様を決めていった。システムは書類を読み取るスキャナーを装備しているため、相談だけでなくハイカウンター業務にも対応できるようになった。それに加えて新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、利用者が慣れている金融窓口での取引と同様のサービスを、利用者と職員が接触することなく提供できることもポイントとなって、信農連は県内の農協にシステムを提案した。

JA中野市にとって、遠隔相談システムを導入することは軽量化店舗であるサテライト店の機能強化につながった。サテライト店の主要業務はローン相談対応であるが、農協との取引がない顧客の場合、ローンを実行するためには新たに口座を開設しなければならず、それには少し離れた金融店本所で手続きをしてもらう必要があった。システムにより、サテライト店内で口座開設まで完結できるようになった。硬貨対応ATMを備えているため、口座開設後の最初の入金まで対応できる。

同システムの導入は、利用者のアクセスの確保の点でも重要であった。20年３月の店舗集約を説明する地区懇談会において、組合員から金融店本所の１店だけでは遠くなり、混雑することを懸念する意見が出されていた。サテライト店の設置はそれへの対応であったが、システムの導入で利便性がさらに高まった。店舗集約後の金融店本所には１日150人の来店者があるため、パンデミック下においては混雑緩和の重要性もさらに増している。

課題としては、まだ利用者が慣れていないことがある。そのため、サテライト店でできる手続きでも金融店本所を利用してしまうケースがある。遠隔相談システムでは、相談や口座開設だけでなく、キャッシュカードの暗証番号変更や名義変更、団体代表者変更、住所変更、口座振替申請等、一部

の伝票手続きが可能である。同農協では、利用者にもっと遠隔相談システムを使ってもらう方法を検討中である。

長野県信農連は、同システムを県内の他の農協にも展開したいと考えている。将来的には年金相談にも活用したい意向だが、年金相談は人によって事情が異なるためそれぞれに合わせた対応が必要であり、利用者側で用意しなければならない書類も多いことから、詳細な方法を研究中である。また、信用事業以外での利用も想定している。

## 5　JAさいたまの職場活性化のためのデジタル化

### (1)　概要

業務のデジタル化は、職員向けの業務環境を整える点でも重要である。この観点からデジタル化を進めているのがJAさいたまである。JAさいたまは2000年、JA浦和市、JA浦和市野田、JA大宮市、JA与野の４農協が合併して発足した。16年にJA戸田市、JA川口市、JAあゆみ野、JA鴻巣市、JAあだち野と合併して現在の形となった。事業エリアの面積が埼玉県の10％強、人口が県の３分の１強を占める、広域の農協である。同農協が進めているデジタル化の特徴は、職員の職場満足度の向上を目標に置き、アンケートで職場満足度を定期的に調べながら進めていることと、若手・中堅職員を中心とした部署横断チームを作っていることである。

### (2)　デジタル化による職場活性化

JAさいたまのデジタル化は、農協組織基盤強化プロジェクト「JANP」（JAさいたまNew Project）の一環である。広域合併を行った後の18年頃、同農協では職員の組織アイデンティティを高めたいと考えていた。また、実施している組合員アンケートからニーズをくみ取って、アクティブメンバーシップの強化に結び付けたいとも考えていた。そこで、職員と組合員という２側面から組合の組織基盤強化を企図して始まったのがJANPである。

ボトムアップのプロジェクトにするため、JANPのメンバーは組合内の各部署から若手・中堅職員を中心に集められた。メンバーは組織基盤強化に向けた施策のアイディアをJANPで提案し、まとめられたアイディアは幹事会を経て常勤理事会で検討され、組合長が決裁し、実行となる仕組みである。またJANPの提案により実施された企画などは、JANP事務局が発行する『JANP通信』という冊子で職員全体に広めている。

19年度には、組合員のアクティブメンバーシップ強化のため外部とのコミュニケーションについて検討する部会（アクティブメンバーシップ強化検討部会）と、職場の活性化を検討する部会（職場の活性化検討部会）の２つに分けた。職場の活性化検討部会で現状の把握と職員の意見を直接拾うため職場満足度調査を行った結果、業務の効率化、職場の風通し、キャリアデザインに課題があることが浮かんできた。デジタル化以外の施策として、キャリアデザインに

関して、20年度にJANPが人事制度見直しの提案を行ったことで人事制度再構築プロジェクトが立ち上がり、その結果として21年から新たな人事制度が実施されている。職場の風通しの改善にはメンター制度を提案し、職場内の連携強化と人材育成にも効果が期待されている。今年度のプレ実施を経て、22年度から本格実施される予定である。

そして、効率化に関してJANPが提案したのが業務のペーパーレス化とデジタル化である。導入検討は19年度の終わりからスタートし、視察やデモ機での実証、運用ルールの策定等の準備を進めていた。新型コロナウイルスの感染者数が全国的に増大するなか、理事から従来本店１か所に集まって行っていた理事会をリモートで開催したいという声があり、まずここから実施することとなった。

理事会のリモート化に向けた検討と作業は総務部が進めた。20年９月に検討を開始し、他の農協の導入事例をヒアリングしつつ業者や機材を選んだ。そして12月の理事会を、リモートではないものの、ペーパーレスで行うことができた。高齢の理事も少なくないが、大量の紙の資料を指でめくるより手元のタブレット端末に映し出される方が便利で分かりやすいと評価が高く、会議も滞りなく終わった。21年１月の理事会は地区ごとに設けた会場をつなぐ方式でリモート化した。

これがきっかけとなって組合内の業務のデジタル化が進み始め、職員間の会議・研修でもリモート会議システムを利用するようになった。理事に理事会議事録の承認印を押してもらうため、電子署名システムも導入した。今後は組合内業務を全てペーパーレス化し、ワークフローをデジタルで完結させることが目標である。ヒアリング時点では、それに向けた業務の棚卸しと蓄積された電子ファイルやデータの整理を行っていた。ワークフローがデジタルで完結できれば、在宅でのリモートワークも実現できる。

デジタル化を進めることに対しては農協内で消極的な意見も聞かれる。しかし、デジタル化には優れた点が多く、使い始めたら後戻りできないものだと同農協は考えている。

## ６　事例から分かること

事例として取り上げた４農協は、業務のデジタル化を進めることで、業務の効率化やサービスの高度化、組合員の利便性の維持と向上、職員の業務環境の改善を図っている。JA鹿児島きもつきは、デジタル化を推し進めることにより、革新を通じて事業の一層の拡大を目指す、より野心的な計画を打ち出している。

以下では、事例から農協のデジタル化のポイントと課題を抽出したい。

### (1)　デジタル化を進めるポイント

デジタル化を進めるポイントの一つとなっているのは、職員の発想や創意工夫に基


農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

づくアプローチである。現代において、特に若手の職員は日常生活でスマートフォン等を活用し、消費者向けの新しいサービスに触れていると思われる。そのため、新しいサービスを利用している職員は、業務のデジタル化を進めることに関して良いアイディアを生み出しやすい可能性があるうえ、新しいツールにもいち早く順応できると思われる。

もう一つ重要な点として、デジタル化が部門横断的に取り組まれていることも挙げられる。RPAやリモート会議、ペーパーレス化、リモートワークといった施策は、特定部門内に限定されるものではなく、組合全体に展開してこそ大きな効果が発揮される。そのためには個々の部門内での取組みに委ねるのではなく、部門横断的なチームを組織して責任者を設置し、全部門に働きかけていくことが有効であることを示している。

ただし、チームを作るだけでなく、チームに適切な権限を移譲すること、もしくは役員など決裁権のある人々がチームのアイディアや決定を尊重して実行することが必要条件になる。また、組合内の「デジタル・ディバイド(注4)」への対処も必要になる可能性がある。デジタル化は日々の業務内容を変化させるものであるため、ベテラン職員ほど導入に後ろ向きになる傾向がヒアリングで聞かれた。しかし、ベテラン職員もデジタルのツールに慣れてしまえば便利さを実感するという声が聞かれた。

冒頭でも触れたとおり、Kane et al.(2019)は、企業のDXを成功させるポイントについて組織に着目して論じたものであり、なかでもリスクテイク、コラボレーション、アジリティ、継続的学習を奨励する実験的な精神を持つ企業文化にすることが重要であるとしている。部門横断的、かつ職員の意見に基づいたボトムアップのアプローチは、DXに向けた組合内文化醸成のためにも有効と思われる。例えば、JA仙台の各課からプロジェクトメンバーを募る手法は、RPAを業務に導入する方法として効果的であるだけでなく、創意工夫の発揮の心づもりを組織に根付かせる点でも効果がある可能性がある。JAさいたまのJANPにおいては、若手職員中心のプロジェクトでアイディアを出してもらうことによってメンバーの動機付けを促すことに加え、成果を『JANP通信』で組合内に広めることが、新しいアイディアを提案する文化を組合全体に醸成することに作用する可能性がある。

**(注4)** デジタル・ディバイドとは一般に「インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者の間に生じる格差」(総務省『平成16年版情報通信白書』)のことであり、この場合は業務遂行の能力に格差が生じてしまうことを指している。

### (2) デジタル化を進めるうえでの課題

その実現のためには乗り越えるべき課題もある。ボトムアップかつ部門横断的にデジタル化を進める作業は従来業務とは異なる、新しい業務である。デジタル化担当となった職員にはそれ以外の業務もあり、多くの場合はそれ以外の業務の方により多くの労力を割かなければならないため、デジ

タル化を進める余力をなかなか生み出せないと思われる。Kane et al.（2019）でも、新しいテクノロジーを組織が受容するためには余裕時間が必要であることが指摘されている。

この課題については、1（2）で触れたとおり、比較的小規模の農協ほど乗り越えるのが難しいおそれがある。一般論として解決策を示すのは難しいが、デジタル化推進チームは企画の提案のみ担当し、実務は別の部署が担当する分担制が解決策になる可能性がある。あるいは、余力を生み出すために小さなデジタル化から始め、効率化で余力を作り出し少しずつデジタル化を進めていくことも考えられる。

実務について外部の企業にアウトソースまたは業務委託することも労力の制約に対する一つの解決策である。その場合、日本銀行（2019）は金融機関内の業務やシステムに精通した人材を委託先に確保する必要があると指摘している。農協にも同じことが言えるだろうが、農協系統においては県レベルや全国レベルで連合会を形成していることが強みになりうる。事例のなかでは、JA中野市が導入した遠隔相談システムは長野県信農連が開発している。デジタル化において複数の農協で共通する課題については、複数の農協や連合会でチームを組織して解決策を探ることなども考えられる。

## おわりに

本稿では、ヒアリングをもとに、農協のデジタル化の事例から、そのポイントとなる点を抽出し、検討した。農協のデジタル化は、業務の効率性を高める点、利用者の利便性の維持・強化やサービスの向上の点、また職員向け業務環境の整備の点など、様々な観点からみて、必須と言える。そのためには、職員の発想や創意工夫を生かすボトムアップのアプローチや、部門横断的チームを組成してデジタル化を進める方法などが考えられる。一方で、デジタル化を進める作業は信用・共済事業や経済事業などの従来業務とは異なっており、人的あるいは費用面でのリソースが制約になるおそれがある。テクノロジー導入の実務についてはアウトソースや業務委託することが解決策になりうるが、系統組織の強みを生かす観点から、複数の農協や連合会による協業もその一類型として前向きに考えて良いだろう。

残されたテーマは、取引先のデジタル化支援という観点である。日本銀行（2021a）では、大企業を取引先とする大手行と比較して、中小企業や個人事業主を主な取引先とする地域金融機関においては、取引先のデジタル化が進んでいないため、そのデジタル化支援は参入余地が大きい領域であると指摘されている。農協に引き直してみると、組合員の農業経営のデジタル化を支援することなどが有効な策になると思われる。

**＜参考文献＞**

・梶間周一郎（2021）「数量的に分析した金融機関の店舗の変化──実際にアクセスが可能な実店舗数の推計から──」『農林金融』10月号、２～14頁



農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

- グローブ, A. S.（2017）『パラノイアだけが生き残る──時代の転換点をきみはどう見極め、乗り切るのか──』（佐々木かをり訳）日経BP, A. S. Grove（1999）, *Only the Paranoid Survive: How to Exploit the Crisis Points That Challenge Every Company*, Currency, paperback.
- 重頭ユカリ（2021）「農協における金融包摂の取組み──農協の移動店舗とスマートフォン教室──」『農林金融』10月号、15～27頁
- 髙山航希（2019）「農協の店舗再編と組合員接点の強化──組合員のニーズと地域の変化への対応──」『農林金融』３月号、２～16頁
- 髙山航希（2021）「デジタル化で近接性を高めようとする欧州の金融機関」『農林金融』４月号、２～12頁
- 髙山航希（2022）「コロナ禍で伸びるキャッシュレス決済──キャッシュレス比率は2020年も上昇──」『農中総研 調査と情報』web誌、１月号、18～19頁
- 日本銀行（2019）「銀行・信用金庫におけるデジタライゼーションへの対応状況──アンケート調査結果から──」
- 日本銀行（2021a）「デジタル時代の地域金融」
- 日本銀行（2021b）「わが国の銀行におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）」
- Kane, G. C., A. N. Phillips, J. R. Copulsky and G. R. Andrus（2019）, *The Technology Fallacy: How People Are the Real Key to Digital Transformation*, The MIT Press.


（たかやま　こうき）

# 農泊の概念の考察

## ――政策における位置づけとグリーン・ツーリズムとの比較――

**主事研究員　佐藤彩生**

**〔要　　旨〕**

本稿の目的は、政策上における農泊の概念を解明することである。政策文書の言説の分析から、１節で農村政策における都市農村交流の変遷を追い、２節では農村政策と観光政策の動向から農泊導入の政策的背景として訪日外国人旅行者の受入れとグリーン・ツーリズム（GT）の仕切り直しの２点を示した。３節で、農泊の定義や事業概要から観光コンテンツの造成や宿泊施設の整備など観光サービスの要素が多い点や、観光関連事業者の参画など農泊の特徴を抽出した。４節では１～３節を踏まえたうえで、農泊のGTとの比較から、農泊は「GTを土台としながらも、農林漁業あるいは観光関連産業を本業とする主導者が地域の有志と協力し、大人や訪日外国人の観光客を対象に農山漁村の地域資源を活用した観光サービスを民間主導で提供する取組みであり、精神的な交流よりも収益性を求める点がGTとは大きく異なる」と結論づけた。

目　次

はじめに
(1)　課題提起
(2)　先行研究の整理
(3)　方法
1　農村政策における都市農村交流の位置づけの変遷
(1)　都市住民が享受する対象としての農村（1980年代）
(2)　グリーン・ツーリズムの台頭（1990年代～2000年代前半）
(3)　観光、教育、人材活用への分化（2000年代後半～2020年）
(4)　小括
2　農村・観光政策にみる農泊の現れ
(1)　都市農村交流におけるインバウンドの高まり
(2)　観光政策における農泊の位置づけ
(3)　農泊導入の政策的意図
(4)　小括
3　定義と事業概要にみる農泊の特徴
(1)　農泊の定義にみる特徴
(2)　農泊の事業概要の特徴
(3)　小括
4　農泊の概念の考察
(1)　グリーン・ツーリズムとの概要比較
(2)　グリーン・ツーリズムからの概念的な変化
おわりに



農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

## はじめに

### (1)　課題提起

農林水産省の農山漁村振興交付金に「農泊推進対策」が創設されてから５年が経過しようとしている。同事業の採択地域（以下「農泊地域」という）は、2020年12月までに当初の目標を超える554か所に上り、体験プログラムやツアーの造成、宿泊施設の整備など、訪日外国人旅行者を含む観光客の受入れを進めてきた。

農泊は、農林水産省の政策のみならず、観光庁の「観光ビジョン実現プログラム2020」（アクション・プログラム(注1)）や内閣府の「まち・ひと・しごと創生基本方針2021」等にも組み込まれ、訪日外国人旅行者の誘客促進や関係人口の拡大等にも期待が寄せられている。

このように各省庁の施策に組み入れられている農泊であるが、肝心となる定義が農林水産省において「農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ『農山漁村滞在型旅行(注2)』」と提示され、広義かつ曖昧であることから概念的な混乱が生じている(注3)。こうした混乱の大きな理由は、先行して農村振興策として取り組まれてきたグリーン・ツーリズム（以下「GT」という）と農泊の政策上の相違が明確に示されていない点にある。

そこで本稿は、まず農泊およびGTの起源となる都市農村交流の系譜をたどり、農泊がいかなる役目を担って登場したのかを明らかにする。そのうえで、GTとの特徴の比較により、政策上におけるGTから農泊への概念的な変化を明らかにする。

なお、本稿で扱う農泊は、農家民宿や農家民泊の略称ではなく、農村政策の農泊推進対策の事業やその取組みを指す。

### (2)　先行研究の整理

政策における農泊の概念の検討を行った先行研究は管見の限りなく、また、農泊の先行研究も少ない。大學・納口（2019）は、教育旅行に取り組む農泊地域の実態と農林水産省（行政）が進める農泊の比較から、行政における農泊推進の方向性の特徴として、「観光振興的な性質」であり、農泊の位置づけは「ビジネスとして収益性を追求し本業的」で、客層は「インバウンドを強く意識」などの整理を行っている。

また、近年の都市農村交流の変遷に関する研究には、齋藤（2014）、小山・十代田・津々見（2017）、阪井（2017）があるが農泊の登場以前のものであり、それ以降の田園回帰に着目した大西（2019）、子ども農山漁村交流プロジェクトに限定した出口（2021）ではいずれも農泊に着目していない。

それに対して本稿では、都市農村交流の到達点ともいえる農泊について、研究の基礎となる政策上の概念整理を行う。

### (3)　方法

農泊の概念整理にあたっては、政策文書や関連する政策の資料の言説を３段階に分けて分析する。第１段階は、農泊とGTの起

源となる都市農村交流が農村政策でどのように位置づけられ、いかなる変遷を経て農泊に至ったのかを80年代から現在までの農村政策の文書から分析する。第２段階は、農村政策と観光政策のはざまでいかにして農泊が現れたのかを06～20年度の「食料・農業・農村白書」（以下「白書」という）や観光庁の政策に関連する資料等から概観する。第３段階では、農泊の定義等や事業概要、農泊の地域概要から特徴を確認する。以上の３段階から農泊とGTの特徴を比較し、農泊の概念を解明する。

**（注１）**観光庁のアクション・プログラムは、正式には観光立国実現に向けたアクション・プログラム、観光ビジョン実現プログラムと年によって呼称が異なるが、本稿ではアクション・プログラムとした。

**（注２）**農林水産省ウェブサイト「『農泊』の推進について」https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/nouhaku_top.html（2022年１月５日時点）

**（注３）**農泊の定義の曖昧性については、農林水産省の有識者会議である「農泊推進のあり方検討会」で議論が重ねられ、「今までやってきた都市農村交流と何が違うのか、常に原点回帰して考えていかないと、あまり変わらない」（農林水産省（2019a）５頁）といった発言のほかに大學・納口（2019）でも指摘がある。

## 1　農村政策における都市農村交流の位置づけの変遷

### (1)　都市住民が享受する対象としての農村（1980年代）

まず、農村政策における都市農村交流の位置づけの変遷を80年代以降の農政文書からみていく。(注4)

「80年代の農政の基本方向」（80年）、「『80年代の農政の基本方向』の推進について」（82年）、「21世紀へ向けての農政の基本方向」（86年）に共通する都市農村交流の三つの特徴として、①情操、創造性のかん養、やすらぎ、ゆとりなど都市住民の精神面を癒やすはたらき、②緑空間やレクリエーション、余暇空間、リゾートゾーン、定住など都市住民への農村空間の提供・開放、③農村に対する国民の理解の必要性が挙げられる。これらの特徴から、農村の資源は農村に住む居住者のものだけでなく都市住民も享受し得るものであることが強調されている点が確認できる。

また「21世紀へ向けての農政の基本方向」（86年）では、「都市、農村が相互の理解を深めるため積極的に交流」「農村から都市への活発な働きかけ」など交流に踏み込んだ内容となった。これにより、都市と農村の相互理解における関係性の発展の手段として交流が用いられるようになったとみられる。これらの背景には、都市の過度な産業化と人口の過密化による憩いや心の豊かさへの希求、さらに景気対策・内需拡大を図る農村地域開発の進行がある。(注5)

### (2)　グリーン・ツーリズムの台頭（1990年代～2000年代前半）

「新しい食料・農業・農村政策の方向」（92年）でGTが初めて登場した。GTは、GATTウルグアイラウンド交渉の進展を背景とする農業の多面的機能の維持・再生産、および市場わい曲的でない農業保護の在り方の検討・採用にあたり、たとえば都市住民が

農村に滞在し、体験や買物等を通じて農家所得を向上させるといった消費者負担を通じた市場メカニズムの活用による多面的機能の維持・再生産費用の補償を意図して導入された[注6]。以降、「農政改革大綱」（98年）、「食料・農業・農村基本法」（99年）、「食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という）」（2000年）、「基本計画」（05年）でもGTの振興が踏襲され、GTは都市農村交流の政策の核となった。並行して、94年に「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」が制定、95年に農林漁業体験民宿の登録が開始、03年からは農林漁家の民宿開業に関する規制緩和が行われ農家民宿が普及していった。

さらに、経済財政諮問会議「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」において都市農村交流が「都市と農山漁村の共生・対流[注7]」と称した経済活性化戦略として位置づけられ、04年度からは農林水産省、総務省、文部科学省、環境省、国土交通省、経済産業省、厚生労働省、内閣府の８府省による横断的な政策として展開されることとなった[注8]。

### (3)　観光、教育、人材活用への分化（2000年代後半～2020年）

続いて2000年代後半から20年までをみていく。「基本計画」では05年に観光立国、10年に訪日外国人や高齢者等の新たな交流需要の創出や観光関係者との連携などが明記され、観光の要素が強まっていった。そのほかにも「田舎で働き隊！」（08年開始）や「地域おこし協力隊」（09年開始）など都市部の人材活用や、「子ども農山漁村交流プロジェクト」（08年開始）を受けた子供の農山漁村宿泊など教育、医療・介護など他省庁の要素が盛り込まれている。

さらに14年の農林水産省と観光庁との「農観連携の推進協定」の締結を受けて、都市農村交流における観光との結びつきが強まったと考えられ、15年の「基本計画」は観光需要の開拓や観光地域づくり、訪日外国人旅行者の農村への呼込みなどより一層観光の要素が強まっていった。この時期に開始された地方創生政策においても、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（14年）の「Ⅲ．２．(1)－(ウ)－③観光地域づくり、ローカル版クールジャパンの推進」では、訪日外国人旅行者の地域への呼込みや農林漁業など地域独自の観光資源の磨上げによる魅力ある観光地域づくりの必要性が明記されている。

16年の「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂では、13年の同プランになかった農泊が新たに加わり、農泊は農村政策における重点項目に位置づけられた。また20年の「基本計画」では、農泊や関係人口の用語が現れ、観光の要素が強い農泊、教育を目的とする子ども農山漁村交流プロジェクト、都市部の人材活用や地方移住を意図した田園回帰・関係人口へと都市農村交流の施策が分化したとみられる。

### (4)　小括

都市農村交流は、都市住民の農村資源の

享受に始まり、その後GTが台頭し、他省庁との連携および農観連携の推進協定を経て農泊に至った。農村政策における都市農村交流の位置づけは、当初、農村と都市との精神的な交流やそれに伴う相互理解が重視されていたが、他省庁連携の段階を経て農泊に至ることで、観光消費増による農村所得の向上を目的に観光サービスを提供する側（農村）と消費する側（都市）といった経済中心の関係性に移行したと考えられる。都市農村交流の変遷に関する先行研究では、都市農村交流は90年代の交流、2000年代の共生、10年代の協働へと移行[(注9)]してきたとされているが、農泊は協働の次の段階に位置づけられるものとみられる。

本節の農政文書は間隔が空いているため、次節からは年次の推移をたどり、農泊がいついかにして登場したのかを確認する。

**(注4)** 紙幅の制約から具体的な参照箇所の提示は稿を改めたい。
**(注5)** 大西（2019）216～217頁
**(注6)** 桑原（2010）８～９頁
**(注7)** 「『共生』は、都市と農山漁村がお互いに関係し合い支え合う様子、『対流』は、都市と農山漁村の間に人・モノ・情報の循環が繰り返される様子」（出口（2021）17頁）
**(注8)** 大西（2019）214～215頁
**(注9)** 齋藤（2014）343～345頁

## 2　農村・観光政策にみる農泊の現れ

### (1)　都市農村交流におけるインバウンドの高まり

まず、白書で取り上げた都市農村交流における①GTと農泊、②訪日外国人旅行者（インバウンド）および観光との連携、③子供の農業・農村体験に関する06年度以降の毎年の記述内容を整理した。

端的な特徴として、15年度まで毎年項目のあったGTが、農泊の用語が白書に初めて現れた16年度以降、項目に現れなくなったことが挙げられる。つまり、この年を境にGTから農泊へと使用する用語が置き換わったものと考えられる。

次に訪日外国人旅行者に関しては、07年度以降は訪日外国人旅行者を対象とするGTの取組みの重要性を示す内容が毎年記され、特に15年度から19年度にかけて訪日外国人旅行者に関する記述が多い。つまり、農泊の登場前後で訪日外国人旅行者の重要性が高まったものとみられる。観光との連携に関しても毎年項目にはないものの度々登場し、GTとセットでその重要性が強調されていた。

他方、子供の農業・農村体験に関する内容は07年度～14年度の白書における記述量が多い。これは農林水産省と総務省、文部科学省が連携した「子ども農山漁村交流プロジェクト」が08年度に開始されたことが影響しているとみられる。

### (2)　観光政策における農泊の位置づけ

先述のとおり「都市と農山漁村の共生・対流」は省庁横断のプロジェクトであり、観光の要素が強い農泊は観光関連施策の影響を受けやすいものと推察される。そこで次に観光庁の動向や観光政策から農泊がいかなる経緯で現れたのかをみていく。

07年度の「観光立国推進基本計画」の「第３ 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 ４．観光旅行の促進のための環境の整備 （五）新たな観光旅行の分野の開拓 ②各ニューツーリズムの推進」においてGTの説明と推進の方向性について示され、「都市と農山漁村の共生・対流の推進」の項目では「共生・対流を推進する民間主体の組織の活動に対する支援」を行うこととしている。

14年１月には、農林水産省と観光庁は農山漁村の魅力と観光需要を結びつける取組みを推進し農山漁村の活性化と観光立国の実現を図るために「農観連携の推進協定」を締結した(注10)。そのなかでは、当面の課題として「農林漁業体験等のグリーン・ツーリズムと他の観光の組合せによる、新たな観光需要の開拓」および「訪日外国人旅行者を農山漁村へ呼び込むための地域資源の発掘・磨き上げ、受入環境整備やプロモーションの推進」を含む６項目が掲げられている。すなわち、後者の課題が現在の農泊の原形とみられる。こうしたことを受けて14年の観光庁のアクション・プログラムでは「農山漁村の日常生活体験への外国人旅行者のニーズに応える」と明記されている。

16年の「明日の日本を支える観光ビジョン」で農泊の用語が初めて使用され、以降「滞在型農山漁村の確立・形成」の施策のなかで農泊が扱われるようになり、一貫して訪日外国人旅行者の農山漁村滞在への呼込みの手段として施策が継続、強化されていった。さらに19年のアクション・プログラムにおいては「１．外国人が真の意味で楽しめる仕様に変えるための環境整備」や「２．地域の新しい観光コンテンツの開発」の一つの項目として農泊が取り上げられており(注11)、インバウンドの受入地域と新しい観光コンテンツとしての期待が農泊に集まっていたものと考えられる。

こうした背景には、12年以降の訪日外国人旅行者の増加を受けて、観光庁が訪日外国人旅行者の目標数を大々的に掲げたり、14年から始動した地方創生政策でも「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（14年）で訪日外国人旅行者の地域への呼込みを示すなど、国策として訪日外国人旅行者数を増やす方針があり、そのために農山漁村地域がその受入れ先の一つとなったものと考えられる。また前項で示したような15年度白書以降の訪日外国人旅行者に関する記述の増加の理由には、これらの観光庁や地方創生政策との政策的な連動があったとみられる。

### (3) 農泊導入の政策的意図

続いて、なぜ16年度白書以降GTから農泊へと用語が置き換わったのかに着目したい。GTの定義は農林水産省では「緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動(注12)」としており、都市農村交流の一部として位置づけられてきた（第１図）。都市農村交流のなかでも一時滞在を軸に農業や自然、農村に関する体験や買物、飲食、宿泊を中心としている。

GTの先行研究においてはGTを余暇活動

**第1図　農林水産省の都市農村交流とグリーン・ツーリズムの位置づけ**

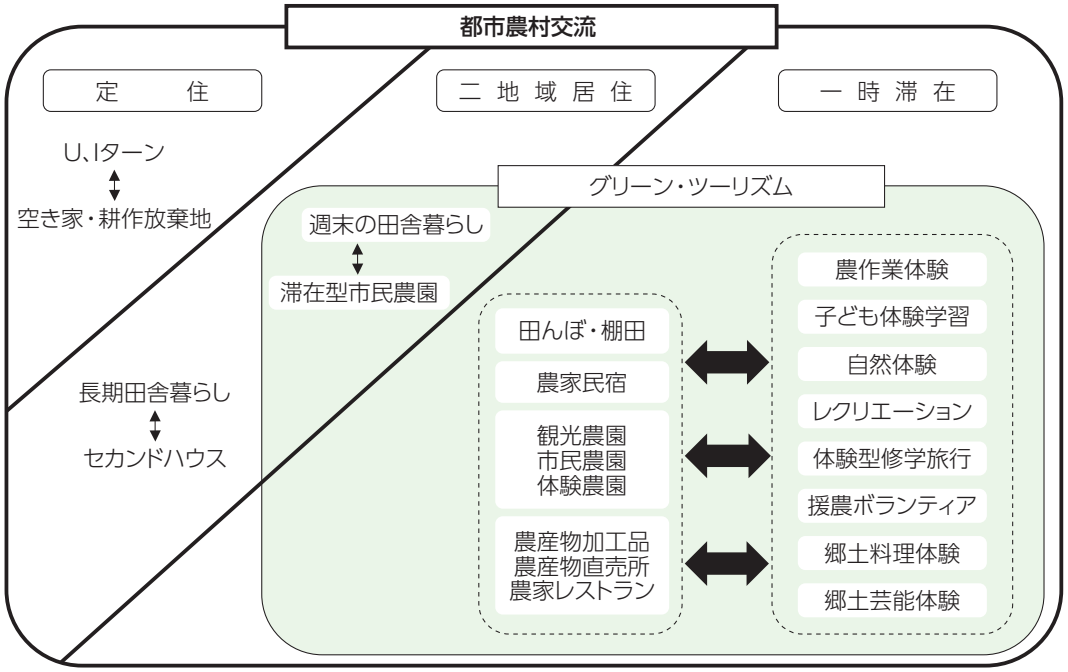


資料　農林水産省「食料・農業・農村白書（平成25年度）」（180頁）の「都市と農村の共生・対流に関わる多様な形態」をもとに作成

や観光の一形態とも捉える解釈もあり[(注13)]、農泊をGTとみなしてもさして違和感がない。しかしあえて農泊と銘打ち、従来のGTと区別しているのはなぜだろうか。

この理由の背景には、農村振興策におけるGTの失敗に対する仕切り直しの意図が垣間みえる。18年度白書では、都市農村交流について、サービス等の価格設定が低い、運営体制の多くが任意組織で資金の持越しができず持続的でない、後継者がなく受入れ疲れの地域もあるなど、主に持続性と収益性に関する問題を指摘している。そのうえで、農山漁村滞在型旅行を持続的なビジネスとして実施し、農山漁村の活性化を目指す農泊が推進されていると提示し、従来からの転換を強調している（第１表）。

第１表の「従来」として示されている都市農村交流の地域のイメージは一見浮かびづらいが、受入組織機能の特徴から推察するには、子ども農山漁村交流プロジェクトで推進されてきたような教育旅行の受入地域であるとみられる。教育を目的として都

**第1表　従来の都市農村交流と今後の農泊のねらい**

| | 従来 | 今後 |
|---|---|---|
| 地域の目標 | 「生きがいづくり」に重点 | 持続可能な産業へ |
| 資金 | 公費依存 | 自立的な運営 |
| 体制 | 任意協議会（責任が不明確） | 法人格を持った推進組織（責任の明確化） |
| 受入組織機能 | 農家への宿泊のあっせんが中心 | 外部目線を活かしたマーケティングに基づく多様なプログラム開発・販売・プロモーション・営業活動 |

出典　農林水産省「食料・農業・農村白書（平成30年度）」（244頁）

市農村交流に取り組む「従来」の地域を、観光消費による所得獲得を目的とする「今後」の地域に転換することへの違和感は拭えないが、農泊という新たな用語への切替えによりそうした性格の変化を反映しているようである。

では、「今後」の農泊のモデルはどこにあるのかという疑問が浮かぶが、内容からすると観光地域づくり法人（DMO〔Destination Management/Marketing Organization〕）が最もそれに近いとみられる。観光地域づくり法人の特徴として、データに基づく観光地経営が挙げられるが、「稼ぐ力」や多様な関係者との協力、法人格を有するなど農泊が目指すべき運営体制と共通する点が多い（第２表）。アクション・プログラムや観光白書では15年から日本版DMOの用語が登場し、農泊に１年先行して日本版DMO候補法人の登録が開始されたこともあり、農泊に影響を与えている可能性が高いものとみられる。

### (4)　小括

14年の農林水産省と観光庁の「農観連携

**第2表　農泊と観光地域づくり法人（DMO）の概要の比較表**

| | 農泊 | 観光地域づくり法人（DMO） |
|---|---|---|
| 定義 | 農山漁村において日本ならではの伝統的な生活体験と非農家を含む農山漁村の人々との交流を楽しみ、農家民宿や古民家等を活用した宿泊施設に滞在して、観光客にその土地の魅力を味わってもらう農山漁村滞在型旅行 | 観光地域づくり法人は、地域の「**稼ぐ力**」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、**多様な関係者と協同**しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人 |
| 目的 | 農山漁村において「農泊」を持続的なビジネスとして推進し、農山漁村における所得の向上や雇用の増大を図ること | ・地域の取組目標となる水準の提示による観光地域づくり法人の形成・確立の促進<br>・関係省庁が観光地域づくり法人の形成・確立を目指す地域の情報を共有することによる支援の重点化<br>・観光地域づくり法人の間の適切な**連携**を促すことで各法人間の役割分担がされた効率的な観光地域づくり |
| 効果・役割・機能・要件 | ・都市住民や訪日外国人旅行者等を農山漁村に呼び込み、宿泊してもらい、また地域の食材を活用した食事メニューや自然、伝統文化等の体験プログラム等を提供することにより、地域の所得向上や雇用の創出、さらには農業や農村への理解の促進が期待される<br>・要件は、①農泊実践地域に、地域内の協議・調整の場としての「地域協議会」を設立すること、②農泊の取り組みの中核的な役割を担う法人を構成員に位置付けること | ①観光地域づくり法人を中心として観光地域づくりを行うことについての**多様な関係者の合意形成**<br>②各種データ等の継続的な収集・分析、データに基づく明確なコンセプトに基づいた戦略（ブランディング）の策定、KPIの設定・PDCAサイクルの確立<br>③**地域の魅力の向上に資する観光資源の磨き上げ**や域内交通を含む交通アクセスの整備、**多言語表記等の受入環境の整備**等の着地整備に関する地域の取組の推進<br>④関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組みづくり、プロモーション<br>・要件は、上記①、②、④のほか、**法人格の取得**、**責任者の明確化**、データ収集・分析等の専門人材の確保、**安定的な運営資金の確保** |
| 採択・登録開始年 | 17年度 | 16年2月26日に日本版DMO候補法人の第1弾登録 |
| 地域数 | 554地域（20年12月時点） | 登録DMO　広域連携DMO：10件、地域連携DMO：95件、地域DMO108件、計213件<br>候補DMO　地域連携DMO：24件、地域DMO：66件、計90件（21年11月4日時点） |

資料　農林水産省「食料・農業・農村白書（平成29年度、令和元年度）」、農林水産省（2019a）、観光庁ウェブサイト https://www.mlit.go.jp/kankocho/page04_000048.html（2021年12月17日時点）をもとに作成
（注）　太字は農泊と共通すると考えられる箇所。

の推進協定」の内容をベースに、その後のインバウンド需要の受入れ先として農泊の必要性が高まったことが確認された。また持続性と収益性に乏しいGTからの転換として農泊が導入され、そのモデルは日本版DMOである可能性が高いことが推察された。ではその農泊は政策上どのように定義され、いかなる方針と事業の下で実現が目指されているのかについて、次節からみていく。

**(注10)** 観光庁ウェブサイト https://www.mlit.go.jp/kankocho/news04_000070.html（2021年12月29日時点）

**(注11)**「1．外国人が真の意味で楽しめる仕様に変えるための環境整備」の項目は観光地、交通機関、文化財・国立公園、農泊の四つ、「2．地域の新しい観光コンテンツの開発」の項目は文化財、国立公園、公的施設・インフラ、古民家や城泊・寺泊等、農泊、観光地・交通機関の六つで構成されている。

**(注12)** 農林水産省ウェブサイト https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kyose_tairyu/k_gt/pdf/1siryou2_2.pdf（2022年１月10日時点）

**(注13)** 栗栖（2011）38～39頁

## 3　定義と事業概要にみる農泊の特徴

### (1)　農泊の定義にみる特徴

農泊に関する有識者会議の「農泊推進のあり方検討会」では、農泊の定義について、都市農村交流との差異の曖昧性、農家民泊との混同、ファームステイの名称の利用の検討など様々な問題点が指摘されている。同検討会では、農泊を「農山漁村地域において何らかの形で、宿泊、食事、体験プログラムを提供できる形を備えたもの」といった広義の概念で示し、補完的に宿泊、食事、体験の内容[(注14)]を説明しているが、それでもなお曖昧性を帯びたものとなっている。

ここで農林水産省と観光庁の資料から農泊の各種定義や説明に関する記述をみていくと、農山漁村での宿泊、外国人旅行者・インバウンド、地域資源を活用した食事や体験、日本ならではの伝統的生活体験、農家民宿や古民家、観光コンテンツ、非農家を含む農村地域の人々との交流、ビジネスなどが頻出し、それらが農泊の重要な特徴と考えられる（第３表）。

### (2)　農泊の事業概要の特徴

次に、農泊の実現にあたっていかなる事業の方向づけがされ、支援が行われているのかについて第４表、第５表からみていく。

農泊の事業概要における対策のポイントでは、18年度から２年間、20年度、21年度から２年間と３段階で内容に変化があった。具体的には、18年度と19年度ではインバウンドの呼込みが中心となり、20年度は専門家派遣が、21年度にはワーケーションが追加された。政策目標においては、17年度からの最初の３年間は農泊地域の創出、20年度以降は交流人口の数が設定されている（第４表）。

農泊は、農泊推進事業、施設整備事業、広域ネットワーク推進事業の三つの事業で構成されている。そのうち農泊地域が活用する農泊推進事業と施設整備事業をみていく（第５表）。農泊推進事業は、18年度から19年度へはインバウンド需要の呼込みが、20年度は農家民泊の農家民宿への転換、21

**第3表　農泊の定義や説明文（抜粋）**

| 内容 | 参照資料 |
|---|---|
| 農泊とは、外国人旅行者を含む利用者が農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のこと | 農林水産省（2019a） |
| 「農泊」とは、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のことです。地域資源を観光コンテンツとして活用し、インバウンドを含む国内外の観光客を農山漁村に呼び込み、地域の所得向上と活性化を図ります | 農林水産省ウェブサイト（注1） |
| 「農泊」とは、【利用者】農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」。【提供者】地域の中で「宿泊」、「食事」、「体験」を提供できる形を備えていることが必要。宿泊を提供することで、旅行者の地域内での滞在時間を延ばしつつ、滞在中に食事や体験など地域資源を活用した様々な観光コンテンツを提供して消費を促すことにより、地域が得られる利益を最大化。そのためには、地域の関係者が一丸となって、農泊をビジネスとして取り組むことが重要 | 農林水産省「農泊の推進について」（注2） |
| 政府では、滞在を伴うインバウンド需要を農山漁村に呼び込むため、日本ならではの伝統的生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在である「農泊」の推進を図ることとして、ビジネスとして農泊に取り組む地域を500地域創出する目標を掲げています | 農林水産省「食料・農業・農村白書（平成28年度）」 |
| 農泊とは、農山漁村において日本ならではの伝統的な生活体験と非農家を含む農山漁村の人々との交流を楽しみ、農家民宿や古民家等を活用した宿泊施設に滞在して、観光客にその土地の魅力を味わってもらう農山漁村滞在型旅行を指します | 農林水産省「食料・農業・農村白書（平成29年度、平成30年度）」（注3） |
| 農泊とは、農山漁村において農家民宿や古民家等に滞在し、我が国ならではの伝統的な生活体験や農村の人々との交流を通じて、その土地の魅力を味わってもらう農山漁村滞在型旅行のことです | 農林水産省「食料・農業・農村白書（令和元年度、令和2年度）」（注3） |
| 食と農の景勝地の認定等と連携し、日本ならではの伝統的な生活体験と非農家を含む農村地域の人々との交流を楽しむ「農泊」を推進し、2020年までに全国の農山漁村で50地域を創出 | 観光庁「明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月30日）」 |
| 農泊ビジネスの現場体制の構築、農林漁業体験プログラム等の開発や古民家の改修等による魅力ある観光コンテンツの磨き上げへの支援を行うとともに、関係省庁と連携して、優良地域の国内外へのプロモーションの強化を図り、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を平成32年までに500地域創出することにより、「農泊」の推進による農山漁村の所得向上を実現する | 観光庁「観光立国推進基本計画（平成29年3月28日）」 |

資料　表中の各資料
(注) 1　https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/nouhaku_top.html（2021年12月17日時点）
2　https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/attach/pdf/nouhaku_top-96.pdf（2021年12月28日時点）
3　参照資料が複数示されている内容については文章が完全一致しない場合もあるが、語彙の言い回しがおおむね一致しているため同様の内容として整理した。

年度は多言語対応、ワーケーション受入れ、地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発等、22年度には観光関係者とも連携した観光コンテンツの開発やWi-Fi等の環境整備、人材確保が加えられていた。ワーケーションや高付加価値コンテンツの開発等、観光関係者との連携などは、観光庁の「誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成」実証事業（20年度）、「地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進に向けた実証事業」（21年度）といった新型コロナウイルス対策の事業とも連動しているとみられる。

他方の施設整備事業は、19年度に大規模な施設整備への支援の拡充、20年度は質の向上のための宿泊施設の改修支援が追加された。ソフト、ハードの両面ともに事業開始から充実した支援内容となっており、事業実施主体は地域協議会や農協、DMOなど幅広い。

20年12月までに農泊地域は554か所採択され、新型コロナウイルスのまん延前の19年度までは体験プログラム数や宿泊施設数が増加した(注15)。各農泊地域の地域概要からは、

**第4表　「農泊」の推進の概要（抜粋）**

| | 予算額（百万円） | 対策のポイント | 政策目標 |
|---|---|---|---|
| 17年度 | 5,000 | 持続的なビジネスとしての「農泊」を推進することにより、農山漁村の所得向上を実現し、農山漁村の活性化を図ります | 平成32年度までに、農泊地域を500地域創出することにより、取組地域の自立的発展と農山漁村の所得向上を目指す |
| 18 | 5,655 | ・「農泊」を農山漁村の所得向上を実現する上での重要な柱として位置付け、インバウンドを含む観光客を農山漁村に呼び込み、地域の活性を図ることが重要<br>・「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、ソフト・ハード対策を一体的に支援するとともに、国内外へのPR等を実施 | 17年度に同じ |
| 19 | 5,285 | 「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、都市と農山漁村との交流を増大するインバウンド需要の呼び込みを促進することで農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、ソフト・ハード対策を一体的に支援するとともに、効果的な国内外へのプロモーション等を実施します | 「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った地域の創出（500地域［平成32年まで］） |
| 20 | 5,038 | 「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、都市と農山漁村との交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促進することで農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、地域による実施体制の整備や観光コンテンツの磨き上げ、滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、戦略的な国内外へのプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援します | ・都市と農山漁村の交流人口の増加（1,450万人［令和2年度まで］）<br>・「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った地域の創出（500地域［令和2年まで］） |
| 21 | 9,805の内数 | 農山漁村の活性化と所得向上を図るため、地域における実施体制の構築、観光コンテンツの磨き上げ、多言語対応やワーケーション対応等の利便性の向上、滞在施設等の整備等を一体的に支援するとともに、国内外へのプロモーションや地域が抱える課題解決のための専門家派遣等を支援します | 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人［令和7年度まで］） |
| 22 | 10,215の内数 | 21年度に同じ | 21年度に同じ |

資料　農林水産省「農林水産予算概算決定の概要（平成29年度～令和4年度）」をもとに作成
（注）　事業名は、17年度～20年度は「農泊」の推進、21年度は農泊の推進、22年度は農泊推進対策。

大人や訪日外国人旅行者を対象とした体験やツアーの造成、宿泊施設の整備などの取組みが多くみられ、運営の事務局は、教育旅行やGTに長く取り組んできた団体以外にも、観光協会やDMO、商工会など多様な主体が担っている点が特徴として現れている。また、中核的な役割を担う法人（中核法人）の種別では農林漁業関連が２割程度である一方で観光協会を含む観光関連産業が半数を占めており[(注16)]、観光関連産業の存在が大きいことも農泊の特徴とみられる。

### (3)　小括

農泊の定義や説明、事業内容等から、大人や訪日外国人旅行者を意識した観光コンテンツづくりや宿泊施設の整備など、農泊が観光サービスの要素を多分に含むことが確認できた。農泊の支援内容では、事業自体の支援が手厚く使いやすいうえに支援対象を農林漁業関連の事業者に限定しないことから、観光サービスを本業とする観光関連事業者も多く参画していることが確認でき、こうした主体の参画が観光サービスへの移行に大きく寄与しているものと考えられる。

**第5表　農泊の事業概要**

| | | |
|---|---|---|
| 農泊推進事業 | | |
| | 18年度 | ①農泊ビジネスの現場実施体制の構築及び地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組や取組地域への専門人材の派遣等を支援<br>②地域協議会、農業協同組合、NPO法人等<br>③2年間、定額（1年目上限800万円、2年目上限400万円） |
| | 19 | ①a都市と農山漁村との交流を増大する**インバウンド需要の呼び込みを促進**するため、農泊ビジネスの体制構築や地域資源を活用した魅力ある観光コンテンツの磨き上げ、及び専門人材の確保等を支援<br>b増大する**インバウンド需要に対応**するための、ストレスフリーで快適に滞在できる環境の整備等への支援を拡充（2年間の事業が完了した地域に対し、1地域200万円を上限に追加支援）<br>②18年度に同じ<br>③2年間等、定額 |
| | 20 | ①国内外の旅行者の農山漁村地域への呼び込みを促進し、地域の活性化を図るため、農泊の推進体制構築や魅力ある観光コンテンツの磨き上げ、インバウンド受入環境の整備、専門人材の確保、**農家民泊の農家民宿への転換**等を支援<br>②地域協議会、**地域協議会の連合体、DMO**等<br>③2年間等、定額（上限500万円/年等） |
| | 21 | ①a農泊の推進体制構築や魅力ある観光コンテンツの開発、新たな取組に必要な人材確保、インバウンド受入環境の整備等を支援します<br>b実施体制が構築された農泊地域を対象に、**多言語対応やワーケーション受入対応、地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発等**を支援します<br>②地域協議会、DMO等<br>③a2年間、定額（上限500万円/年等）、b上限2年間、1/2等 |
| | 22 | ①a農泊の推進体制構築や**観光関係者とも連携した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等**を支援します<br>b実施体制が構築された農泊地域を対象に、インバウンド受入環境の整備やワーケーション受入対応、地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツ開発等を支援します<br>②地域協議会等<br>③21年度に同じ |
| 施設整備事業 | | |
| | 18年度 | ①古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設、活性化計画に基づき「農泊」に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設など、「農泊」を推進するために必要となる施設の整備を支援<br>②市町村、地域協議会の中核となる法人等、【活性化計画に基づく事業】都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等<br>③2年間、1/2、【活性化計画に基づく事業】原則3年間、1/2等 |
| | 19 | ①a18年度に同じ<br>b**増大するインバウンド需要を含む国内外の旅行者を確実に受け入れられる収容能力の確保のため、地域内に存在する廃校等の遊休施設を有効活用する大規模な施設整備への支援を拡充（1地域1億円を上限に支援）**<br>②18年度に同じ<br>③2年間、1/2（上限2,500万円等）、【活性化計画に基づく事業】原則3年間、1/2等 |
| | 20 | ①a古民家等を活用した滞在施設や体験・交流施設、活性化計画に基づき農泊に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設など、農泊を推進するために必要となる施設の整備を支援（市町村・中核法人等）<br>b地域内で営まれている宿泊施設の質の向上のため、**インバウンドを含む個人旅行者等の多様なニーズに合わせた宿泊施設の改修を支援（農家民宿経営者等実施型）**<br>②a18年度に同じ<br>b地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体<br>③a2年間、1/2（上限2,500万円、5,000万円、1億円等）、【活性化計画に基づく事業】原則3年間、1/2等<br>b1年間、1/2（上限1,000万円/経営者、5,000万円/地域） |
| | 21 | ①a農泊を推進するために必要となる古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設の整備や、活性化計画に基づく農産物販売施設等の整備を支援します<br>b地域内で営まれている個別の宿泊施設の改修を支援します（農家民泊から農家民宿へ転換する場合、促進費の活用可能）<br>②18年度に同じ<br>③a2年間、1/2（上限2,500万円、5,000万円、1億円）、【活性化計画に基づく事業】原則2年間、1/2等<br>b1年間、1/2（上限1,000万円/経営者、5,000万円/地域） |
| | 22 | ①a農泊を推進するために必要となる古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援します<br>b21年度に同じ<br>②中核法人等<br>③a2年間、1/2（上限2,500万円、遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）<br>b21年度に同じ |

資料　農林水産省「農林水産予算概算決定の概要（平成30年度～令和4年度）」をもとに作成
（注）1　①事業概要、②事業実施主体、③事業期間、交付率
　　2　太字は前年度からの主な変更箇所。

**(注14)** 農泊推進のあり方検討会の中間報告では、「①宿泊では、古民家、農家民宿、廃校等を活用した宿泊施設の増加、②食事では、地元の食材を使った郷土料理や創作メニュー、ジビエ料理、それら食事の農家レストランでの提供、また農家民宿の家庭料理の充実、③体験では、田植えや稲刈り、りんご狩りなどの農業体験、農村風景を楽しむサイクリングやトレッキングなどの自然体験、着物着付け体験などの文化体験、地元の食材を使用した料理作り体験などコンテンツ数の増加など、それぞれの農山漁村地域で提供できる様々な資源を活用して、農山漁村ならではの宿泊、食事、体験・交流というサービスをセットで楽しんでもらう仕組みづくりが重要であり、『農泊』らしい農泊実践地域を増やしていくことが必要」としている。

**(注15)** 農林水産省（2021）５～６頁

**(注16)** 農林水産省（2019b）14頁

## 4　農泊の概念の考察

### (1)　グリーン・ツーリズムとの概要比較

本節では、GTとの比較検討から政策における農泊の概念整理を行う。まず、農泊とGTの定義や目的から検討を始める（第６表）。なお、本稿では農泊もGTもともに都市農村交流の一部として位置づける。

一つ目に定義の比較を行う。GTの「緑豊かな」や「余暇活動」(注17)からは都市住民が精神的にリフレッシュする様子が読み取れるが、他方の農泊は「日本ならではの」から

**第6表　農泊とグリーン・ツーリズムの政策上の扱いと特徴の整理**

| | 農泊 | グリーン・ツーリズム | （参考）都市農村交流<br>（都市と農村の共生・対流） |
|---|---|---|---|
| ①政策上の定義<br>②記載・提唱された文書 | ①農泊とは、農山漁村において日本ならではの伝統的な生活体験と非農家を含む農山漁村の人々との交流を楽しみ、農家民宿や古民家等を活用した宿泊施設に滞在して、観光客にその土地の魅力を味わってもらう農山漁村滞在型旅行<br>②食料・農業・農村白書（平成29年度） | ①グリーン・ツーリズムとは、「緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動」<br>②グリーン・ツーリズム研究会中間報告（平成4年7月） | ①都市と農村の交流の推進は、「人・もの・情報」の行き来を活発にし、都市と農山漁村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、理解を深めるために重要な取組（注）<br>②食料・農業・農村白書（平成23年度） |
| 政策上の用語の登場年/政策文書 | 2016年3月/明日の日本を支える観光ビジョン | 1992年6月/新しい食料・農業・農村政策の方向 | 1986年11月/21世紀へ向けての農政の基本方向（注） |
| 目的・効果・目標 | ・農山漁村の所得向上と活性化の実現<br>・「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った地域の創出（500地域）<br>・都市と農山漁村の交流人口の増加（1,540万人［2025年度まで］） | ・国民の新たな余暇ニーズへの対応<br>・農村地域の自然、文化を保全した農村活性化<br>・都市住民の農林漁業・農村への理解の増進<br>・外国人旅行者が日本固有の自然及び文化等にふれる機会の提供 | |
| 相互の関係性 | 都市農村交流の一部でグリーン・ツーリズムを土台としながらも、訪日外国人旅行者や観光客への観光サービスの提供による収益性の向上を重視 | 都市農村交流の一部で、都市と農村の住民の精神的な交流を重視 | 定住や二地域居住、グリーン・ツーリズムを内包し、都市と農村の行き来に関する内容全般を指す |
| 特徴 | ・観光サービスの提供<br>・農林漁業関連、観光関連事業者等が主導<br>・大人や訪日外国人旅行者など個人旅行者が主な対象 | ・精神的な交流<br>・自治体や農林漁業従事者が主導<br>・子供、親子が主な対象 | |

資料　表中の各資料および農林水産省「食料・農業・農村白書（平成29年度）」「農林水産予算概算決定の概要（平成元年度、令和4年度）」、農林水産省ウェブサイト https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kyose_tairyu/k_gt/pdf/1siryou2_2.pdf
（注）　都市農村交流の定義が明示されていないため、代わりに関連する説明文を示した。

訪日外国人旅行者を、「宿泊施設に滞在」から宿泊を、「観光客に」「味わってもらう」「旅行」から観光サービスが想起される。また、「活動」と「滞在型旅行」を対比すると農泊の方が旅行としての、つまり移動を伴うことを強調しているように見受けられ、内容から観光を目的とする旅行であると判断できる。他方、GTは交流に重きが置かれており農泊に比べて観光や宿泊の要素は薄い。

二つ目の目的や効果であるが、GTでは都市と農村の両方に目配りした効果が示されているが、農泊では農山漁村の所得向上と活性化やビジネスなど農村振興の視点が中心となっている。これは１節で指摘したように、GTでは農村を理解してもらう相手だった都市住民が、農泊では観光客や訪日外国人旅行者といった消費者に置き換えられたことに対応している。またGTでは、都市住民が農村に滞在し体験や買物、宿泊等を通して農家所得に還元することを期待していたが、想定していたほどの効果が出なかったため、農泊では農山漁村の所得向上等に目的がより絞られたものと考えられる。

１節から３節を踏まえると、農泊は、GTの取組みを土台としつつも、農山漁村の所得向上への仕切り直しを目的に、宿泊施設の整備や大人・訪日外国人旅行者向けの観光コンテンツを充実させ観光サービスの提供を強化していることがGTとの違いといえる。

### (2)　グリーン・ツーリズムからの概念的な変化

次に、GTから農泊に移行するにあたってどのような質的な差異があるのかを整理し、GTから農泊への概念的な変化の考察を行う。

一つ目の差異は農泊の実施主体が自治体主導ではない有志の集団であることにある。GTは自治体主導で取り組む地域が多数あったが(注18)、農泊は自治体が事務局を担うことはなく、自治体はオブザーバーとして参加する程度にとどまっているケースが多い。そのため農泊では、地域住民や農林漁業関連事業者、地域の事業者等の意向で事業が申請・採択され、有志の集団がこれに取り組んでいる。

二つ目の差異は主導する運営主体における観光関連事業者の比重の高まりである。GTでは主に自治体や農家などが主導して取り組んできたが、先述したように、農泊の運営主体である中核法人では農林漁業関連は２割程度であり、観光協会やガイド、宿泊事業、旅行業等観光関連産業のサービスを行う事業体が半数以上を占めている。これは先に述べた事業実施主体の制約が少ないことやソフト・ハード両面の支援が手厚く、観光関連産業を本業とする事業者にとっても活用しやすい事業であったものとみられる。以上の二つの差異を第２図の運営体制の質的な変化として整理した。農泊の運営の事務局が法人化していないケースは多いものの、自治体の要素が薄れて、より地域主導でかつ民間の力を活用した取組

**第2図　運営体制の質的な変化(概念図)**

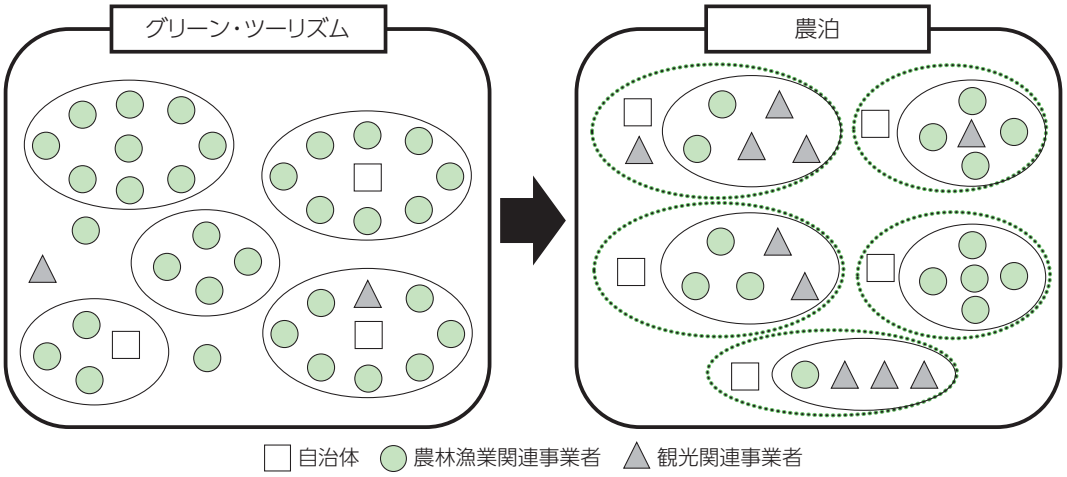


資料　筆者作成
(注) 1　実線の楕円内はグリーン・ツーリズムに取り組む地域の主体および農泊地域の主な運営主体。
2　実線の楕円外で点線の楕円内はオブザーバーとしての位置づけ。
3　自治体や農林漁業関連事業者、観光関連事業者のマークの数はイメージであり、実際の比率を反映したものではない。

みに進展しているものと考えられる。

三つ目の差異は大人や訪日外国人旅行者への対象の切替えである。1節で農泊は観光消費増による農村所得の向上を目的に観光サービスを提供する段階に移行したと示した。すなわち観光サービスの提供にあたっては適正価格で体験プログラム等を販売する必要があるが、教育旅行や親子を対象とする体験プログラムでは料金設定がこう着しており料金の値上げが実質難しい。しかし、大人や訪日外国人旅行者にターゲットを変更すれば観光コンテンツの内容に見合う料金を設定でき、収益性を高める可能性がある。ちょうど国内旅行が団体旅行から個人旅行へと比重が増し、旅行者の旅行目的も細分化されてきているうえ、新型コロナウイルスまん延以前までは訪日外国人旅行者数が伸びてきていたため、農泊もこうしたトレンドを取り入れやすい状況にあったとみられる。

第3図は体験プログラムおよび観光コンテンツにおける提供側の目的の質的な変化を整理したものである。体験プログラムや観光コンテンツの目的が収益的要素の強い観光サービスと非収益的要素の強い精神的な交流で構成されると仮定した場合、GTは精神的な交流の比重が大きいものとみなされる。一方で農泊は、大人や訪日外国人旅行者を対象とすることで観光サービスの比重が大きなものとなる。GTに長く取り組んできた団体では、農泊地域に採択されるにあたり、これまでのGTの取組みを土台としつつ、部分的に大人や訪日外国人旅行者向けの観光コンテンツの提供を行っているものと考えられる。こうした部分的な観光サービスへの転換が農泊の概念の特徴であると考察される。

よって本稿が対象とした政策文書や関連

**第3図　体験プログラム/観光コンテンツにおける提供側の目的の質的な変化（概念図）**

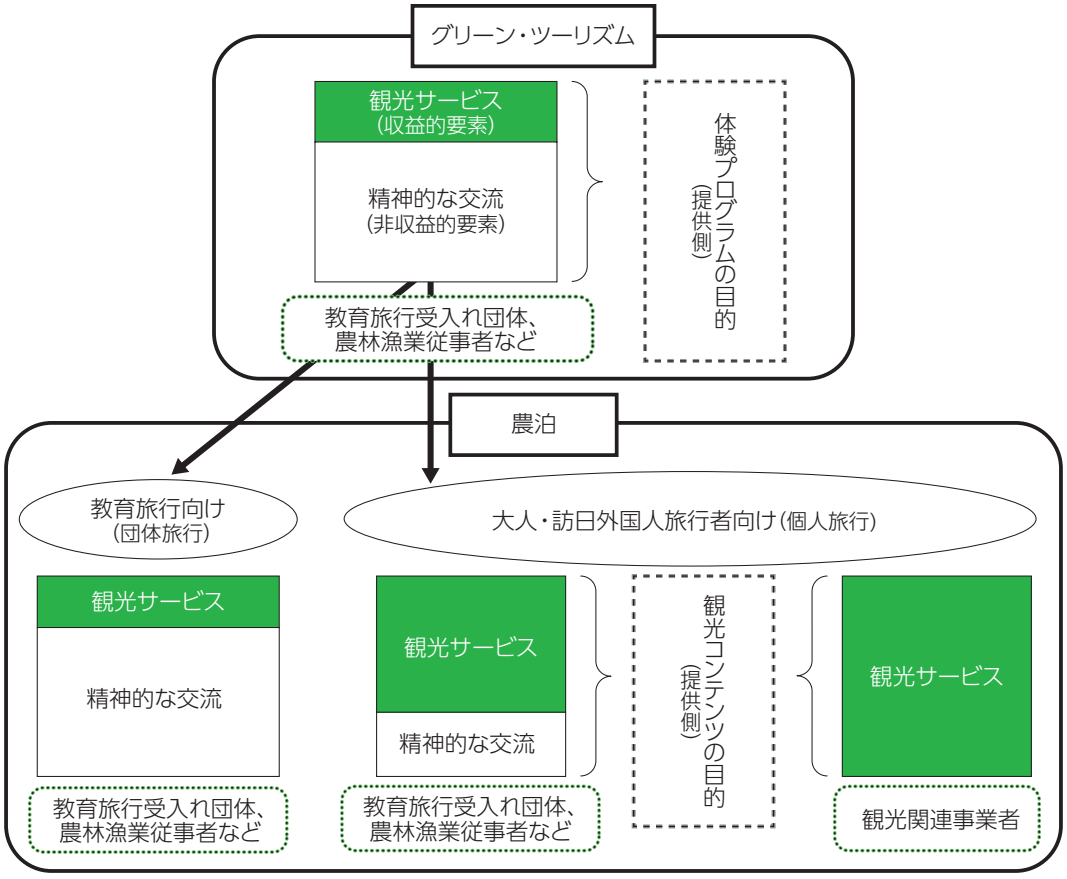


資料　筆者作成
（注）1　ただし、教育旅行の受入れ団体においても収益性を高めている団体もあり、全てがこれに当てはまるとは限らない。
2　グリーン・ツーリズムでは観光コンテンツよりも体験プログラムの用語の使用が一般的であるが、農泊ではいずれの用語もおおむね同義で扱われている。第3図では、農泊における提供側の目的の質的な変化を示すために観光コンテンツとして示した。

資料の分析に基づき、農泊の政策上の概念を再定義するならば、農泊は、GTを土台としながらも、農林漁業あるいは観光関連産業を本業とする主導者が地域の有志と協力し、大人や訪日外国人の観光客を対象に農山漁村の地域資源を活用した観光サービスを民間主導で提供する取組みであり、精神的な交流よりも収益性を求める点がGTとは大きく異なるといえる。

こうした再定義により、農林水産省の「農山漁村地域に宿泊し、滞在中に豊かな地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ『農山漁村滞在型旅行』(前掲注2)」の定義における従来の都市農村交流との概念的混乱に対して、運営体制と提供する観光コンテンツの目的における質的な変化の点で差異を明確化することができた。

**（注17）** 行動の種類の区分における、生理的に必要な活動である１次活動、仕事や家事など社会生活を営むうえで義務的な性格の強い２次活動、これら以外の活動で自由時間における活動の３次活動のうち、余暇活動は一般的に３次活動を指す（総務省ウェブサイト https://www.stat.go.jp/data/shakai/1996/4.html（2022年１月

７日時点））。

**（注18）** 齋藤・中村・木下（1998）760頁、小山・十代田・津々見（2002）938～939頁

## おわりに

本稿では、まず農政における都市農村交流の現段階の位置づけが、観光サービスの提供側（農村）と消費側（都市）としての関係性に至ったことを１節で示した。次に２節では農村政策と観光政策から、農泊の導入背景を国策としての訪日外国人旅行者の誘客のための受入れ先および、持続性と収益性で課題の多いGTの仕切り直しに求めた。さらに３節で、農泊の定義や事業概要等から、大人・訪日外国人旅行者を対象とする観光コンテンツの造成や宿泊施設の整備など観光サービスの要素が多い点や、観光関連事業者の参画などが特徴であることを明らかにした。１～３節を踏まえたうえで、４節にてGTとの比較を通して政策上におけるGTから農泊への概念的な変化の考察を行った。

今後の農泊に関する研究にあたっては、政策上の農泊の概念にとどまらず、現場における農泊の実態把握を行う必要があるだろう。なかでも大目的である地域・農村振興に農泊地域の取組みがいかにして結びついているのかを明らかにすることが重要であると考える。農泊に関する先行研究や調査データは、個別事例、もしくは全国アンケート[(注19)]の結果と両極端であるため、複数の農泊地域の調査から帰納的に類型化することが肝要とみられる。

最後に、農泊はGTに比べ収益性を重視した取組みであると述べたが、都市農村交流において連綿と続いてきた精神的な交流はそれ自体に価値があり、単に収益性を求めるだけでは観光を本業としない農泊地域での取組みは続かないものと考えられる。そういった点でも現場の実態を把握し、政策上の農泊の目的が適当かどうかの再検討を行う必要もあるだろう。

**（注19）** 村上・大庭・古賀（2020）、農林水産省（2021）等

**＜参考文献＞**


- 大西敏夫（2019）「都市・農村交流の現段階」『大阪商業大学論集』第15巻第１号、213～222頁
- 栗栖祐子（2011）「日本のグリーン・ツーリズム研究の動向と今後の方向性──農村、観光、林業経済の研究レビューから──（テーマ：林業経済研究は森林セクターにどう貢献するか──気鋭の研究者はこう考える──、2011年春季大会論文）」『林業経済研究』第57巻第１号、37～48頁
- 桑原考史（2010）「グリーン・ツーリズムの担い手と事業的性格──東日本スキー観光地域の民宿を事例に──」『日本の農業──あすへの歩み──』第244号
- 小山環・十代田朗・津々見崇（2002）「農村における都市との交流施策の類型及び展開に関する研究」『都市計画論文集』第37巻、937～942頁
- 小山環・十代田朗・津々見崇（2017）「都市と農村の交流に関する言説の変遷──雑誌『農業と経済』のケーススタディ──」『都市計画論文集』第52巻第２号、198～208頁
- 齋藤朱未（2014）「都市農村交流に関する研究動向と今後の展開」『農村計画学会誌』第33巻第３号、343～348頁
- 齋藤雪彦・中村攻・木下勇（1998）「グリーンツーリズムの趨勢に関する研究」『ランドスケープ研究』第61巻第５号、759～762頁
- 阪井加寿子（2017）「日本における都市農村交流をめぐる時代背景の変化と研究の特徴」『観光学』第16巻、39～48頁
- 大學寛和・納口るり子（2019）「農泊の系譜と現状に関する一考察」『農村計画学会誌』第38巻論文特集号、298～306頁
- 出口高靖（2021）「都市農村交流の課題と方向性について──『子ども農山漁村交流プロジェクト』に焦点をあてて──」『地域活性化ジャーナル』第27巻、15

～28頁
・農林水産省（2019a）「農泊推進のあり方検討会中間とりまとめ（令和元年６月）」
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhaku/attach/pdf/arikata-20.pdf
・農林水産省（2019b）「農泊推進のあり方検討会中間とりまとめ（参考図表）（令和元年６月）」
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/attach/pdf/nouhaku_top-70.pdf
・農林水産省（2021）「農泊をめぐる状況について（令和３年10月１日時点）」
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakusuishin/attach/pdf/nouhaku_top-48.pdf
・村上興・大庭知子・古賀元也（2020）「全国農泊推進組織の組織形態及び運営状態に関する研究」『日本建築学会九州支部研究報告集』第59巻、145～148頁

（さとう　さき）

# 本棚

**髙武孝充・村田　武　著**

## 『水田農業の活性化をめざす ―西南暖地からの提言―』

コロナ禍は、わが国のさまざまな課題を浮き彫りにしているが、農業分野では、多くの人が、①グローバルサプライチェーンは意外とぜい弱であり、食料を輸入に依存することは危険であることと、②食料輸出国は自国民を保護するために食料輸出を制限することがあることを再認識した。しかし極端に低い食料自給率を改善する方策は見られず、食の多様化や外食・中食の需要の落ち込みなどから、米価は大幅に下落している。

こうしたなか、「米余り・米価下落のもとで経営難に追い込まれる水田農業経営を本格的にバックアップする農政のあり方を提言する」（8頁）のが本書である。著者は元福岡農協中央会営農部長を務めた髙武孝充氏と九州大学名誉教授の村田武氏。長年、現場を大切にし続けてきたからこその説得力がある。

序章、第１章では1990年代から2021年までの農政の動きをまとめたうえで、第２章で「アベノミクス農政」の問題点を指摘する。そして第３章では、①生産調整、②政府備蓄米、③作況指数の基準値、④ミニマム・アクセス米、⑤経営安定対策、⑥飼料用米等の作付けという６つの切り口から水田農業の活性化を支える米政策を提言する。また、著者はトウモロコシ輸入が穀物自給率を恐るべき水準にまで引き下げていることを踏まえ、水田利用率を麦、大豆、飼料作物栽培で大幅に引き上げることを提案し、「穀物の輸出規制にも動じないわが国の食料安全保障」（68頁）を提唱する。

第４章では、稲作技術の向上に情熱を傾けるJA糸島、米麦大豆作と集落営農の力で水田利用率130％超を達成するJA柳川、県産米の統一ブランド「金のめし丸」を創設したJAグループ福岡やラーメン用小麦「ラー麦」を開発したJA全農ふくれん、水田飼料作で耕畜連携に取り組むJAひがしうわ、17年の九州北部豪雨で被災した水田の復旧に尽力するJA筑前あさくらの事例が掲載され、各農協の水田活性化に向けた熱意に触れることができる。

国民の分断や対立、格差を拡大させてきた新自由主義的な価値観が、農業や医療など我々が生存するうえで不可欠な分野にまで及ぶようになった今日、単純化された政治的スローガン「ワンフレーズポリティクス」の行く末がどのような将来をもたらすのかを今一度、真剣に考えなければならない。そうしたなか、現場に軸足を置いた本書の提言や提案は食料安全保障のあり方を問い直す。

――筑波書房　2021年11月

定価1,650円（税込）118頁――

**（主任研究員　古江晋也・**ふるえ　しんや**）**



農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

# 書籍案内

## 食材礼讃

田口さつき・古江晋也　著

2021年3月15日発行　A5判208頁　2,475円（税込）全国共同出版（株）

逆境のなかにあっても、高品質な国産食材を生産し続ける人々と、その人々を支え続ける組織がある。本書は、わが国で食材を生産することの意義や苦労、そして生産し続けることが地域経済や文化を守り続けることにほかならないことを、多くの読者に理解してもらうため、18品目の食材と沿岸漁業における資源管理をケーススタディ形式にまとめた。

「大地の恵み編」では、姿を消しつつあった伝統野菜の復活（第１・２章）、消費者が安心する高品質な野菜づくり（第３章）、生産者の所得向上をめざした農産物のブランディング（第４章）、日本農業遺産に登録されたみかんづくり（第５章）、乳牛の健康状態を良好に保つことでおいしさを追及した牛乳づくり（第６・７章）、耕作放棄地の利活用による茶の栽培（第８章）の事例を取り上げた。

「大海の恵み編」では、限られた資源を大切に生かす天然魚のブランド構築（第９・10・11・12・17・18章）、震災や赤潮などの被害を乗り越えた魚類養殖（第13・14章）、試行錯誤を繰り返し、新たな特産品を創出した貝類養殖（第15・16章）をまとめた。また最近では水産資源の資源管理が議論されているが、漁業者はどのように限りある水産資源を管理しているかについても補論で取り上げた。

### 主要目次


はじめに

**大地の恵み編**

第１章　江戸東京野菜
第２章　日野町の日野菜
第３章　田原市産ブロッコリー
第４章　丹波篠山黒豆
第５章　しもつみかん
第６章　東京牛乳
第７章　大山乳業の白バラ牛乳
第８章　松崎町の桑の葉茶

**大海の恵み編**

第９章　稲取キンメ
第10章　松輪サバ
第11章　平塚のシイラ
第12章　答志島トロさわら
第13章　みやぎサーモン
第14章　ひけた鰤
第15章　房州黒あわび
第16章　丹後とり貝
第17章　越前がに
第18章　佐島の地だこ
補論　外房キンメダイの資源管理

おわりに


購入申込先･････････････　全国共同出版（株）　　TEL 03-3359-4811（営業部）

# 統　計　資　料

## 目　　次


1. 農林中央金庫　資金概況　（海外勘定を除く）……(61)
2. 農林中央金庫　団体別・科目別・預金残高　（海外勘定を除く）……(61)
3. 農林中央金庫　団体別・科目別・貸出金残高　（海外勘定を除く）……(61)
4. 農林中央金庫　主要勘定　（海外勘定を除く）……(62)
5. 信用農業協同組合連合会　主要勘定　……(62)
6. 農業協同組合　主要勘定　……(62)
7. 信用漁業協同組合連合会　主要勘定　……(64)
8. 漁業協同組合　主要勘定　……(64)
9. 金融機関別預貯金残高　……(65)
10. 金融機関別貸出金残高　……(66)

〈特別掲載（2021年９月末数値）〉

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高……(67)
12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高……(68)
13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高……(69)
14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高……(69)



統計資料照会先　農林中金総合研究所調査第一部
ＴＥＬ 03（6362）7752
ＦＡＸ 03（3351）1153


### 利用上の注意（本誌全般にわたる統計数値）

1　数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2　表中の記号の用法は次のとおりである。
「０」単位未満の数字　「－」皆無または該当数字なし
「…」数字未詳　「△」負数または減少
「＊」訂正数字　「Ｐ」速報値

# 1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

| 年月日 | 預金 | 発行債券 | その他 | 現金預け金 | 有価証券 | 貸出金 | その他 | 貸借共通合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **2016. 11** | **62,156,444** | **2,660,005** | **34,258,363** | **23,239,736** | **59,147,171** | **11,493,785** | **5,194,120** | **99,074,812** |
| **2017. 11** | **65,351,033** | **1,990,737** | **37,532,262** | **26,607,557** | **56,910,855** | **10,540,370** | **10,815,250** | **104,874,032** |
| **2018. 11** | **65,994,876** | **1,429,293** | **32,295,555** | **22,245,610** | **52,311,209** | **14,016,714** | **11,146,191** | **99,719,724** |
| **2019. 11** | **64,623,419** | **940,978** | **32,882,995** | **20,680,925** | **53,200,627** | **18,136,480** | **6,429,360** | **98,447,392** |
| **2020. 11** | **65,139,976** | **460,510** | **33,307,957** | **17,038,736** | **47,942,031** | **21,219,769** | **12,707,907** | **98,908,443** |
| 2021. 6 | 65,132,310 | 331,439 | 33,972,801 | 19,886,160 | 44,970,885 | 19,980,268 | 14,599,237 | 99,436,550 |
| 7 | 64,866,657 | 321,427 | 32,454,579 | 17,442,190 | 43,685,430 | 20,399,796 | 16,115,247 | 97,642,663 |
| 8 | 65,142,297 | 311,432 | 32,468,503 | 16,951,501 | 43,502,363 | 20,555,642 | 16,912,726 | 97,922,232 |
| 9 | 65,737,170 | 413,354 | 36,550,546 | 22,864,061 | 44,511,290 | 20,561,295 | 14,764,424 | 102,701,070 |
| 10 | 65,667,059 | 405,089 | 33,621,768 | 17,056,516 | 42,971,080 | 20,920,828 | 18,745,492 | 99,693,916 |
| 11 | 65,306,859 | 395,182 | 33,446,556 | 15,663,949 | 42,226,658 | 20,949,604 | 20,308,386 | 99,148,597 |

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

# 2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2021年11月末現在 (単位 百万円)

| 団体別 | 定期預金 | 通知預金 | 普通預金 | 当座預金 | 別段預金 | 公金預金 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 農業団体 | 53,799,170 | - | 3,186,073 | 462 | 4,475 | - | 56,990,181 |
| 水産団体 | 1,976,157 | - | 103,784 | 1 | 33 | - | 2,079,975 |
| 森林団体 | 2,059 | - | 5,235 | 1 | 210 | - | 7,505 |
| その他会員 | 1,599 | - | 16,609 | - | - | - | 18,207 |
| 会員計 | 55,778,985 | - | 3,311,701 | 464 | 4,718 | - | 59,095,868 |
| 会員以外の者計 | 767,258 | 13,745 | 571,855 | 99,141 | 4,752,055 | 6,938 | 6,210,991 |
| **合計** | **56,546,243** | **13,745** | **3,883,556** | **99,605** | **4,756,773** | **6,938** | **65,306,859** |

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているので、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 361,890百万円。

# 3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2021年11月末現在 (単位 百万円)

| 団体別 | | 証書貸付 | 手形貸付 | 当座貸越 | 割引手形 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 系統団体等 | 農業団体 | 1,838,290 | 25,932 | 89,361 | - | 1,953,584 |
| | 開拓団体 | - | - | - | - | - |
| | 水産団体 | 67,888 | 16,235 | 5,060 | - | 89,183 |
| | 森林団体 | 1,643 | 1,049 | 2,674 | 5 | 5,371 |
| | その他会員 | 900 | 520 | 20 | - | 1,440 |
| | 会員小計 | 1,908,721 | 43,737 | 97,115 | 5 | 2,049,578 |
| | その他系統団体等小計 | 177,488 | 5,144 | 55,735 | - | 238,367 |
| | 計 | 2,086,209 | 48,881 | 152,850 | 5 | 2,287,945 |
| 関連産業 | | 4,902,505 | 22,196 | 820,321 | 1,233 | 5,746,254 |
| その他 | | 12,698,452 | 20,468 | 196,485 | - | 12,915,405 |
| **合計** | | **19,687,166** | **91,545** | **1,169,656** | **1,238** | **20,949,604** |


農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

## 4. 農林中央金

(貸方)

| 年月末 | 預金 | | | 譲渡性預金 | 発行債券 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 当座性 | 定期性 | 計 | | |
| 2021. 6 | 8,443,874 | 56,688,436 | 65,132,310 | 22,980 | 331,439 |
| 7 | 7,889,429 | 56,977,228 | 64,866,657 | - | 321,427 |
| 8 | 8,171,283 | 56,971,014 | 65,142,297 | - | 311,432 |
| 9 | 8,829,829 | 56,907,341 | 65,737,170 | - | 413,354 |
| 10 | 8,770,759 | 56,896,300 | 65,667,059 | - | 405,089 |
| 11 | 8,759,673 | 56,547,186 | 65,306,859 | - | 395,182 |
| 2020. 11 | 8,546,946 | 56,593,030 | 65,139,976 | 22,980 | 460,510 |

(借方)

| 年月末 | 現金 | 預け金 | 有価証券 | | 商品有価証券 | 買入手形 | 手形貸付 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 計 | うち国債 | | | |
| 2021. 6 | 34,655 | 19,851,505 | 44,970,885 | 10,646,470 | 502 | - | 49,802 |
| 7 | 39,866 | 17,402,323 | 43,685,430 | 10,176,175 | - | - | 69,575 |
| 8 | 68,593 | 16,882,908 | 43,502,363 | 10,216,753 | - | - | 76,001 |
| 9 | 34,617 | 22,829,444 | 44,511,290 | 8,553,768 | 1,524 | - | 83,532 |
| 10 | 31,485 | 17,025,030 | 42,971,080 | 8,510,446 | 3,509 | - | 96,618 |
| 11 | 55,069 | 15,608,880 | 42,226,658 | 8,102,725 | 2,011 | - | 91,545 |
| 2020. 11 | 46,275 | 16,992,461 | 47,942,031 | 11,585,029 | 1 | - | 93,622 |

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

## 5. 信用農業協同組

| 年月末 | 貸方 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 貯金 | | 譲渡性貯金 | 借入金 | 出資金 |
| | 計 | うち定期性 | | | |
| 2021. 6 | 69,595,148 | 68,007,848 | 768,759 | 1,902,786 | 2,411,412 |
| 7 | 69,362,322 | 68,001,627 | 804,903 | 1,896,886 | 2,427,807 |
| 8 | 69,664,157 | 68,014,887 | 824,120 | 1,901,095 | 2,430,795 |
| 9 | 69,079,390 | 67,789,054 | 815,393 | 1,864,455 | 2,433,315 |
| 10 | 69,300,747 | 67,859,434 | 828,083 | 1,864,855 | 2,433,373 |
| 11 | 69,059,815 | 67,649,938 | 782,555 | 1,864,801 | 2,433,373 |
| 2020. 11 | 68,669,455 | 67,192,735 | 930,022 | 2,234,304 | 2,336,957 |

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

## 6. 農業協同組

| 年月末 | 貸方 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 貯金 | | | 借入金 | |
| | 当座性 | 定期性 | 計 | 計 | うち信用借入金 |
| 2021. 5 | 43,581,968 | 63,721,497 | 107,303,465 | 737,922 | 657,062 |
| 6 | 44,495,225 | 64,255,860 | 108,751,085 | 725,681 | 646,038 |
| 7 | 44,166,723 | 64,404,435 | 108,571,158 | 735,591 | 656,534 |
| 8 | 44,594,628 | 64,234,803 | 108,829,431 | 719,100 | 640,602 |
| 9 | 44,521,589 | 63,914,667 | 108,436,256 | 721,329 | 642,393 |
| 10 | 45,395,596 | 63,573,856 | 108,969,452 | 721,846 | 640,426 |
| 2020. 10 | 42,073,043 | 65,193,403 | 107,266,446 | 725,760 | 641,805 |

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。


農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

## 庫　主　要　勘　定

(単位 百万円)

| コールマネー | 受託金 | 資本金 | その他 | 貸方合計 |
|---|---|---|---|---|
| - | 2,176,643 | 4,040,198 | 27,732,980 | 99,436,550 |
| - | 2,062,882 | 4,040,198 | 26,351,499 | 97,642,663 |
| - | 2,029,636 | 4,040,198 | 26,398,669 | 97,922,232 |
| - | 1,627,147 | 4,040,198 | 30,883,201 | 102,701,070 |
| - | 1,634,772 | 4,040,198 | 27,946,798 | 99,693,916 |
| - | 1,469,242 | 4,040,198 | 27,937,116 | 99,148,597 |
| - | 1,753,941 | 4,040,198 | 27,490,838 | 98,908,443 |

| 貸出金 | | | | コールローン | その他 | 借方合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 証書貸付 | 当座貸越 | 割引手形 | 計 | | | |
| 18,687,502 | 1,241,436 | 1,527 | 19,980,268 | 2,552,120 | 12,046,615 | 99,436,550 |
| 19,155,978 | 1,172,563 | 1,678 | 20,399,796 | 4,030,000 | 12,085,248 | 97,642,663 |
| 19,277,309 | 1,201,074 | 1,256 | 20,555,642 | 4,410,000 | 12,502,726 | 97,922,232 |
| 19,270,716 | 1,205,766 | 1,280 | 20,561,295 | 1,750,000 | 13,012,900 | 102,701,070 |
| 19,734,604 | 1,088,036 | 1,568 | 20,920,828 | 5,690,000 | 13,051,984 | 99,693,916 |
| 19,687,165 | 1,169,655 | 1,238 | 20,949,604 | 5,590,000 | 14,716,375 | 99,148,597 |
| 19,065,313 | 2,059,488 | 1,344 | 21,219,769 | 41,540 | 12,666,366 | 98,908,443 |

## 合　連　合　会　主　要　勘　定

(単位 百万円)

| 借方 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 現金 | 預け金 | | コールローン | 金銭の信託 | 有価証券 | 貸出金 | |
| | 計 | うち系統 | | | | 計 | うち金融機関貸付金 |
| 79,880 | 44,304,597 | 44,243,960 | 45,000 | 1,403,741 | 19,912,837 | 8,513,993 | 2,066,404 |
| 76,318 | 43,947,574 | 43,890,834 | 55,000 | 1,417,169 | 19,947,973 | 8,587,608 | 2,106,411 |
| 79,362 | 44,048,107 | 43,982,455 | 55,000 | 1,438,618 | 20,104,258 | 8,635,154 | 2,121,720 |
| 77,870 | 43,496,972 | 43,433,153 | 55,000 | 1,456,287 | 20,162,649 | 8,574,755 | 2,157,988 |
| 82,638 | 43,253,584 | 43,192,361 | 50,000 | 1,472,953 | 20,564,645 | 8,633,568 | 2,147,531 |
| 79,064 | 42,879,860 | 42,815,110 | 55,000 | 1,479,695 | 20,642,917 | 8,632,662 | 2,147,792 |
| 80,107 | 43,804,480 | 43,745,744 | 55,000 | 1,297,784 | 20,068,002 | 8,531,712 | 1,935,579 |

## 合　主　要　勘　定

(単位 百万円)

| 借方 | | | | | | | 報告組合数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 現金 | 預け金 | | 有価証券・金銭の信託 | | 貸出金 | | |
| | 計 | うち系統 | 計 | うち国債 | 計 | うち公庫(農)貸付金 | |
| 436,681 | 80,690,333 | 80,432,638 | 4,812,011 | 1,894,510 | 22,635,505 | 132,593 | 563 |
| 443,979 | 82,076,487 | 81,826,987 | 4,808,257 | 1,853,627 | 22,720,119 | 132,035 | 563 |
| 444,445 | 81,780,899 | 81,528,124 | 4,765,425 | 1,776,949 | 22,806,432 | 133,132 | 563 |
| 457,379 | 81,976,334 | 81,725,619 | 4,825,639 | 1,792,323 | 22,864,706 | 133,289 | 563 |
| 444,086 | 81,422,952 | 81,175,493 | 4,939,392 | 1,882,451 | 22,886,812 | 133,576 | 563 |
| 428,583 | 81,628,973 | 81,372,183 | 5,081,047 | 1,964,054 | 22,970,159 | 133,944 | 563 |
| 435,135 | 81,014,229 | 80,789,882 | 4,570,655 | 1,776,328 | 22,205,054 | 141,529 | 584 |


農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

## 7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

（単位　百万円）

| 年月末 | 貸方 | | | | 借方 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 貯金 | | 借用金 | 出資金 | 現金 | 預け金 | | 有価証券 | 貸出金 |
| | 計 | うち定期性 | | | | 計 | うち系統 | | |
| 2021．8 | 2,466,506 | 1,675,192 | 82,555 | 58,285 | 19,236 | 2,007,191 | 1,987,473 | 76,253 | 472,443 |
| 9 | 2,480,193 | 1,683,438 | 85,555 | 58,285 | 17,924 | 2,025,710 | 2,006,076 | 79,331 | 470,923 |
| 10 | 2,511,723 | 1,702,825 | 85,554 | 58,285 | 18,255 | 2,051,237 | 2,030,192 | 81,109 | 473,915 |
| 11 | 2,496,916 | 1,693,775 | 81,854 | 58,285 | 20,551 | 2,031,629 | 2,008,584 | 80,819 | 471,697 |
| 2020．11 | 2,398,520 | 1,648,803 | 61,065 | 54,491 | 19,313 | 1,921,288 | 1,902,052 | 80,298 | 458,770 |

（注）　貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

## 8. 漁業協同組合主要勘定

（単位　百万円）

| 年月末 | 貸方 | | | | | 借方 | | | | | | 報告組合数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 貯金 | | 借入金 | | 払込済出資金 | 現金 | 預け金 | | 有価証券 | 貸出金 | | |
| | 計 | うち定期性 | 計 | うち信用借入金 | | | 計 | うち系統 | | 計 | うち公庫(農)資金 | |
| 2021．6 | 762,895 | 406,061 | 80,726 | 52,807 | 98,262 | 6,264 | 771,323 | 763,908 | - | 127,544 | 3,684 | 75 |
| 7 | 769,607 | 405,833 | 81,144 | 53,072 | 98,317 | 5,612 | 781,011 | 773,594 | - | 125,330 | 3,629 | 75 |
| 8 | 767,787 | 403,507 | 81,044 | 53,173 | 98,341 | 6,503 | 780,192 | 773,036 | - | 125,293 | 3,571 | 75 |
| 9 | 780,576 | 407,101 | 82,325 | 53,573 | 98,391 | 5,980 | 800,852 | 792,283 | - | 124,587 | 3,534 | 75 |
| 2020．9 | 761,328 | 411,160 | 83,926 | 58,297 | 99,097 | 6,565 | 762,010 | 753,867 | - | 137,064 | 4,249 | 75 |

（注）　1　貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2　借入金計は信用借入金・経済借入金。
3　貸出金計は信用貸出金。


農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

# 9. 金融機関別預貯金残高

（単位 億円、%）

| | | 農　協 | 信農連 | 都市銀行 | 地方銀行 | 第二地方銀行 | 信用金庫 | 信用組合 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 残高 | **2018. 3** | **1,013,060** | **648,140** | **3,593,112** | **2,620,107** | **668,302** | **1,409,772** | **203,399** |
| | **2019. 3** | **1,032,245** | **664,436** | **3,755,950** | **2,681,866** | **655,093** | **1,434,772** | **207,220** |
| | **2020. 3** | **1,041,148** | **667,436** | **3,929,329** | **2,777,707** | **624,155** | **1,452,678** | **211,724** |
| | 2020. 11 | 1,069,644 | 686,695 | 4,216,440 | 2,965,137 | 668,774 | 1,564,445 | 224,808 |
| | 12 | 1,077,741 | 691,629 | 4,154,038 | 3,002,622 | 677,508 | 1,579,500 | 226,798 |
| | 2021. 1 | 1,073,024 | 686,046 | 4,188,059 | 2,997,653 | 674,713 | 1,573,050 | 226,360 |
| | 2 | 1,076,191 | 686,664 | 4,194,305 | 3,022,137 | 677,909 | 1,579,887 | 227,599 |
| | 3 | 1,068,700 | 681,807 | 4,332,234 | 3,054,406 | 675,160 | 1,555,960 | 224,049 |
| | 4 | 1,074,898 | 687,080 | 4,356,087 | 3,069,887 | 686,273 | 1,591,376 | 228,291 |
| | 5 | 1,073,035 | 686,189 | 4,378,220 | 3,104,047 | 666,310 | 1,588,281 | 228,060 |
| | 6 | 1,087,511 | 695,951 | 4,303,082 | 3,116,520 | 669,691 | 1,597,593 | 230,440 |
| | 7 | 1,085,712 | 693,623 | 4,283,921 | 3,107,988 | 668,146 | 1,594,303 | 230,443 |
| | 8 | 1,088,294 | 696,642 | 4,302,659 | 3,107,340 | 667,044 | 1,601,468 | 230,914 |
| | 9 | 1,084,363 | 690,794 | 4,313,300 | 3,089,859 | 664,540 | 1,597,903 | 231,356 |
| | 10 | 1,089,695 | 693,007 | 4,321,683 | 3,103,499 | 668,029 | 1,604,483 | 231,778 |
| | 11 | P 1,085,839 | 690,598 | 4,351,444 | 3,115,247 | 667,207 | 1,602,516 | … |
| 前年同月比増減率 | **2018. 3** | **2.9** | **4.2** | **4.6** | **3.0** | **1.6** | **2.2** | **2.0** |
| | **2019. 3** | **1.9** | **2.5** | **4.5** | **2.4** | **△2.0** | **1.8** | **1.9** |
| | **2020. 3** | **0.9** | **0.5** | **4.6** | **3.6** | **△4.7** | **1.2** | **2.2** |
| | 2020. 11 | 2.0 | 1.8 | 10.5 | 8.5 | 8.1 | 7.6 | 6.4 |
| | 12 | 2.1 | 2.0 | 10.7 | 8.8 | 8.6 | 7.8 | 6.4 |
| | 2021. 1 | 2.4 | 2.0 | 10.0 | 9.7 | 9.4 | 8.3 | 6.7 |
| | 2 | 2.5 | 1.9 | 10.1 | 9.8 | 9.1 | 8.2 | 7.0 |
| | 3 | 2.6 | 2.2 | 10.3 | 10.0 | 8.2 | 7.1 | 5.8 |
| | 4 | 2.7 | 2.3 | 7.4 | 9.4 | 8.5 | 8.1 | 7.1 |
| | 5 | 2.3 | 2.2 | 4.6 | 7.2 | 3.3 | 6.9 | 6.6 |
| | 6 | 2.2 | 1.9 | 3.6 | 6.3 | 2.2 | 4.9 | 5.2 |
| | 7 | 2.1 | 1.6 | 3.6 | 6.5 | 1.4 | 3.8 | 4.5 |
| | 8 | 1.8 | 1.3 | 3.7 | 5.8 | 0.4 | 3.2 | 3.9 |
| | 9 | 1.8 | 1.0 | 3.5 | 5.3 | △0.2 | 2.7 | 3.6 |
| | 10 | 1.6 | 0.9 | 4.3 | 5.1 | △0.4 | 2.7 | 3.4 |
| | 11 | P 1.5 | 0.6 | 3.2 | 5.1 | △0.2 | 2.4 | … |

（注）1　農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
2　都銀、地銀、第二地銀には、オフショア勘定を含む。
3　農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
4　ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
5　合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

# 10. 金融機関別貸出金残高

（単位 億円、%）

| | | 農協 | 信農連 | 都市銀行 | 地方銀行 | 第二地方銀行 | 信用金庫 | 信用組合 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 残高 | **2018. 3** | **204,568** | **55,875** | **1,816,884** | **1,996,811** | **519,071** | **709,635** | **110,695** |
| | **2019. 3** | **207,386** | **59,768** | **1,934,688** | **2,082,899** | **517,558** | **719,838** | **114,920** |
| | **2020. 3** | **211,038** | **63,300** | **1,966,560** | **2,192,275** | **489,890** | **726,752** | **118,549** |
| | 2020. 11 | 214,246 | 65,961 | 2,086,576 | 2,271,066 | 514,894 | 775,057 | 124,107 |
| | 12 | 214,241 | 66,177 | 2,066,249 | 2,282,665 | 519,384 | 782,032 | 124,892 |
| | 2021. 1 | 214,462 | 66,140 | 2,061,036 | 2,286,567 | 519,213 | 780,036 | 124,939 |
| | 2 | 215,180 | 66,099 | 2,069,286 | 2,292,344 | 520,375 | 780,880 | 125,475 |
| | 3 | 215,956 | 65,451 | 2,072,988 | 2,294,424 | 523,448 | 784,374 | 126,299 |
| | 4 | 216,447 | 64,581 | 2,059,138 | 2,296,058 | 524,412 | 784,845 | 126,176 |
| | 5 | 218,405 | 64,771 | 2,050,720 | 2,310,066 | 510,677 | 784,537 | 126,436 |
| | 6 | 219,143 | 64,476 | 2,043,438 | 2,311,217 | 511,288 | 784,507 | 126,588 |
| | 7 | 220,116 | 64,812 | 2,033,100 | 2,320,563 | 513,378 | 785,340 | 126,982 |
| | 8 | 220,707 | 65,134 | 2,028,398 | 2,317,070 | 512,273 | 783,020 | 126,878 |
| | 9 | 220,882 | 64,168 | 2,031,036 | 2,325,910 | 513,498 | 786,443 | 127,646 |
| | 10 | 221,607 | 64,860 | 2,020,997 | 2,330,993 | 513,709 | 785,144 | 127,832 |
| | 11 | P 222,576 | 64,849 | 2,028,986 | 2,334,660 | 513,571 | 783,304 | … |
| 前年同月比増減率 | **2018. 3** | **0.4** | **6.1** | **△1.6** | **4.1** | **3.3** | **2.6** | **4.1** |
| | **2019. 3** | **1.4** | **7.0** | **6.5** | **4.3** | **△0.3** | **1.4** | **3.8** |
| | **2020. 3** | **1.8** | **5.9** | **1.6** | **5.3** | **△5.3** | **1.0** | **3.2** |
| | 2020. 11 | 1.8 | 6.5 | 8.5 | 5.1 | 7.1 | 7.8 | 6.6 |
| | 12 | 2.2 | 5.7 | 6.8 | 5.0 | 6.8 | 7.9 | 6.4 |
| | 2021. 1 | 2.4 | 5.6 | 6.6 | 5.1 | 7.2 | 8.5 | 6.8 |
| | 2 | 2.5 | 5.4 | 7.1 | 5.1 | 7.1 | 8.3 | 6.9 |
| | 3 | 2.3 | 3.4 | 5.4 | 4.7 | 6.9 | 7.9 | 6.5 |
| | 4 | 2.6 | 2.1 | 1.1 | 4.1 | 6.7 | 7.7 | 6.5 |
| | 5 | 2.8 | 1.3 | △2.1 | 3.4 | 2.5 | 6.1 | 5.5 |
| | 6 | 3.1 | 0.0 | △3.4 | 2.8 | 1.2 | 4.4 | 4.5 |
| | 7 | 3.3 | △0.4 | △3.1 | 2.6 | 0.6 | 3.1 | 3.9 |
| | 8 | 3.4 | △0.7 | △2.9 | 2.2 | 0.2 | 2.1 | 3.2 |
| | 9 | 3.5 | △1.1 | △2.5 | 2.5 | 0.3 | 1.7 | 3.2 |
| | 10 | 3.5 | △1.9 | △2.4 | 2.5 | 0.0 | 1.2 | 3.1 |
| | 11 | P 3.9 | △1.7 | △2.8 | 2.8 | △0.3 | 1.1 | … |

（注） 1 表9 注1、注2に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
4 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。


農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

# 11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2021年9月末現在

（単位 百万円）

| 都道府県別 | 貯金 | 出資金 | 預け金 | うち系統預け金 | 有価証券 | 貸出金 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 3,092,714 | 96,273 | 1,946,708 | 1,937,159 | 772,599 | 752,007 |
| 岩手 | 819,315 | 23,464 | 533,953 | 533,702 | 173,780 | 157,020 |
| 茨城 | 1,497,514 | 34,019 | 848,849 | 848,437 | 489,358 | 238,465 |
| 埼玉 | 3,274,034 | 165,627 | 2,154,300 | 2,152,870 | 763,075 | 401,433 |
| 東京 | 2,851,950 | 132,436 | 1,598,788 | 1,598,033 | 1,057,232 | 332,230 |
| 神奈川 | 4,702,006 | 203,679 | 2,900,178 | 2,899,190 | 1,691,039 | 619,757 |
| 山梨 | 625,924 | 23,225 | 450,947 | 449,725 | 69,429 | 80,277 |
| 長野 | 2,902,814 | 103,924 | 1,483,040 | 1,482,590 | 1,147,940 | 350,381 |
| 新潟 | 1,859,838 | 74,496 | 1,081,229 | 1,081,085 | 522,554 | 261,414 |
| 石川 | 1,086,948 | 33,047 | 806,429 | 806,417 | 199,795 | 151,876 |
| 福井 | 831,456 | 23,372 | 597,226 | 597,191 | 204,785 | 87,970 |
| 岐阜 | 2,725,557 | 96,618 | 1,870,666 | 1,870,471 | 750,187 | 266,387 |
| 静岡 | 4,062,168 | 161,303 | 3,000,289 | 3,000,092 | 767,960 | 464,230 |
| 愛知 | 8,086,866 | 231,402 | 4,633,036 | 4,633,020 | 2,928,554 | 495,270 |
| 三重 | 2,046,925 | 68,752 | 1,182,289 | 1,182,063 | 744,653 | 269,089 |
| 滋賀 | 1,413,547 | 40,771 | 986,541 | 958,740 | 376,845 | 139,827 |
| 京都 | 1,282,602 | 44,406 | 981,993 | 966,790 | 238,429 | 142,315 |
| 大阪 | 4,424,881 | 140,690 | 2,886,295 | 2,886,259 | 1,002,570 | 807,909 |
| 兵庫 | 5,528,185 | 253,321 | 3,135,130 | 3,134,663 | 1,819,721 | 1,079,254 |
| 和歌山 | 1,533,694 | 57,883 | 1,138,274 | 1,138,262 | 240,185 | 147,051 |
| 鳥取 | 415,442 | 10,356 | 314,731 | 314,054 | 71,107 | 39,972 |
| 広島 | 2,441,381 | 80,200 | 1,756,174 | 1,756,031 | 631,918 | 94,053 |
| 山口 | 918,475 | 50,542 | 614,182 | 614,145 | 249,029 | 107,081 |
| 徳島 | 810,237 | 32,546 | 575,844 | 574,632 | 208,750 | 51,275 |
| 香川 | 1,728,459 | 28,418 | 836,184 | 835,981 | 866,179 | 43,823 |
| 愛媛 | 1,649,760 | 43,010 | 1,022,515 | 1,022,457 | 575,730 | 95,099 |
| 高知 | 883,001 | 24,880 | 587,642 | 587,639 | 176,170 | 108,675 |
| 福岡 | 2,335,535 | 46,173 | 1,481,504 | 1,481,162 | 728,455 | 239,104 |
| 佐賀 | 757,654 | 28,129 | 463,377 | 463,161 | 173,772 | 150,895 |
| 大分 | 502,107 | 15,510 | 310,193 | 310,052 | 135,487 | 59,253 |
| 宮崎 | 692,233 | 25,181 | 442,843 | 442,783 | 155,721 | 132,153 |
| 鹿児島 | 1,296,168 | 39,662 | 875,623 | 874,297 | 229,641 | 209,210 |
| **合計** | **69,079,390** | **2,433,315** | **43,496,972** | **43,433,153** | **20,162,649** | **8,574,755** |
| 一連合会当たり平均 | 2,158,731 | 76,041 | 1,359,280 | 1,357,286 | 630,083 | 267,961 |

（注） 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外
（奈良、島根、沖縄は県農協、それ以外は農林中金へ統合）。


農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

# 12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2021年9月末現在

（単位 百万円）

| 都道府県別 | 貯金 | 借入金 | 預け金 | うち系統預け金 | 有価証券金銭の信託 | 貸出金 | 報告組合数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (北海道) | (3,695,123) | (144,022) | (2,921,133) | (2,906,820) | (10,543) | (852,179) | (101) |
| 青森 | 591,163 | 5,044 | 396,433 | 395,367 | 17,794 | 125,361 | 10 |
| 岩手 | 1,111,688 | 11,837 | 792,708 | 788,195 | 75,059 | 228,974 | 7 |
| 宮城 | 1,326,086 | 16,373 | 864,548 | 860,596 | 66,334 | 370,447 | 10 |
| 秋田 | 889,392 | 2,034 | 571,289 | 569,045 | 49,934 | 197,359 | 13 |
| 山形 | 1,105,742 | 969 | 703,433 | 700,910 | 48,984 | 302,514 | 15 |
| 福島 | 2,002,326 | 16,759 | 1,421,297 | 1,420,169 | 52,490 | 496,665 | 5 |
| (東北計) | (7,026,397) | (53,016) | (4,749,708) | (4,734,282) | (310,595) | (1,721,320) | (60) |
| 茨城 | 1,917,279 | 12,971 | 1,437,131 | 1,430,565 | 116,792 | 366,258 | 17 |
| 栃木 | 1,779,979 | 8,381 | 1,296,690 | 1,293,837 | 139,120 | 326,239 | 10 |
| 群馬 | 1,680,778 | 3,570 | 1,333,105 | 1,328,605 | 32,779 | 297,254 | 15 |
| (北関東計) | (5,378,036) | (24,922) | (4,066,926) | (4,053,007) | (288,691) | (989,751) | (42) |
| 埼玉 | 4,577,889 | 280 | 3,204,262 | 3,183,164 | 251,215 | 1,169,173 | 15 |
| 千葉 | 2,839,667 | 7,561 | 1,950,529 | 1,948,939 | 106,422 | 792,784 | 17 |
| 東京 | 3,964,653 | 63,900 | 2,778,743 | 2,769,441 | 251,649 | 1,125,721 | 14 |
| 神奈川 | 6,937,543 | 169,092 | 4,654,080 | 4,637,322 | 531,532 | 2,091,922 | 12 |
| (南関東計) | (18,319,752) | (240,833) | (12,587,614) | (12,538,866) | (1,140,818) | (5,179,600) | (58) |
| 山梨 | 805,913 | 97 | 606,563 | 605,150 | 40,478 | 141,572 | 8 |
| 長野 | 3,387,308 | 6,761 | 2,655,981 | 2,655,374 | 69,171 | 664,678 | 14 |
| (東山計) | (4,193,221) | (6,858) | (3,262,544) | (3,260,524) | (109,649) | (806,250) | (22) |
| 新潟 | 2,403,812 | 6,819 | 1,804,730 | 1,803,576 | 84,165 | 475,347 | 23 |
| 富山 | 1,481,573 | 652 | 1,205,243 | 1,204,341 | 42,763 | 196,120 | 15 |
| 石川 | 1,405,086 | 1,018 | 1,074,354 | 1,069,715 | 59,299 | 314,753 | 16 |
| 福井 | 1,007,607 | 1,799 | 819,016 | 815,353 | 9,873 | 162,636 | 2 |
| (北陸計) | (6,298,078) | (10,288) | (4,903,343) | (4,892,985) | (196,100) | (1,148,856) | (56) |
| 岐阜 | 3,474,055 | 1,673 | 2,662,805 | 2,657,441 | 244,877 | 635,435 | 7 |
| 静岡 | 5,657,730 | 5,233 | 4,036,086 | 4,012,898 | 428,143 | 1,266,809 | 17 |
| 愛知 | 9,656,281 | 66,312 | 7,926,733 | 7,926,487 | 460,195 | 1,706,642 | 20 |
| 三重 | 2,719,302 | 366 | 2,016,126 | 1,994,894 | 252,635 | 458,631 | 7 |
| (東海計) | (21,507,368) | (73,584) | (16,641,750) | (16,591,720) | (1,385,850) | (4,067,517) | (51) |
| 滋賀 | 1,772,603 | 88 | 1,395,478 | 1,395,399 | 138,442 | 251,049 | 9 |
| 京都 | 1,487,770 | 26,195 | 1,264,236 | 1,262,584 | 30,673 | 238,364 | 5 |
| 大阪 | 5,120,305 | 42,128 | 4,367,937 | 4,352,901 | 185,635 | 635,466 | 14 |
| 兵庫 | 6,409,933 | 384 | 5,084,133 | 5,083,850 | 89,283 | 1,238,999 | 14 |
| 奈良 | 1,459,094 | 147 | 944,944 | 931,833 | 166,133 | 350,262 | 1 |
| 和歌山 | 1,789,508 | 980 | 1,484,608 | 1,480,066 | 43,475 | 227,951 | 8 |
| (近畿計) | (18,039,213) | (69,922) | (14,541,336) | (14,506,633) | (653,641) | (2,942,091) | (51) |
| 鳥取 | 541,844 | 6,536 | 407,007 | 406,758 | 12,322 | 99,237 | 3 |
| 島根 | 1,011,363 | 1,401 | 581,376 | 580,636 | 144,782 | 278,249 | 1 |
| (山陰計) | (1,553,207) | (7,937) | (988,383) | (987,394) | (157,104) | (377,486) | (4) |
| 岡山 | 1,931,672 | 3,383 | 1,370,685 | 1,352,849 | 76,262 | 473,165 | 2 |
| 広島 | 3,044,991 | 311 | 2,410,966 | 2,410,680 | 56,645 | 582,776 | 13 |
| 山口 | 1,244,632 | 390 | 889,888 | 887,885 | 50,566 | 291,824 | 1 |
| (山陽計) | (6,221,295) | (4,084) | (4,671,539) | (4,651,414) | (183,473) | (1,347,765) | (16) |
| 徳島 | 949,587 | 3,960 | 796,828 | 793,038 | 30,227 | 112,547 | 13 |
| 香川 | 1,916,510 | 2,641 | 1,716,077 | 1,715,811 | - | 214,822 | 1 |
| 愛媛 | 2,071,500 | 842 | 1,628,795 | 1,628,620 | 69,067 | 355,115 | 11 |
| 高知 | 1,002,496 | 242 | 824,649 | 822,810 | 46,883 | 125,897 | 3 |
| (四国計) | (5,940,093) | (7,685) | (4,966,349) | (4,960,279) | (146,177) | (808,381) | (28) |
| 福岡 | 3,198,474 | 3,303 | 2,316,531 | 2,308,196 | 76,905 | 861,595 | 20 |
| 佐賀 | 1,074,254 | 25,927 | 730,442 | 729,676 | 76,131 | 263,068 | 4 |
| 長崎 | 745,412 | 1,123 | 508,866 | 507,158 | 14,566 | 188,547 | 7 |
| 熊本 | 1,215,946 | 27,472 | 807,237 | 801,038 | 48,598 | 331,841 | 13 |
| 大分 | 693,912 | 1,599 | 476,684 | 476,520 | 13,488 | 184,076 | 3 |
| (北九州計) | (6,927,998) | (59,424) | (4,839,760) | (4,822,588) | (229,688) | (1,829,127) | (47) |
| 宮崎 | 898,412 | 15,881 | 611,702 | 602,649 | 45,986 | 224,096 | 13 |
| 鹿児島 | 1,507,629 | 1,946 | 1,146,239 | 1,141,968 | 8,195 | 293,087 | 13 |
| (南九州計) | (2,406,041) | (17,827) | (1,757,941) | (1,744,617) | (54,181) | (517,183) | (26) |
| (沖縄) | (930,434) | (927) | (524,626) | (524,364) | (72,882) | (299,306) | (1) |
| **合計** | **108,436,256** | **721,329** | **81,422,952** | **81,175,493** | **4,939,392** | **22,886,812** | **563** |
| 一組合当たり平均（単位千円） | 192,604,362 | 1,281,224 | 144,623,361 | 144,183,824 | 8,773,343 | 40,651,531 | - |



農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

## 13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2021年9月末現在

（単位 百万円）

| 都道府県別 | 貯金 | 出資金 | 預け金 | うち系統預け金 | 貸出金 |
|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 678,107 | 13,291 | 552,451 | 551,921 | 119,257 |
| 福島 | 28,796 | 861 | 25,348 | 25,160 | 3,558 |
| 東日本 | 630,387 | 19,324 | 521,783 | 515,906 | 107,305 |
| 愛知 | 92,035 | 2,134 | 77,657 | 75,988 | 11,956 |
| 京都 | 45,006 | 666 | 38,313 | 37,605 | 6,528 |
| なぎさ | 141,473 | 2,772 | 119,179 | 116,504 | 27,576 |
| 鳥取 | 28,656 | 806 | 24,577 | 24,290 | 3,896 |
| 広島 | 123,677 | 1,241 | 91,397 | 89,594 | 24,421 |
| 徳島 | 29,590 | 506 | 27,264 | 26,990 | 2,239 |
| 香川 | 74,287 | 3,104 | 68,515 | 68,507 | 9,170 |
| 愛媛 | 101,213 | 1,550 | 76,804 | 75,127 | 29,948 |
| 高知 | 40,784 | 1,905 | 28,203 | 28,056 | 13,887 |
| 九州 | 466,182 | 10,125 | 374,219 | 370,428 | 111,182 |
| **合計** | **2,480,193** | **58,285** | **2,025,710** | **2,006,076** | **470,923** |

（注） 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

## 14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2021年9月末現在

（単位 百万円）

| 都道府県別 | 貯金 | 借入金 | 払込済出資金 | 預け金 | うち系統預け金 | 信用貸出金 | 報告組合数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 565,446 | 80,359 | 84,744 | 626,842 | 623,048 | 91,944 | 68 |
| 宮城 | 71,511 | 490 | 3,777 | 58,721 | 57,638 | 11,512 | 1 |
| 山形 | 5,079 | - | 556 | 3,610 | 3,386 | 561 | 1 |
| 福島 | 8,588 | 940 | 599 | 11,071 | 10,295 | - | 1 |
| 島根 | 39,158 | 364 | 2,875 | 34,053 | 33,820 | 3,800 | 1 |
| 山口 | 60,342 | - | 3,715 | 44,961 | 44,048 | 10,619 | 1 |
| 熊本 | 5,758 | 172 | 622 | 4,402 | 3,654 | 985 | 1 |
| 大分 | 24,694 | - | 1,503 | 17,192 | 16,394 | 5,166 | 1 |
| **合計** | **780,576** | **82,325** | **98,391** | **800,852** | **792,283** | **124,587** | **75** |

（注） 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

## 発刊のお知らせ

# 農林漁業金融統計2021

A4判　186頁
頒 価　2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編　集…株式会社農林中金総合研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11　TEL 03(6362)7753
FAX 03(3351)1153
発　行…農林中央金庫
〒100-8155 東京都千代田区大手町1-2-1

〈発行〉 2022年1月



農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

## ホームページ「東日本大震災アーカイブズ(現在進行形)」データ寄贈のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報をデータベース化し、2012年３月より、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」で公開してまいりました。

発災後10年を迎え、この取組みを風化させないため、関係団体と協議のうえ、このホームページに掲載した全国から提供いただいた情報を国立国会図書館へ寄贈することとし、国立国会図書館ホームページ「東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」からの閲覧が可能となりましたので、ご案内申し上げます。

（株）農林中金総合研究所

＜寄贈先：国立国会図書館ホームページ＞

国立国会図書館
東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）
[URL: https://kn.ndl.go.jp/ ]

※

国立国会図書館
インターネット資料収集保存事業
（WARP）
[URL: https://warp.da.ndl.go.jp/ ]

「農林漁業協同組合の復興への取組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）（承継）」のデーター覧
(https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=(repository_id:R200200057)&lang=ja_JP)
閲覧いただくページは国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）で保存したものとなります。

※検索手順：①（ひなぎく）HPから「詳細検索」タブを選択。
②「詳細検索ページ」が開いたら「全ての提供元を表示」ボタンを押下。
③ページ下部の「全て選択/解除」ボタンで一旦✓を外してから、提供元「農林漁業協同組合の復興への取組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）」を選択のうえ、キーワードをいれて検索してください。
→「(詳細情報を見る)」をクリックすると、テキスト情報が掲載されます。

**本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。**
送り先　〒151-0051　東京都渋谷区千駄ヶ谷５－27－11　農林中金総合研究所
FAX　０３－３３５１－１１５９
Eメール　norinkinyu @ nochuri. co. jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。

# 農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2022年２月号第75巻第２号〈通巻912号〉２月１日発行

編　集
株式会社 農林中金総合研究所／〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700
編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159
URL : https://www.nochuri.co.jp/

発　行
農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所
永井印刷工業株式会社